

阪南市総合計画
(2001~2010)

うみ・やまを愛し、幸せをささえあう、
安心とうるおいのあるまち 阪南

Yanagawa City

ごあいさつ

本市は、平成3年10月の市制施行を契機に、平成5年3月に平成13年度を目標年次とする阪南市総合計画を策定し、「海・緑・太陽にめぐまれ、ふれあいと活力のある快適な居住・文化・産業都市」を将来の都市像として、まちづくりの推進に全力をあげ取り組んでまいりました。

この間、我が国の社会経済環境は長引く景気低迷、少子高齢化、IT革命、地方分権の進展など大きく変化しております。また、本市を取り巻く環境についても関西国際空港の開港、第二阪和国道の事業着手などの地域整備が進展するなど、大きな変化を遂げております。

このような状況の中で、21世紀にふさわしい新しいまちづくりの方向として、このたび2010年（平成22年）を目標年次とする総合計画を策定いたしました。

この総合計画では、市民の誰もが自然や人を大切にし、安心して、いつまでも住み暮らせることができ、豊かな人のこころや豊かな自然を育み、そして誇りと愛着をもちつづける、こころのふるさととなる「居住都市・阪南市」の実現に向けたまちづくりを基本理念として、「うみ・やまを愛し、幸せをささえあう、安心とうるおいのあるまち 阪南」を将来の都市像として定めています。

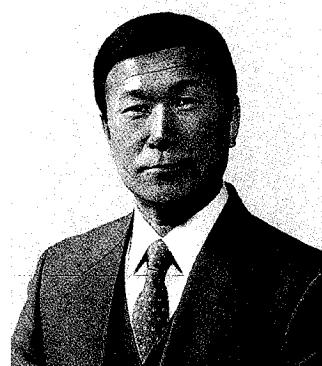
これは、人と生活に重点を置いた行政施策を推進していくことにより、市民の誰もが住んで良かった、また、誇りを持てるまちづくりを推進したいと考え、施策の方向や施策内容を取りまとめたものであります。

今後は、本総合計画をまちづくりの基本指針として、開かれた市政の推進とより一層の市民参画を得ながら、計画的、協働的なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民皆様の積極的なご参加とご協力をいただきますようお願ひいたします。

結びに、本総合計画を策定するにあたりまして、ご尽力をいただきました総合計画審議会委員の方々、市議会議員各位、そして市民意識調査やワークショップ等で貴重なご意見やご協力をいただきました市民の皆様、その他関係の方々に心より厚くお礼申し上げます。

平成13年3月

阪南市長 室 篤和



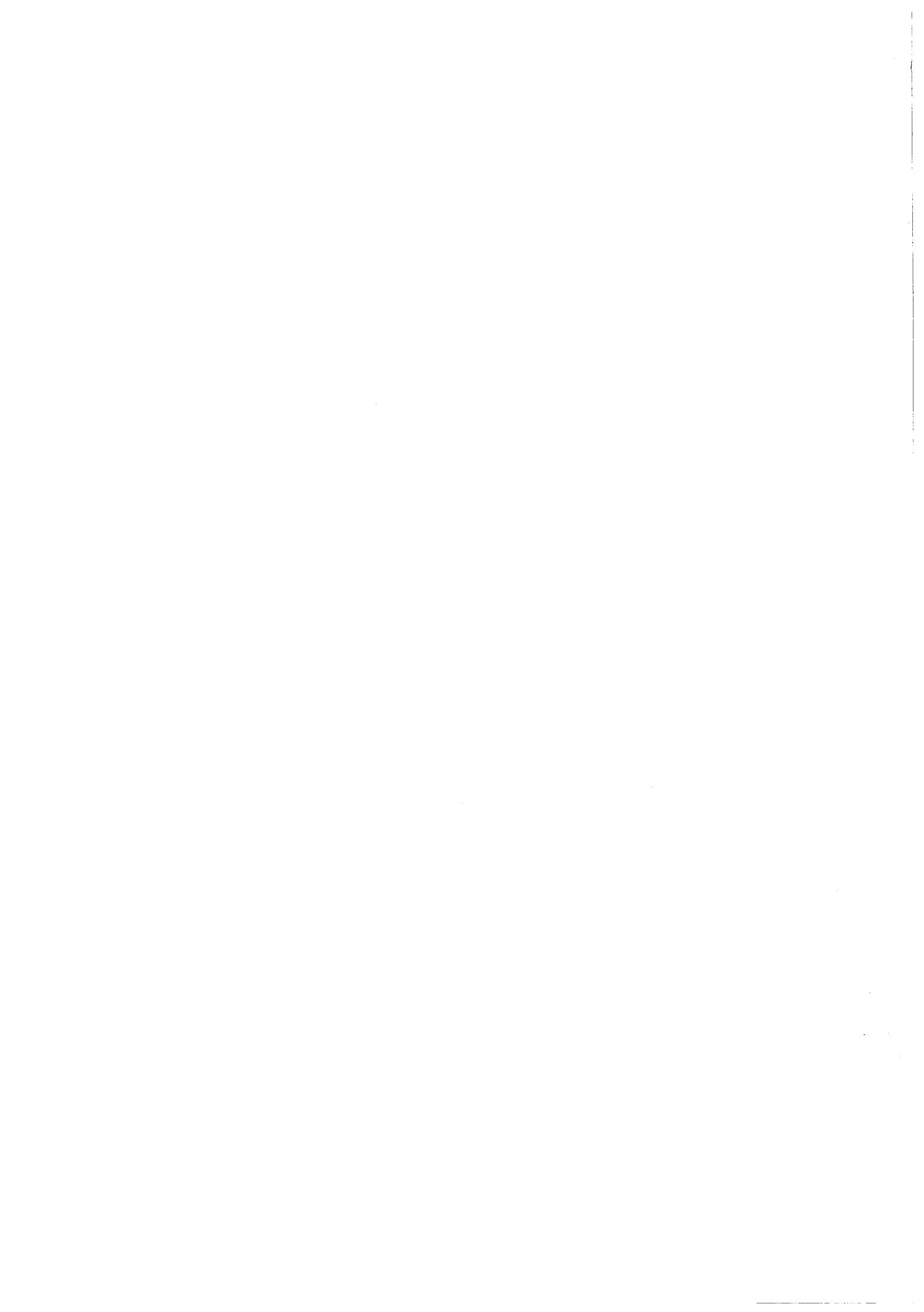
第1部 基本構想

第1章 計画策定の背景	1
第1節 阪南市の概況	1
第2節 社会情勢の変化	4
第3節 阪南市の基本的課題	6
 第2章 計画の前提	8
第1節 計画策定の意義と目的	8
第2節 計画の構成	8
第3節 計画の目標年次	8
第4節 将来人口の設定	9
 第3章 将來の都市構想	10
第1節 基本理念	10
第2節 将來の都市像	11
第3節 基本目標	12
第4節 土地利用と地域区分別整備の方向	14
 第4章 施策の大綱	20
第1節 施策の大綱	20
第2節 施策の基本方向	21

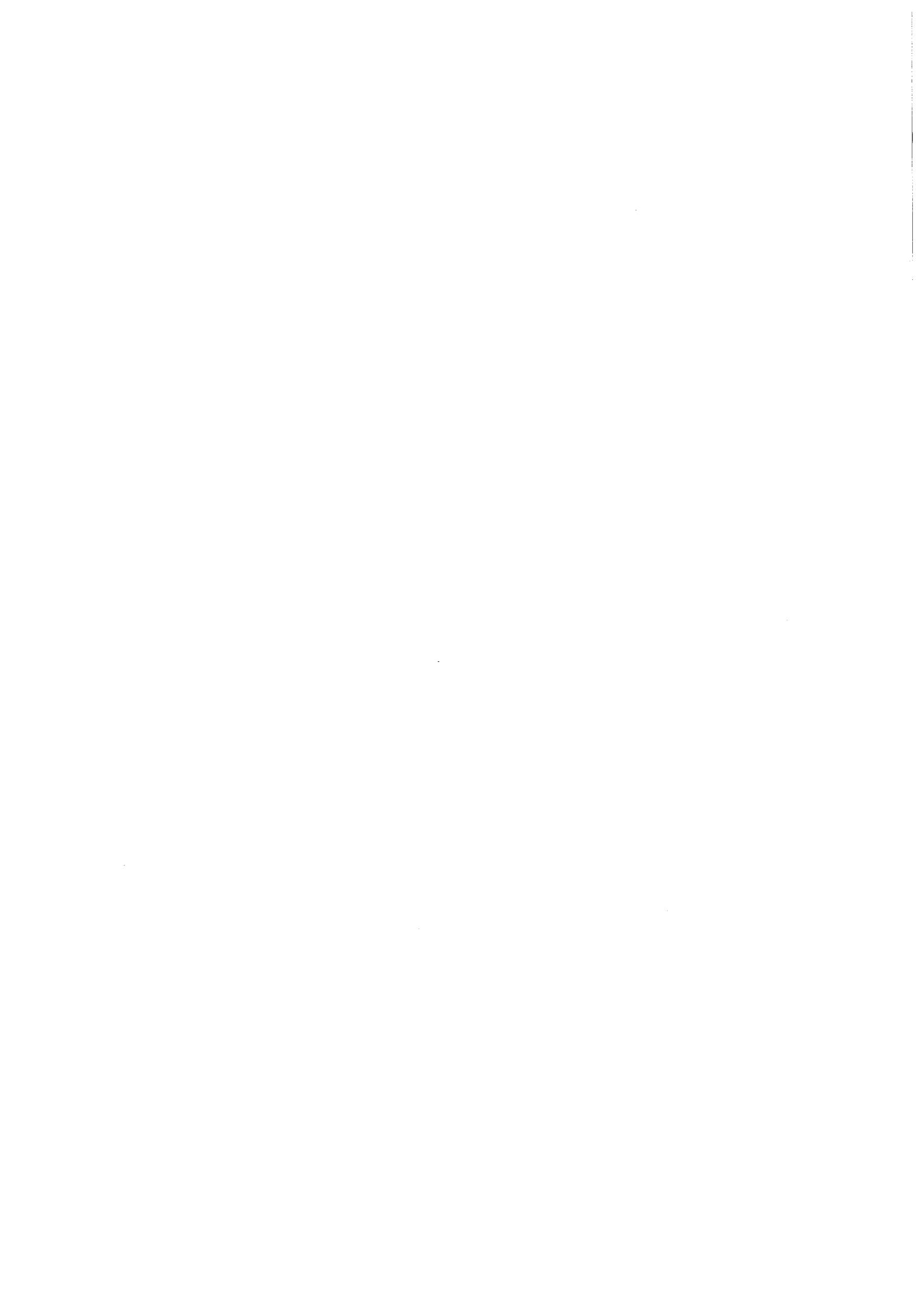
第2部 基本計画

I. 施策の体系	27
第1章 安心・安全のまち：やすらぎのある住環境を支える	
社会システムの形成	33
第1節 健康で安心して暮らせる保健・救急・医療システムの構築	33
第2節 安心して自立した生活を支える地域福祉の充実	36
第3節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	39
第4節 安心して暮らせる福祉社会づくり	42
第5節 安全に暮らせる防災基盤形成と防災・消防体制づくり	46
第6節 安全な暮らしを支える防犯や交通安全等の基盤づくり	49
 第2章 出会い、躍動するまち：次世代に引き継ぐ都市基盤の形成	51
第1節 広域的道路網の整備と生活空間道路の整備	51
第2節 総合的な交通サービスの充実	54
第3節 海浜空間の都市機能の強化	57
第4節 自然とのふれあいに配慮した市街地整備の促進	59
第5節 安全で多彩な生活を創造する情報通信基盤の整備	62
第6節 安定した暮らしを支える供給処理システムの充実	65

第3章 楽しく暮らせるまち：豊かな住生活を支える環境の形成	68
第1節 誇りと愛着を持てる中心市街地づくり	68
第2節 「水と緑」「歴史・文化」を活かし心のふるさとを育むまちづくり	70
第3節 市街地の個性を活かした多様で魅力ある都市景観の創出	74
第4節 多様な居住環境が享受できる住宅・住環境の整備	76
第5節 環境と共生するまちづくり	78
第4章 心の豊かさを育むまち：生涯にわたって自分らしく生きる人を育て文化を育む環境の形成	81
第1節 健やかな心とからだを育む学校教育の推進	81
第2節 生きる力を育む青少年の健全育成の推進	85
第3節 生きがいを創出する生涯学習・生涯スポーツ社会の形成	88
第4節 地域の連携を活かしたコミュニティづくり	91
第5節 地域に根ざした特色ある学校・地域教育づくり	93
第6節 地域文化の創造	95
第7節 国際交流の推進	97
第5章 多様な産業の育つまち：居住都市にふさわしい産業構造の形成	99
第1節 海・山などの自然や歴史・文化を活かした資源活用型産業の振興	99
第2節 居住都市にふさわしい多様な産業の振興	102
第3節 はんなんの次世代産業の育成と振興	105
第4節 にぎわいと活力ある地域商業の振興	107
第5節 労働環境の向上と消費生活の充実	109
第6章 人をおもいやり生かすまち：あらゆる市民が参画し、公正で開かれた地域社会の形成	111
第1節 誰もが平等に暮らせ人権が尊重される社会の形成	111
第2節 男女共同参画により誰もが能力を発揮できるまちづくり	113
第3節 市民参画によるまちづくりの促進	115
第4節 市民に開かれた行政システムの体制づくり	118
第5節 広域行政の推進	120
II. 戦略的プログラム	122
III. 地域区分別整備方針	130
計画推進にあたって	138
資料	140



第1部 基本構想



第1章 計画策定の背景

第1節

阪南市の概況

1. 位置と地勢

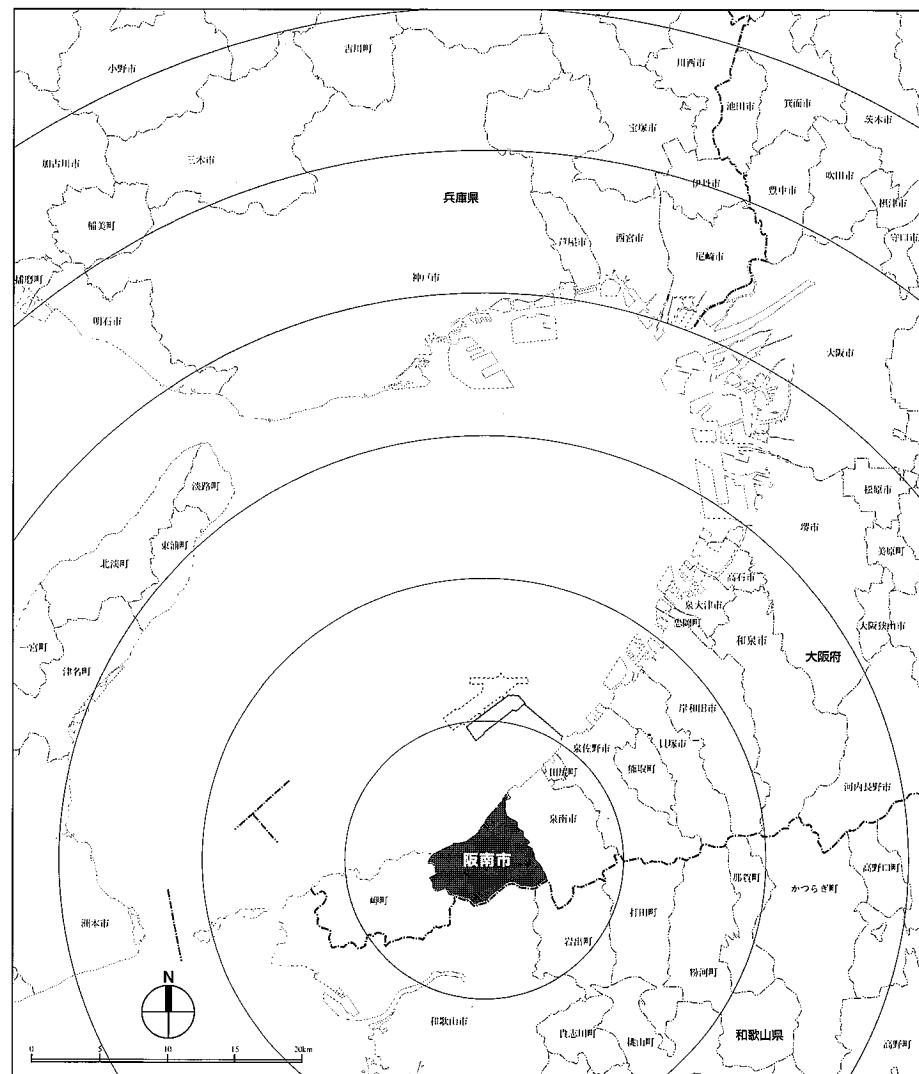
本市は、大阪府の南部に位置し、大阪市の中心部から約45km、和歌山市の中心部からは約10kmの距離にある。東は泉南市に、西は岬町に、南は和泉山脈を境として和歌山県に接し、北は波静かな大阪湾に面している。

地勢的には、東西約8km、南北約6km、面積約36.10km²の市域を有し、そのうち約60%が和泉山脈の山地となっており、古くからの市街地は和泉山脈から流れ出る河川がつくった平野部に形成され、近年では和泉山脈裾野の丘陵部に住宅の開発が進み居住都市としての性格を強めている。

交通は、鉄道では海岸に沿って南海電鉄が、内陸部にはJR西日本が、道路では、国道26号が臨海部を、近畿自動車道が内陸部を大阪から和歌山への動脈として走っている。

気候は、瀬戸内式で、雨量は少なく、冬は温暖である。

■阪南市の位置図



2. まちのあゆみ

本市は、古い歴史を有し、市域内で確認されている最も古い遺物は、縄文時代草創期の石器であり、これに続く縄文時代、弥生時代の遺構や遺物もいくつかの遺跡から確認されている。古墳時代には玉田山古墳などがあつられ、奈良時代には律令制のもと、「和泉国日根郡鳥取郷」に含まれていた。

平安時代になると全国に荘園がおかれる中、市内には、京都の上賀茂神社領の「笛作荘」と河内の觀心寺領の「鳥取荘」があった。また、平安時代末期からの貴族や庶民による熊野参詣が始まり、熊野街道筋の山中渓では宿場街として賑わった。

南北朝期には、箱作の井山城などで南・北朝の攻防が繰り広げられ、中世末期には織田信長の泉州進駐の際に波太神社に陣がおかれた。

近世の江戸時代には、箱作、貝掛、舞、山中新田の4カ村は、土浦藩単独支配下であった「下ノ庄」に属し、残りの尾崎、下出等の10カ村が「鳥取庄」としてまとまり、幕領、私領が短期間で交代する畿内共通の形が明治まで続いた。

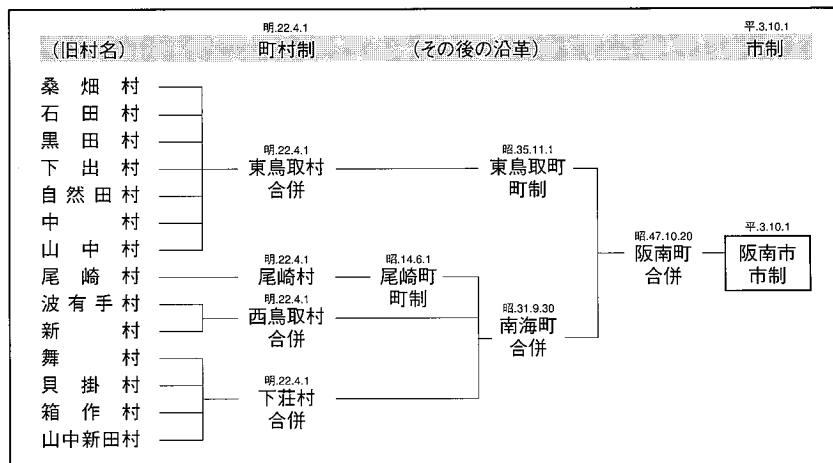
この時期には、農業・漁業を中心としながらも、綿織物や瓦の製造業、石切り業等、この地方特有の新しい産業が生まれた。

明治に入り、明治22(1889)年に町村制が施行され、14カ村あったものが4カ村にまとめられ、また、明治30(1897)年には南海鉄道が尾崎まで伸びた。

昭和31(1956)年には、4カ村のうち東鳥取村を除く3町村が合併して南海町が成立した。その後、東鳥取村は昭和35(1960)年に町制を施行した。

昭和40年代より農村地域としての性格から大阪近郊の住宅都市として急成長する中で、昭和47(1972)年には南海町と東鳥取町の合併により、阪南町となり、昭和61年に阪南町総合計画を策定し都市基盤の整備を進めた。その後、平成2年の国勢調査で人口5万人を突破し、平成3(1991)年10月1日に市制を施行し阪南市となった。

平成5年には阪南市総合計画(阪南町総合計画を改定)を市制施行に伴って策定し、「海・緑・太陽にめぐまれ、ふれあいと活力のある快適な居住・文化・産業都市」をめざして、まちづくりを推進してきた。



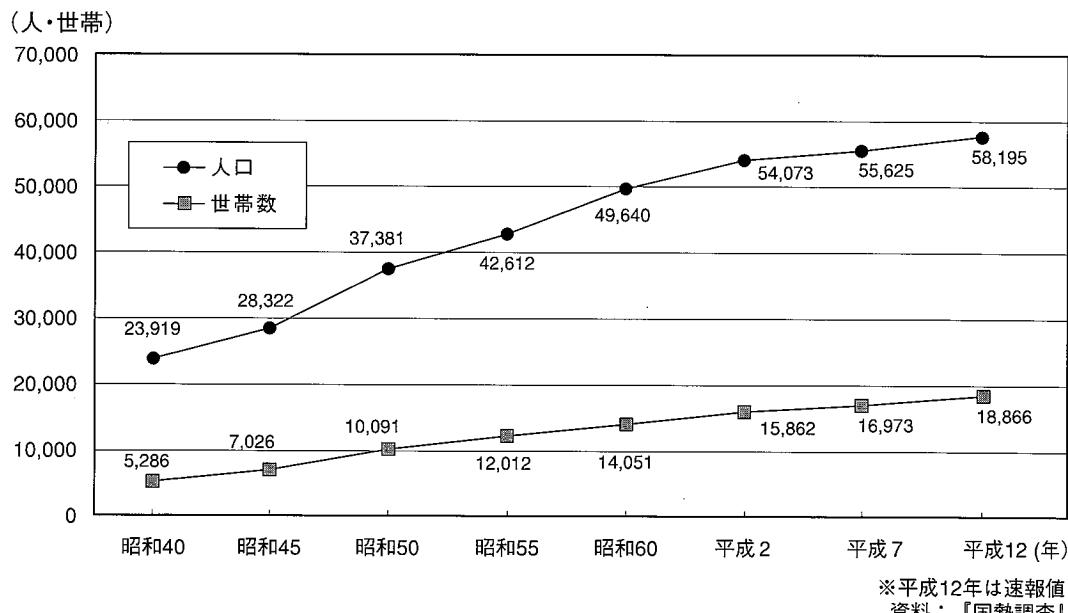
3. 人口

平成7年10月1日の国勢調査によると、本市の人口は55,625人、世帯数は16,973世帯で、平成12年10月1日の国勢調査速報値では、人口は58,195人、世帯数は18,866世帯となっている。

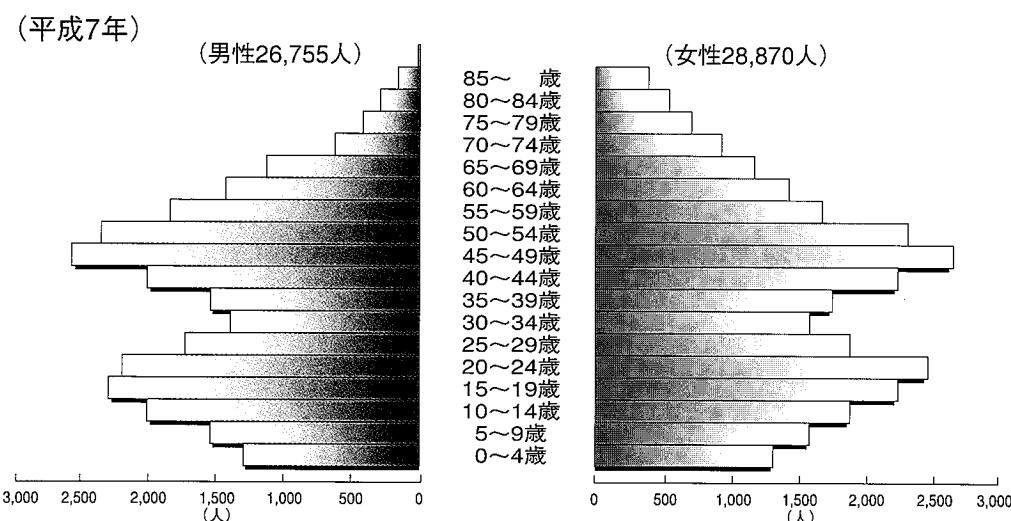
人口および世帯数の推移をみると、昭和40年代・50年代に大幅に増加したが、それ以降も平成2年ごろまで高い増加率を示している。しかし、平成2年以降は、増加率も微増傾向となり、最近ではほぼ横ばい状態となっている。昭和40年を基準とする平成12年時点の伸び率は、人口で143%、世帯数で257%となっている。

近年では増加率が低下傾向にあるが、大阪府全体や泉州地域全体に比べると高い増加率を維持している。

■阪南市の人口・世帯数の推移



■阪南市の年齢別(5歳階級別)・男女別人口



第2節 社会情勢の 変化

1. 社会経済環境の変化

(1) 経済の変化

わが国の経済は、いわゆるバブル経済の崩壊以後、大きな転換期を迎えており、経済活動のグローバル化、ボーダーレス化が進み、地球規模での地域間競争が激化している中、人々の意識や生活様式が多様化し、企業や個人が新たな価値観を求めるようになるとともに、バブル経済の崩壊によって高度経済成長時代のような右肩上がりの時代が終わり、成熟経済社会への移行が進んでいる。

このため、規制緩和や自由公正な市場の創出など、新しい経済発展の仕組みづくりが必要となっている。

(2) 社会の変化

医療技術の高度化などによる平均寿命の伸びとともに、わが国では、老齢人口が大幅に増加し、世界に類を見ない速度で高齢化が進展している。また、晩婚化の進行等により出生率が低下しており、今後も少子化傾向が続くことが予測される。

このため、少子高齢化社会を迎えるにあたり、若年層の減少や社会保障費の増加による国民負担の増大、経済活力の低下、核家族化の進行や、高齢者の社会参加などに対応した、*ノーマライゼーションの理念などを取入れたまちづくりを一層進めていくことが必要となっている。

(3) 地球環境問題への対応とリサイクル社会への移行

高度経済成長期に顕在化した大気汚染や水質汚濁といった公害に対しては、防止技術の開発や排出規制などの取組みにより改善されてきた。近年では、大量に排出されるごみ問題や化学物質・廃棄物による新たな環境汚染、二酸化炭素の増加による地球温暖化、酸性雨問題など、国や地域に限定されない地球規模の環境問題が顕在化してきている。

このため、環境に負荷のかからない経済社会システムの形成をめざして、リサイクルシステムの構築や省エネルギー・省資源化などにより、自然環境との共生や地球環境にやさしい循環型社会への移行を進めていくことが必要となっている。

(4) 高度情報化・IT革命の進展

IT革命といわれる情報通信技術の飛躍的な進展は、個人の生活や企業活動に大きな変化を与えており、世界中に広がるネットワークを活用した*ライフスタイルやワークスタイルの多様化が進みつつある。一方で、無秩序な情報の氾濫やプライバシーの侵害、情報の入手・利活用の格差など、様々な問題も生じてきている。

このため、個人や企業が多様な情報を受け取ることができることのメリットを生かすとともに、暮らしやすい地域社会を支える情報システムの構築など、豊かで利便性の高い高度情報化社会の形成が必要となっている。

*ノーマライゼーション

すべての人々が共に生活し、互いに助け合う社会を実現するため、若者も高齢者も障害のある人もない人も、共に平等に社会の一員として生活し、活動できる地域社会づくりをめざすという考え方。

*ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住に限らず人生観や仕事観、交際や娯楽の仕方などを含む暮らしぶり。

2. 阪南市を取り巻く社会経済環境の変化

(1) エアポートフロントと*太平洋新国土軸形成への期待

平成6年に開港した関西国際空港は、現在、世界のハブ空港をめざして2期工事が進められているところである。本市は、この空港の立地インパクトを活かして国内外の交流・連携の要にふさわしいエアポートフロントとしての発展が期待されている。

また、将来、紀淡海峡連絡道路等の推進により、太平洋新国土軸の形成の一翼を担う地域としてのさらなる発展の可能性を秘めるとともに、大阪湾環状軸と太平洋新国土軸の結節地域としての大きな役割が期待される地域である。

(2) 市を取り巻く新たな潮流

IT革命や少子高齢化の進展、経済のグローバル化、ボーダーレス化、地球環境問題等の社会の大きな潮流は本市においても、市民生活やまちづくりのあり方、行政手法等に大きな変革をもたらすものであり、インターネットの普及やリサイクルの推進、人権尊重や男女共同参画社会への取組み、ボランティアや*NPO活動の活発化、*PFIの導入等の公共事業の改革など、新たなシステム構築への動きが高まっている。

このため、時代の潮流に適切に対応した地域社会を形成するためには、従来のシステムを再構築することが必要となっている。

(3) 市民ニーズの変化

阪神・淡路大震災の経験等を通じて、人々の安全に対する危機管理意識が高まってきており、本市においても、定住意向が高く、「暮らしやすい生活環境」を求める中において、安心・安全な生活や防災基盤に対する関心が強まっている。また、情報化・少子高齢化が進展する中、市民のライフスタイルやライフサイクルが変化するとともに、ボランティアやNPOなど地域の活動への参加意識が高まっている。

このため、市民のニーズの新たな変化に適切に対応し、市民と協働したまちづくりや社会システムづくりを進めることが必要となっている。

(4) 地方分権、広域行政の動き

地方分権の推進に関する法律が施行され、地方分権の新たな動きが進んでいる。国、府、市の適切な役割分担を通じ、本市における自主性、自立性を高め、活力に満ちた特色のある地域社会の形成が必要となっている。

また、豊かな地域社会の形成に向けて、本市の行政サービスの効率的・効果的な実施や、行政と市民、企業の役割分担と連携、諸資源の有効活用に向けた広域的な地域連携による取組みも重要となってきた。

*太平洋新国土軸…平成10年3月に策定された新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において示された4つの国土軸のひとつ。沖縄から九州中南部、四国、紀伊半島を経て中京に至る地域及びその周辺地域。

*PFI… (Private Finance Initiativeの略)
従来公共部門が行っていた社会資本整備に、民間の活力を導入する手法。政府や自治体が公共事業等を行なうにあたって施設の設計や建築、資金調達、運営管理などを競争入札等で選んだ民間の業者に任せるもの。

*NPO… (Non Profit Organizationの略)
ボランティア団体や市民団体などの民間の非営利組織。

第3節 阪南市の 基本的課題

1. 安心して安全に暮らせるまちづくり

少子高齢化の進展や介護保険の導入などの社会環境が変化する中、人の生命や財産を守り安心して安全に暮らせるまちづくりが強く求められている。このため、医療機能の充実とともに、保健・医療・福祉が連携した市民の健康保持や予防、疾病の治療、リハビリテーション、介護までの一体的な地域ケアシステムの構築などが求められている。また、防災・防犯機能の整備など安全な社会形成に向けての基盤・仕組みづくりが求められている。

2. 骨格となる都市基盤の形成

市民の利便性確保に重要な役割を担う道路交通網の整備などについては十分な状況とはいえず、広域幹線道路の整備とともに生活圏域ごとのきめ細かな地域交通ネットワークの整備や生活者の視点にたった道路環境等の整備等が求められている。また、海浜部における自然に配慮した都市機能の整備や上下水道・し尿処理などの安定的な供給処理システムの整備、*CATVをはじめとする情報通信基盤の形成が求められている。

3. 地域アイデンティティの形成と新たな環境創造

本市には、大都市近郊において住むのに適したおだやかな海や山の自然環境が残されており、また、古くからの街道筋や伝統的な街並みなどの歴史・文化資源、特色ある美しい眺望景観などの空間資源を有している。こうした資源や空間を活かして、市民の心のふるさととなる良好な生活環境や都市景観の形成とともに、多様な住まい方が享受できる住宅や住環境の形成が求められている。また、ごみ対策やリサイクル対策、新たな環境の創造など、環境と共生する循環型社会の形成が求められている。

4. 時代に適応した教育環境の整備や人材育成の促進

時代に適応した適切な教育環境を整備するとともに、地域コミュニティの形成や地域一体となった青少年の健全育成の場づくりが求められている。また、生きがいを創出する生涯学習・生涯スポーツ社会の形成や文化を育む環境の整備に向けた取組みや関西国際空港のエアポートフロントとしての立地条件を活かした国際交流の推進が求められている。

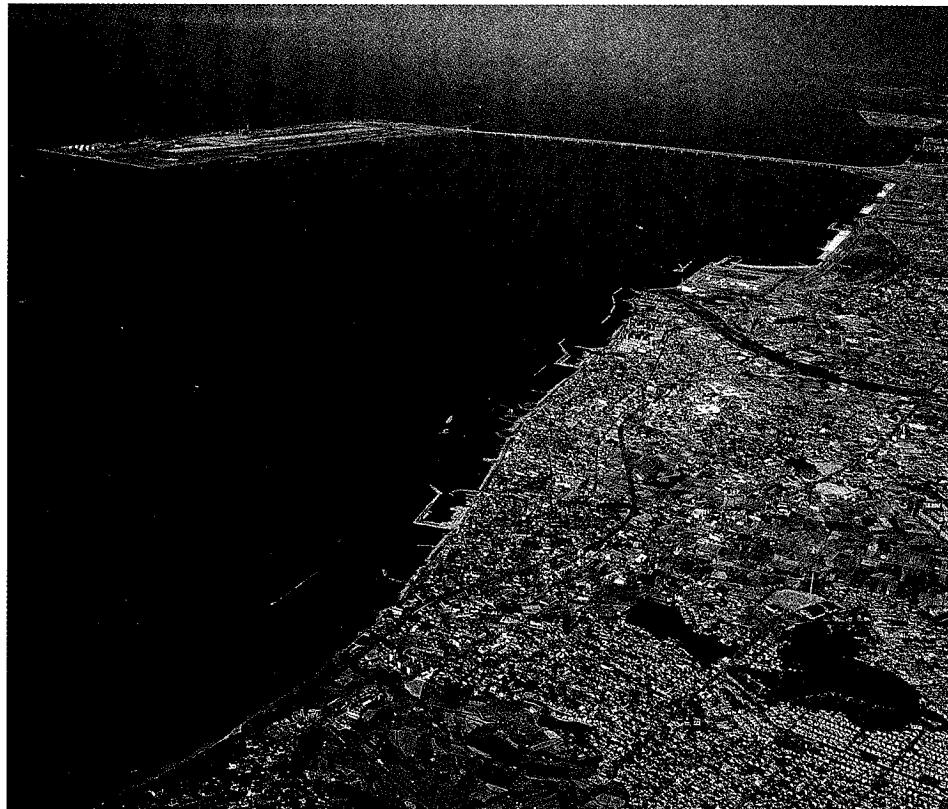
*CATV…同軸ケーブルや光ファイバーケーブルなどを用い、テレビ番組などを加入者に提供するシステム。かつてはCommunity Antenna Televisionの略とされていたが、現在はケーブルテレビの略として使われる。

5. 活力ある産業構造の形成

本市の産業は、地場産業であった繊維産業が衰退するなど、地域の活力を生み出す産業資源に乏しい状況にある。居住都市としての生活環境や人的資源を活かし、コミュニティを支援するサービス業や地域商業の集積など新たな産業の振興や海・山等の地域の資源を活かした集客交流産業の振興、関西国際空港の活用や将来を見越した次世代の新産業の育成など、新たな産業構造の形成が求められている。

6. 平和で差別のない社会と市民参画による地域社会の形成

人権が尊重され、公正で平和な地域社会のもと、男女共同参画など誰もが能力を発揮できる社会の形成とともに、ボランティアやNPO、PFIなどを活用した新たな市民参加と行政、市民、企業の連携による地域社会づくりのシステムの形成が求められている。また、市民に開かれた行政システムの構築とともに、広域的な地域連携によるまちづくりが求められている。



阪南市と大阪湾

第2章 計画の前提

第1節 計画策定の 意義と目的

平成5年3月に策定した総合計画（昭和61年に策定した阪南町総合計画を改定）にもとづいて、計画的で調和のとれたまちづくりをめざして計画を推進してきた。この間、関西国際空港の開港と共に伴う関連地域整備の進展など、本市とその周辺地域の活性化を促進する地域整備が進められ現在に至っている。さらに、関西国際空港については、全体構想の実現に向けて2期事業が着手されるなど、今後、ハブ空港としての役割が拡大するとともに空港を活用した広域国際交流圏の一翼を担う地域形成に向け、特色ある地域整備が求められているところである。

一方で、我が国の社会経済環境は大きな転換期にあり、これまでのような右肩上がりを基調とした都市経営が成立しにくくなっています。また、阪南市としての特色を活かした地域の活性化や都市経営のあり方を踏まえた新たなまちづくりの方向づけが必要となっている。

以上のことから、本総合計画は、本市を取り巻く環境変化と地域特性を踏まえ、都市基盤の整備や良好な市街地環境の整備といった課題の解決はもとより、新たな社会の潮流にも対応した施策展開や市民と行政の協力体制づくりなど、21世紀における新たなまちづくりへの指針の策定を目的とするものである。

第2節 計画の構成

本計画は、基本構想および基本計画から構成される。基本構想は、本市の特色および基本的課題を踏まえ、望ましい将来の都市像を描くとともに、計画の基本目標、ならびに施策の大綱と基本方向を示すものである。

基本計画は、基本構想に掲げた目標を実現していくための施策体系と個別施策の内容、総合的に取組むべき施策としての戦略的プログラム、および地域別整備方針により構成される。

第3節 計画の目標 年次

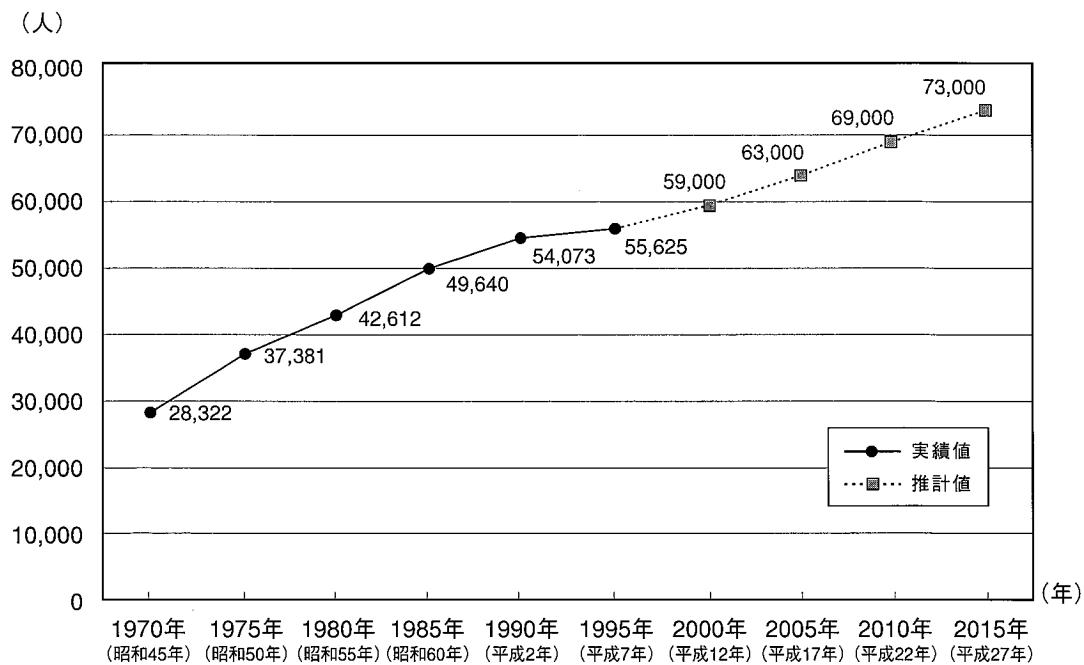
計画の目標は、2015年（平成27年）を見通しつつ、おおむね2010年（平成22年）を目標年次とする。

第4節 将来人口の設定

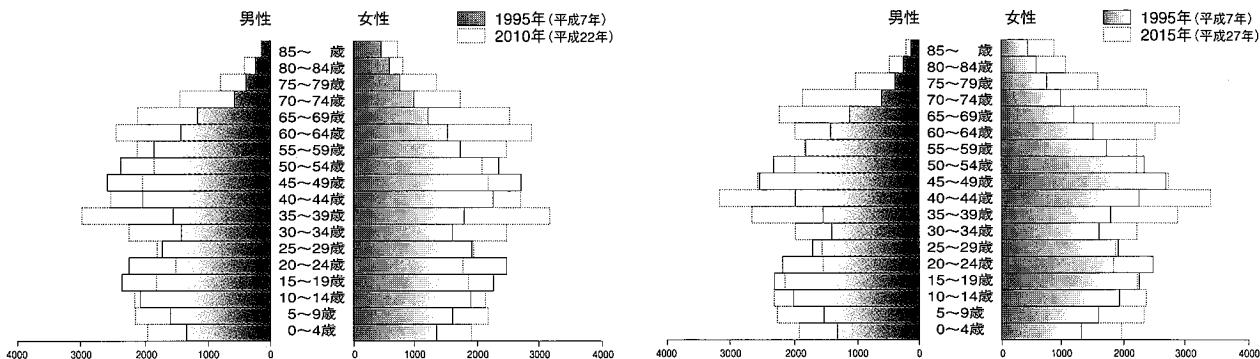
本市の人口は昭和40年代の住宅開発以降順調な増加を示してきたが、少子高齢化や転入人口の伸びの低下などにより、近年は人口の増加率が鈍化している。しかしながら、大規模開発地での人口増加や新たな住宅開発の進行などを踏まえると、今後も一定の人口増加が想定される。

このため、本市では、将来の目標人口の設定にあたって、現在の宅地開発状況から目標年次に向けて長期的に転入促進が進むものと想定し、将来人口を2010年（平成22年）で約69,000人、2015年（平成27年）については約73,000人と設定する。

■将来人口の設定



■年齢別（5歳階級別）・男女別人口（1995年（実績）・2010年（推計）・2015年（推計））



第3章 将來の都市構想

第1節

基本理念

21世紀を迎え、本市を取り巻く社会経済環境は、グローバル化、ボーダーレス化、IT革命、少子高齢化の進行など、大きな変革期を迎えるとしている。

一方、関西国際空港に隣接する本市は、空港の2期事業の完成を見据え、内外の交流・連携の要にふさわしいエアポートフロントとして、また、紀淡海峡連絡道路の整備等による太平洋新国土軸の形成と連携した地域として、今後の発展が期待される地域である。

このような中、社会経済環境の変化に適応し、21世紀を迎える本市が発展していく鍵を握っているのは、本地域の「ひと」、まさしく、阪南市民一人ひとりである。

この「ひと」を大切にし、誰もが、安心して、安全に暮らせる、阪南市を築いていくことが、最も重要なことである。

幸い、本市には、海・山の豊かな自然があり、豊かな郷土文化が残り、そして豊かな人情味があふれるという、魅力を有している。また、市民の多くが、このまちに住み続けたいという希望を持ち、居住都市としての阪南市に期待を抱いている。

このことから、誰もが自然や人を大切にし、安心して、いつまでも住み暮らすことができ、豊かな人のこころや豊かな自然を育み、そして、誇りと愛着を持ち続けることができる、こころのふるさとなる「居住都市・阪南市」の実現に向けて、まちづくりを推進する。

ひとの視点にたって、

- 人が安心して住みつづけたい居住都市
- 人や自然の豊かさが育まれる居住都市
- 誇りと愛着がもてる居住都市

の実現をめざす。

第2節 将来の都市像

総合的な道路交通体系、上下水道などの基本的な都市基盤や生活環境の安全性・利便性などの基本的な都市機能を着実に整備していくとともに、本市の有する自然環境や歴史・文化資源を大切にし、人情味豊かな居住都市の魅力を最大限に活かした21世紀にふさわしい潤いと豊かさのある都市の形成をめざす。

このため、将来の都市像については、人や自然の豊かさが育まれるよう海・山の自然に能動的に接して、共生する都市、市民の一人ひとりが支えあい安心して住み続けることができる都市、そして、なによりも市民が潤いを感じ、いつまでも誇りと愛着を持ち続けることができる都市を創造する観点から以下のとおり設定する。

**うみ・やまを愛し、幸せをささえあう、
安心とうるおいのあるまち 阪南**

(英語)

●Hannan : A safe and comfortable city of nature-loving people who work together in good-will

(フランス語)

●Hannan : Une ville sûre et agréable d'amoureux de la nature où l'harmonie règne

(中国語)

●热爱自然、共创幸福、安心生活、情趣盎然 的城市：阪南

(ハングル)

●자연을 사랑하고、서로의 행복을 유지하는、평안과 정감이 있는

마을 한남

第3節

基本目標

阪南市の将来の都市像実現に向けた、基本目標を以下のとおり設定する。

1. 安心・安全のまち

やすらぎのある住環境を支える社会システムの形成

おだやかな風土に育まれ、誰もが生涯を通じて健康にすごすことができ、安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実した環境づくりを進める。

また、災害に強く、安全な都市環境を形成し、やすらぎのある社会システムの整った阪南市をめざす。

2. 出会い、躍動するまち

次世代に引き継ぐ都市基盤の形成

広域的な道路交通体系や地域の生活道路交通体系の構築とともに、自然と共生した市街地整備や都市機能の整備を進める。

また、21世紀の暮らしを支える情報通信基盤や供給処理システムなどの都市基盤を整備し、次世代に引き継ぐにふさわしい都市基盤が整った阪南市をめざす。

3. 楽しく暮らせるまち

豊かな住生活を支える環境の形成

豊かな海と緑、地域の伝統文化、歴史的資源などを活かした居住環境を整備するとともに、環境と共生する地域社会の形成を進める。

また、市民が誇りと愛着を持ち、市民の心のふるさととなるまちづくりを進め、楽しく暮らせるまち阪南市をめざす。

4. 心の豊かさを育むまち

生涯にわたって自分らしく生きる人を育て 文化を育む環境の形成

生涯にわたって健やかで豊かな心を持ち続けることのできる教育・文化環境づくりを進める。

また、一人ひとりの個性を幅広い視点から自由に育て、やさしさと力強さをあわせ持つ国際的な視野に立った人材が育つまち阪南市をめざす。

5. 多様な産業の育つまち

居住都市にふさわしい産業構造の形成

農林水産業の多面的な展開やIT革命に対応した新規産業の育成・振興など常に時代に即応する産業の育つまちづくりを進める。

また、自然を活かした新産業の創出やベンチャー企業の誘致、関西国際空港を活かした産業の創出など、居住都市・阪南市にふさわしい新しい産業構造の創出をめざす。

6. 人をおもいやり生かすまち

あらゆる市民が参画し、公正で開かれた地域社会の形成

誰もが平等に暮らせ、人権が尊重される社会をめざすとともに、男女共同参画や市民参加の社会づくりを進める。

また、公正で市民に開かれた行政サービスの充実を推進するとともに、市民の自主的かつ広範な参画により、みんなが主役の阪南市をめざす。

さらに、周辺地域との広域連携を進め、広域的な行政サービスを展開する。

第4節 土地利用と 地域区分別 整備の方向

1. 土地利用

(1) 土地利用区分

本市における土地利用は、大きくは和泉山脈の山林緑地、臨海部と東側の旧集落の既成市街地、内陸部において開発されている新市街地により構成されている。土地利用区分は、各地域の特性を踏まえ、「既成市街地」、「新市街地」、新たに保全・創造すべき「複合型機能用地」、「農用地」および「山林緑地」をあわせた5区分を設定する。

これら5つの区分ごとに自然環境と歴史的環境に配慮した計画的土地利用を進め、適切な誘導を図るとともに、秩序あるまちづくりと安定的な都市構造の形成を進める。

(2) 区分別利用の方向

①既成市街地

- ・旧集落など既成市街地については、生活道路の整備や防災機能の強化など、居住環境の改善を順次進める。
- ・尾崎駅周辺の中心市街地については、市民が誇りと愛着を持てる空間としての整備を進める。
- ・鉄道各駅周辺については、計画的な都市基盤整備を進め、交通結節機能の向上を図る。
- ・住工混在地域については、住工の健全な共存環境の形成などを進める。

②新市街地

- ・内陸部の新市街地については、計画的な開発により形成された良好な住宅地の保全に努める。土地の適切な利用を図るとともに、住環境の維持・向上に努める。
- ・阪南スカイタウンなど新たに開発されている市街地については、計画的な土地利用を促進し、生態系など環境との共生や自然環境との調和に配慮しながら、良好な環境の市街地の形成を図る。

③複合型機能用地

- ・西部丘陵開発などの大規模開発については、生態系など環境との共生や自然環境との調和などに配慮しながら、住宅地やレクリエーション空間などの良好な市街地の整備を図る。
- ・海浜部については、海浜の保全とともに、リゾート・レクリエーション機能など新しい都市機能の整備や快適な親水空間の形成を進め、市民に開かれた海浜空間の創造を図る。

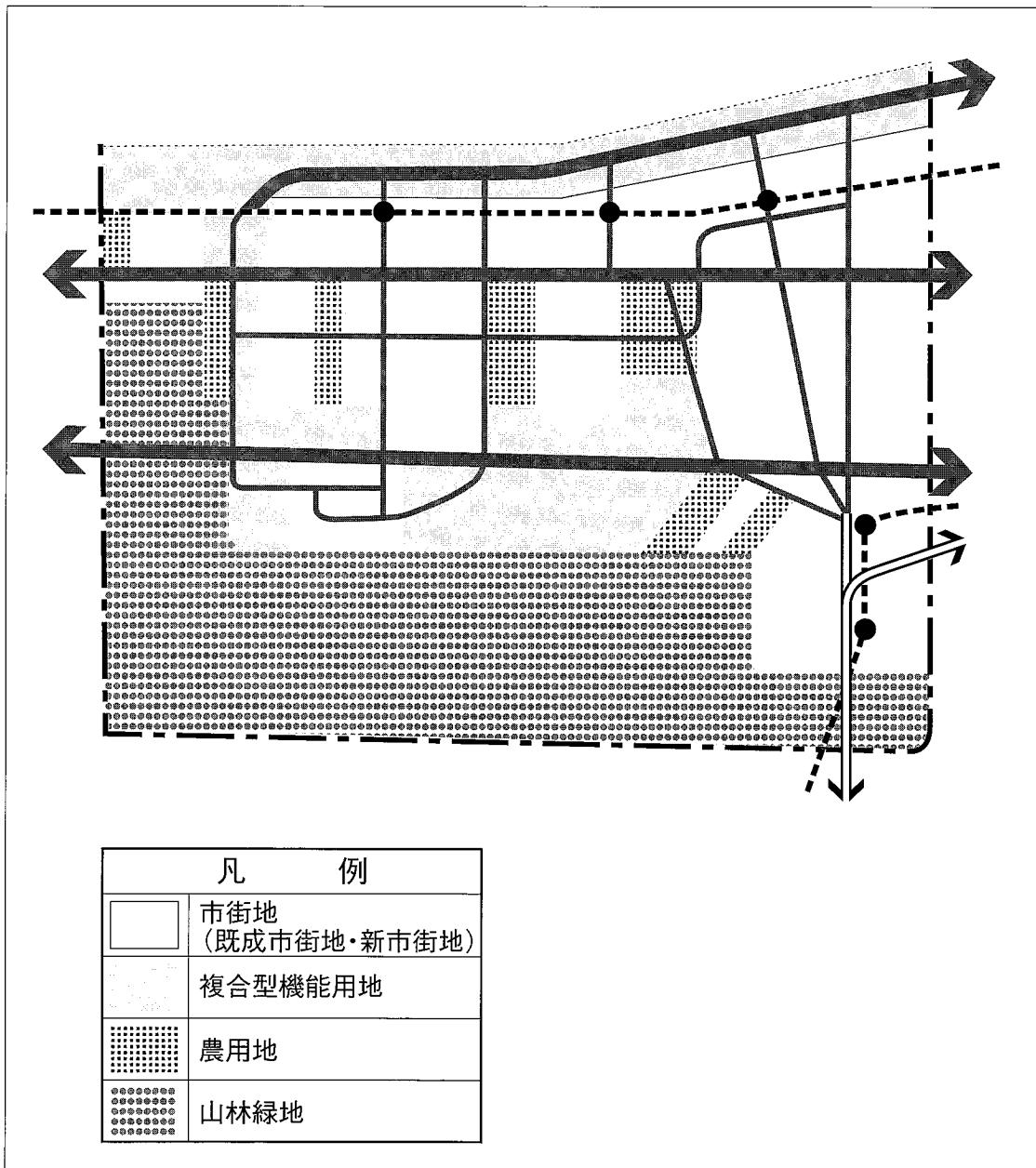
④農用地

- ・農用地については、農業生産の場としての土地利用や農業基盤の充実に配慮しつつ、都市の貴重なオープンスペースの保全を図る。

⑤山林緑地

- ・山林緑地については、近郊緑地保全区域を中心とした良好な自然環境を保全する。また、自然と調和のとれたレクリエーション、健康づくりなどの場としての活用を図る。

■土地利用区分図

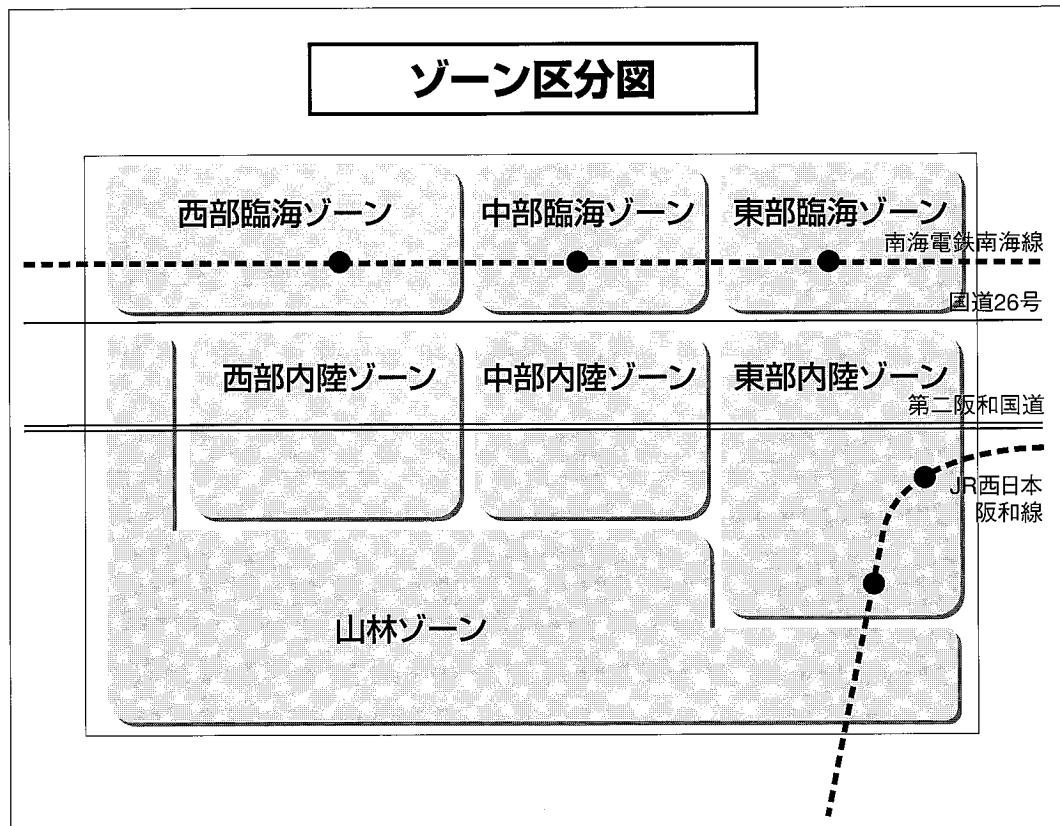


2. 地域区別整備の方向

(1) 地域区分（ゾーン区分）

地域整備の前提となる本市の地域区分（ゾーン区分）については、土地利用区分と利用方向を踏まえ、市街地を、臨海部・内陸部の地形条件、および生活圏と駅勢圏等を考慮して、6つに区分し、これに山間部の近郊緑地保全区域（山林ゾーン）を加えて、全体で7地域区分（ゾーン区分）とする。

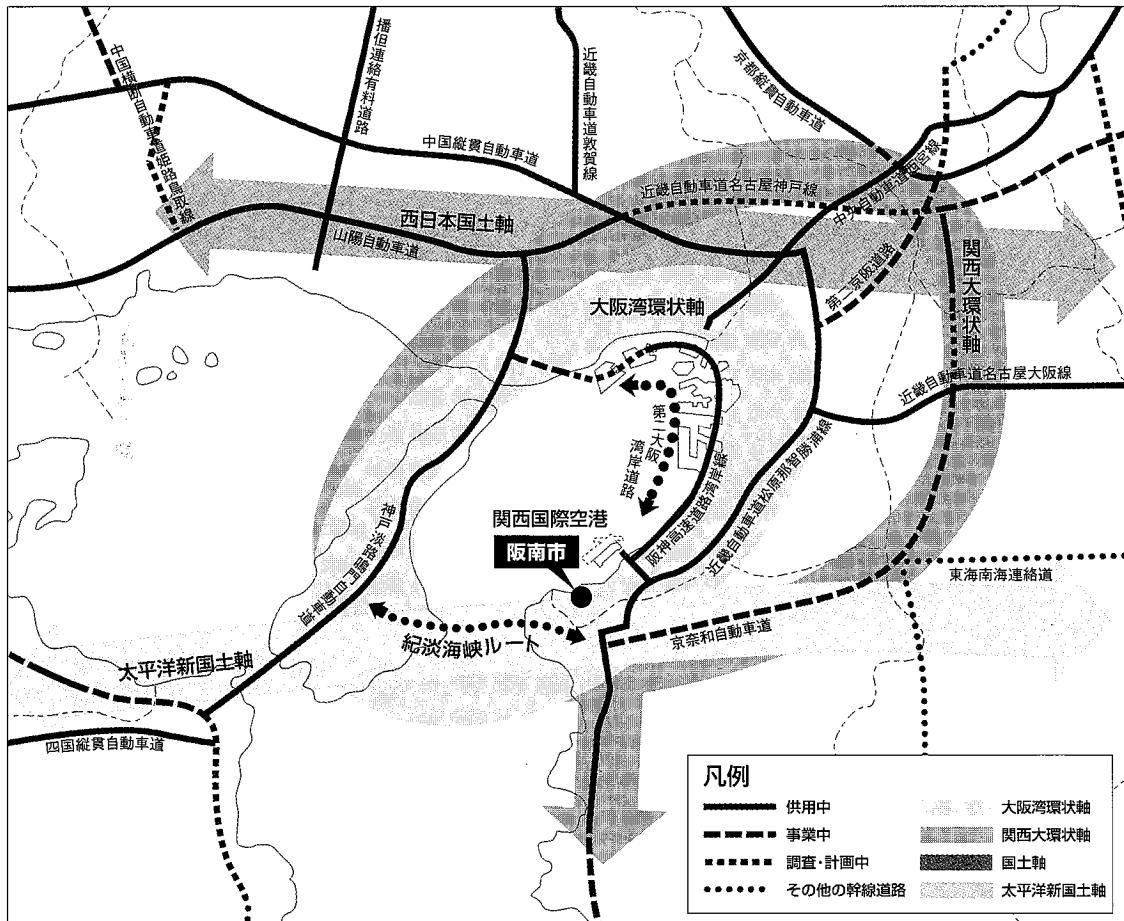
これら7地域区分（ゾーン区分）各々の特性を發揮し全体の調和を考慮した、安定的な都市構造の形成と地域整備を図る。



■大阪湾環状軸と国土軸

本地域は、臨海の各ゾーンおよび内陸の各ゾーンが、それぞれ個性ある生活圏を有し、また連携して都市軸を構成した大阪湾環状軸を担う地域である。

さらに、将来、太平洋新国土軸形成の一翼を担う地域としてのさらなる発展の可能性を秘めるとともに、大阪湾環状軸と太平洋新国土軸との結節地域としての大きな役割が期待される地域である。



出典：紀淡連絡道路の調査 平成12年3月 建設省近畿地方建設局
(現国土交通省近畿地方整備局)

(2) 地域区分別整備の方向

【東部臨海ゾーン】

尾崎駅を中心とし、国道26号以北の東部市街地ゾーンで、本市の中心市街地を形成する既成市街地の地域

尾崎駅周辺については、ターミナル機能の強化、複合的な都市機能の充実を図り、中心市街地にふさわしいまちづくりを進める。また、既成市街地については災害に強いまちづくりをめざすとともに、歴史的な街並みを活かした、誇りと愛着のもてる景観整備を進める。さらに、海浜部については護岸や防潮堤などの改修・整備、道路の整備、港湾機能の強化など都市機能の整備を図るとともに、男里川の自然干潟の保全など環境に配慮した親水空間の整備を図る。

【東部内陸ゾーン】

国道26号以南の和泉鳥取駅、山中渓駅の立地する東部市街地ゾーンで、集落および計画的開発による戸建住宅地など住居系を中心とする市街地の地域

伝統的な趣きを残した既成市街地については、集落景観の保全・形成に努めるとともに、新市街地の形成に向けて鳥取中*土地区画整理事業の事業化を進める。また、山中渓における歴史的街並み景観の整備やわんぱく王国などの青少年施設の整備充実を図る。さらに、第二阪和国道の高架下利用や周辺整備とともに、生活の利便性を高める側道の整備を図る。

【中部臨海ゾーン】

鳥取ノ荘駅を中心とし、国道26号以北の中西部市街地ゾーンで、狭小道路が大半の旧集落地を中心とする既成市街地の地域

鳥取ノ荘駅周辺については、交通結節機能の強化を図るとともに、既成市街地における伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成に努める。また、海浜部については護岸や防潮堤などの改修・整備、漁港機能の強化などのリゾート・レクリエーション機能の整備を図る。

*土地区画整理事業…市街地の総合的な整備、造成を目的とする代表的な市街地整備手法で、土地の交換分合、区画形状の変更などを実施して面的整備を図るもの。

【中部内陸ゾーン】

国道26号以南の中都市街地ゾーンで、計画的に開発された低層住宅地を中心とする新市街地の地域

西部丘陵開発東部地区については、新しい市街地として良好な住宅地を形成するとともに、大規模な住宅団地については段階的に都市基盤の水準向上を図る。また、桑畠総合グラウンドや体育館等のスポーツ・レクリエーション機能の充実を図る。さらに、農用地については貴重なオープンスペースとして整備保全に努めるとともに、ため池については農業生産機能に加え親水空間など多機能を発揮する空間としての活用を図る。

【西部臨海ゾーン】

箱作駅を中心とし、国道26号以北の西部市街地ゾーンで、海岸部等の旧集落地と比較的早期に開発された低層住宅地による既成市街地の地域

箱作駅周辺については、西部地域の核となる交通結節機能の強化を図る。また、既成市街地における伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成に努める。さらに、海浜部については、護岸や防潮堤などの改修・整備とともに漁港の機能強化やせんなん里海公園の整備などリゾート・レクリエーション機能の整備を図る。

【西部内陸ゾーン】

国道26号以南の西部市街地ゾーンで、阪南丘陵地域を中心とする丘陵地開発地域等の新市街地の地域

阪南スカイタウンについては、良好な住宅地の形成と特定業務用地への企業立地を促進するとともに、西部丘陵開発西部地区については多様な機能を備えた良質な住宅地をあわせ持った複合的な整備を進める。また、第二阪和国道の整備推進にあわせて複合的な商業基盤の整備を図る。さらに、市街地については海や関西国際空港への眺望など個性的な都市景観の形成に努める。

【山林ゾーン】

内陸ゾーン以南から府県境界にかけてのゾーンで、近郊緑地保全区域に指定された山林の地域

自然環境の保全と開発の調和に留意し、緑の適切な保全・活用を進めるとともに、ハイキングコースやキャンプ場、野外活動拠点など自然と親しめる場づくりの推進を図る。

第4章 施策の大綱

第1節 施策の大綱

将来の都市像を実現するため、まちづくりの基本目標について以下のとおり施策の大綱を定める。

1. 安心・安全のまち

やすらぎのある住環境を支える社会システムの形成

- 1. 健康で安心して暮らせる保健・救急・医療システムの構築
- 2. 安心して自立した生活を支える地域福祉の充実
- 3. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 4. 安心して暮らせる福祉社会づくり
- 5. 安全に暮らせる防災基盤形成と防災・消防体制づくり
- 6. 安全な暮らしを支える防犯や交通安全等の基盤づくり

2. 出会い、躍動するまち

次世代に引き継ぐ都市基盤の形成

- 1. 広域的路網の整備と生活空間道路の整備
- 2. 総合的な交通サービスの充実
- 3. 海浜空間の都市機能の強化
- 4. 自然とのふれあいに配慮した市街地整備の促進
- 5. 安全で多彩な生活を創造する情報通信基盤の整備
- 6. 安定した暮らしを支える供給処理システムの充実

3. 楽しく暮らせるまち

豊かな住生活を支える環境の形成

- 1. 誇りと愛着を持てる中心市街地づくり
- 2. 「水と緑」「歴史・文化」を活かし心のふるさとを育むまちづくり
- 3. 市街地の個性を活かした多様で魅力ある都市景観の創出
- 4. 多様な居住環境が享受できる住宅・住環境の整備
- 5. 環境と共生するまちづくり

4. 心の豊かさを育むまち

生涯にわたって自分らしく生きる人を育て文化を育む環境の形成

- 1. 健やかな心とからだを育む学校教育の推進
- 2. 生きる力を育む青少年の健全育成の推進
- 3. 生きがいを創出する生涯学習・生涯スポーツ社会の形成
- 4. 地域の連携を活かしたコミュニティづくり
- 5. 地域に根ざした特色ある学校・地域教育づくり
- 6. 地域文化の創造
- 7. 国際交流の推進

5. 多様な産業の育つまち

居住都市にふさわしい産業構造の形成

- 1. 海・山などの自然や歴史・文化を活かした資源活用型産業の振興
- 2. 居住都市にふさわしい多様な産業の振興
- 3. はんなんの次世代産業の育成と振興
- 4. にぎわいと活力ある地域商業の振興
- 5. 労働環境の向上と消費生活の充実

6. 人をおもいやり生かすまち

あらゆる市民が参画し、公正で開かれた地域社会の形成

- 1. 誰もが平等に暮らせ人権が尊重される社会の形成
- 2. 男女共同参画により誰もが能力を発揮できるまちづくり
- 3. 市民参画によるまちづくりの促進
- 4. 市民に開かれた行政システムの体制づくり
- 5. 広域行政の推進

第2節 施策の基本方向

1. 安心・安全のまち

：やすらぎのある住環境を支える社会システムの形成

(1) 健康で安心して暮らせる保健・救急・医療システムの構築

市民が生涯にわたって健やかに暮らし、心身の健康づくりを進めていくため、健康の保持・増進、疾病の予防・治療・リハビリテーションなどを含む総合的な保健・救急・医療および福祉対策を実施し、安心で健康な生活を送れる保健・救急・医療システムの整った地域を形成する。また、地域医療体制や医療施設の充実を図るとともに、健康の保持・増進に向けた教育や啓発活動の充実、疾病予防のための保健対策の充実を図る。

(2) 安心して自立した生活を支える地域福祉の充実

市民一人ひとりが、安定した豊かな生活を営み、誰もが社会の活動に参加し、生きがいを追求できるような福祉サービスの充実を図る。また、ノーマライゼーションの理念のもとにあらゆる世代の市民が地域社会に参加し、相互に助けあうことのできる地域福祉体制の確立を図る。

(3) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

近年の少子化の進展に対応して、多様な保育ニーズに応じた各種事業の充実を図るとともに、誰もが安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け、計画的な取組みとともに、子育て支援体制の整備を図る。また、地域社会の中での子育て環境の向上に配慮した児童福祉サービスや母（父）子福祉サービスの充実を図る。

(4) 安心して暮らせる福祉社会づくり

保健・医療・福祉の連携を進め、高齢者や障害者自身が自らの意志で自立と社会参加をめざし、健康で生きがいを持った豊かな生活を営むための、介護を含む様々なサービスを推進し、高齢者や障害者が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを図る。また、生活保護を要する低所得者世帯を対象とした生活保護制度の充実を図るとともに、社会保障制度の充実に努める。

(5) 安全に暮らせる防災基盤形成と防災・消防体制づくり

安全で住みやすい生活環境を確保するため、自然災害に対する各種対策を適切に実施するとともに、自然災害や都市災害時の防災体制の確立と地域ごとのきめこまかな防災システムの構築を図る。

(6) 安全な暮らしを支える防犯や交通安全等の基盤づくり

市民が安心して住むことのできる健全な地域づくりをめざして、防犯・風致対策や交通安全対策を進める。

2. 出会い、躍動するまち

：次世代に引き継ぐ都市基盤の形成

(1) 広域的道路網の整備と生活空間道路の整備

第二阪和国道の整備促進とともに、はしご状の幹線道路網の整備を図る。また、幹線道路網との整合を図りながら、市街地における快適な生活空間道路網の整備を進める。さらに、広域的な道路交通ネットワーク機能の強化を図る。

(2) 総合的な交通サービスの充実

鉄道駅周辺整備等を進め、交通結節機能の強化等を図るとともに、道路網の整備にあわせ、バス路線の拡充などバスサービスの利便性の向上を図る。さらに、主要駅等において駐車場、駐輪場の整備を図る。

(3) 海浜空間の都市機能の強化

臨海部における新たな道路交通機能の形成、海岸保全機能の充実、港湾・漁港機能の強化、リゾート・レクリエーション機能の整備など、海浜空間の都市機能の整備を図る。また、関西国際空港の立地インパクトを有効に活用できる海浜空間の都市機能の形成を図る。

(4) 自然とのふれあいに配慮した市街地整備の促進

西部丘陵開発構想などの大規模開発については、豊かな自然との調和に配慮したまちづくりを促進するとともに、計画的な市街地整備を進める。また、新市街地については、土地区画整理事業など計画的な市街地整備を促進し、あわせて良好なまちづくりを進める。さらに、既成市街地については、住環境の改善など、それぞれの特徴を生かし、自然とのふれあいに配慮した市街地の整備の促進を図る。

(5) 安全で多彩な生活を創造する情報通信基盤の整備

市内全域がCATV受信可能エリアとなるよう、情報通信基盤整備をさらに推進するとともに、すべての市民が豊かな情報交流や情報活用が行えるようシステム化、ネットワーク化に努める。また、福祉、文化、教育、観光など多方面において、*マルチメディアを活用した豊かで魅力ある地域づくりを推進する。あわせて行政内部の情報化、行政情報システムの整備など、都市管理情報システムの構築を図る。

(6) 安定した暮らしを支える供給処理システムの充実

快適な都市生活、良好な都市環境の創出に向け、既存の供給処理施設の適切な維持管理を図るとともに、今後の需要増に対応した供給処理施設の拡充整備および管理運営システムの高度化、効率化の推進を図る。

*マルチメディア
複合媒体。映像・音声・文字などの多種多様な媒体を組み合わせて、人間の感覚器官すべてに働きかけるもの。

3. 楽しく暮らせるまち

：豊かな住生活を支える環境の形成

(1) 誇りと愛着を持てる中心市街地づくり

尾崎駅周辺の中心市街地については、防災性の高い市街地、良好な都市景観・都市環境の形成を図る。また、中核となる駅前地区については、交通ターミナル機能、商業・業務機能を持つ複合的都市機能の整備を図り、市民が誇りと愛着の持てる中心市街地の都市空間の形成を図る。

(2) 「水と緑」「歴史・文化」を活かし心のふるさとを育むまちづくり

河川などの水辺空間や森林、市街地周辺の緑、旧街道や古い街並みなど、自然、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを行い、市民がいつまでも心のふるさととして、愛し続けることができるまちづくりを進める。

(3) 市街地の個性を活かした多様で魅力ある都市景観の創出

豊かな自然景観や歴史的景観を保全・活用し、自然豊かなふれあいのあるまちづくりを進めるとともに、潤いのある自然と共生する都市景観の形成、市民の資産となるような魅力ある固有の景観の形成を図る。

(4) 多様な居住環境が享受できる住宅・住環境の整備

少子高齢化やライフスタイルの変化に伴う住宅要求の多様化、高度化に対応するとともに、誰もが安心して快適に暮らせるまちとなるよう、多様な住宅供給を図る。また、地区の特性に応じた魅力ある住環境を形成し、豊かな居住都市にふさわしい住宅・住環境の整備を図る。

(5) 環境と共生するまちづくり

自然環境を保全しつつ、環境問題への対策を強化充実するとともに、計画的な環境行政を進める。また、市民・事業者・行政の協力のもと、地球環境の保全など、環境と共生する地域づくりの推進を図る。



貝掛海岸

4. 心の豊かさを育むまち

：生涯にわたって自分らしく生きる人を育て文化を育む環境の形成

(1) 健やかな心とからだを育む学校教育の推進

幼稚園・学校や家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を十分に發揮し、行政も含めて一体となって子どもの生きる力を育む。また、幼稚園・学校教育において、教育内容の充実、教職員への研修などの充実、教育施設などの更新・充実を図る。さらに、*生涯学習の推進、地域づくり、地域活性化などを図るとともに、高等教育の充実・地域との連携を促進する。

(2) 生きる力を育む青少年の健全育成の推進

青少年活動に対して、活動内容、指導者、活動の場への支援を行うとともに、非行防止や有害情報の除去など青少年の活動環境の充実に努める。

(3) 生きがいを創出する生涯学習・生涯スポーツ社会の形成

自由時間の増大、ライフスタイル、ライフステージが変化する中で、市民の誰もが生涯にわたって主体的に学習活動が行われるよう、また、市民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツ社会の形成をめざした環境整備を図る。

(4) 地域の連携を活かしたコミュニティづくり

自治会等地域コミュニティ団体の活動を支援するとともに、コミュニティを支える人材の確保、育成事業の推進を図る。

(5) 地域に根ざした特色ある学校・地域教育づくり

子どもが自分の地域に誇りをもつことができるような地域教育を推進するとともに、地域教育に関わる地域の人材の確保や世代をこえた人々との交流を推進し、地域に根ざした特色ある学校・地域教育づくりに努める。

(6) 地域文化の創造

歴史・文化資源を発掘・継承するとともに、市民による文化・芸術活動の振興を図り、地域文化の創造に努める。

(7) 国際交流の推進

市民の国際理解と国際感覚を深めるため、生涯学習の促進や草の根の国際交流等の促進を図るとともに、本市の文化や歴史を大切にし、国際化に対応したまちづくりを推進する。

*生涯学習…生涯を通じて、自らの自発的意思において、あらゆる機会をとらえて行う学習活動。

5. 多様な産業の育つまち

：居住都市にふさわしい産業構造の形成

(1) 海・山などの自然や歴史・文化を活かした資源活用型産業の振興

海や山などの自然環境を活かした農林水産業の振興を図るとともに、海や山等の自然や歴史・文化資源を活かしたレジャー・リゾート産業や観光産業などの集客交流産業の振興を図る。

(2) 居住都市にふさわしい多様な産業の振興

居住都市に適応したものづくりの振興や教育、情報、理容・美容、医療など、暮らしと直結する生活支援型サービスやレクリエーションやスポーツ等、生活にゆとりをつくる生活充足型サービス等の振興、新産業の育成などを図り、居住都市にふさわしい多様な産業の振興を図る。

(3) はんなんの次世代産業の育成と振興

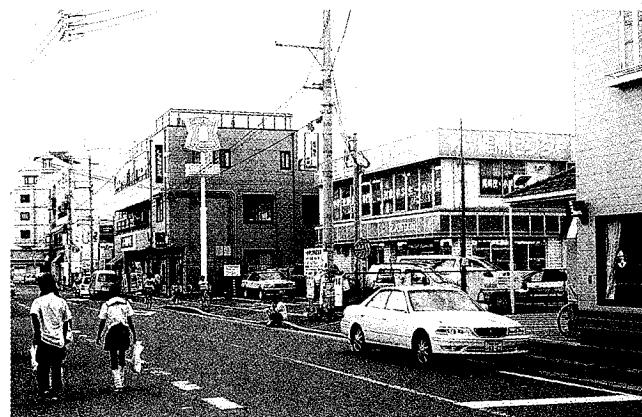
阪南スカイタウン等の特定業務用地において新たな企業の誘致を促進するとともに、臨空都市圏の立地を活かした産業の育成・振興や創業環境の整備による次世代産業の育成を図る。

(4) にぎわいと活力ある地域商業の振興

市街地における駅周辺の商業機能の集積および*ロードサイド型商業、サービス業の立地促進を図る。また、商業者の経営体質の強化を図るとともに、消費者の嗜好、ライフスタイルの変化に適応した経営基盤の強化を図る。

(5) 労働環境の向上と消費生活の充実

国、府など関係機関との連携を図り、情報提供や労働者教育などに取り組み、労働環境の向上を図る。また、市民が安心して消費生活を営むことができるよう、消費者への各種情報提供や消費に関する知識の普及・啓発を進める。



尾崎駅前

*ロードサイド型商業…幹線道路沿いにおいて、車での利用を前提とした大規模駐車場や飲食・広場などのアメニティ施設等を整備した商業施設。衣料品、書店、家電製品、スポーツ用品などの業種をあつかう郊外型大型店やディスカウントストアなど。

6. 人をおもいやり生かすまち

：あらゆる市民が参画し、公正で開かれた地域社会の形成

(1) 誰もが平等に暮らせ人権が尊重される社会の形成

国際連合は、1995年から2004年までの10年間を「*人権教育のための国連10年」と定め、世界的規模での人権教育への取組みを呼びかけるなど、人権尊重の高揚が世界的な流れとなってきた。このような中、すべての人々が相互に人権を尊重しあう平等な社会の実現をめざして、市民の啓発活動を総合的に推進し、差別の解消を促進する。

(2) 男女共同参画により誰もが能力を發揮できるまちづくり

男女共同参画社会の実現と男女の自立を促進するとともに、男女平等教育の推進や男女平等意識の醸成を図る。

(3) 市民参画によるまちづくりの促進

まちづくりにおける市民の参画機会の拡大やNPOなどの活動の促進等人材の育成に努める。また、都市基盤の整備や公共施設等の事業推進にあたっては、PFIの活用など民間活力の導入を図る。

(4) 市民に開かれた行政システムの体制づくり

市民に開かれた行政サービスを提供するため、*情報公開制度と*個人情報保護制度などを適切に管理・運営するとともに、行政情報や地域の情報の広報・公聴活動の充実等に努める。

(5) 広域行政の推進

生活圏の拡大や関西国際空港の整備などに伴う、広域的な圏域でのネットワークや機能連携などの広域行政の推進を図るとともに、関係市町との連携による広域行政サービスの充実を図る。

.....
*人権教育のための国連10年…1994年の第49回国連総会において、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、人権関係国際法規の諸規定に基づく「行動計画」が示された。

.....
*情報公開制度…行政機関等の保有する情報は、環境、福祉、まちづくりなど市民自治や市民生活に深く関わるものが多く、誰もがこれらの情報を知りたいときに知ることができるよう、知る権利を制度的に保障しようとするもの。

.....
*個人情報保護制度…情報処理および電機通信分野における飛躍的な技術革新により、情報の大量かつ迅速な処理が可能となる一方、社会経済情勢の進展により、情報の価値が高まるなか、個人に関する種々の情報が収集・蓄積・利用されることにより、プライバシーに関わる個人情報の保護に対する権利意識が高まってきていることから、このような情報の管理責任を果たし、個人情報を制度的に保護しようとするもの。

第2部 基本計画

I. 施策の体系

第1章 安心・安全のまち ：やすらぎのある住環境を支える社会システムの形成

第1節 健康で安心して暮らせる保健・ 救急・医療システムの構築

- 1 健康の保持・増進
- 2 保健対策の充実
- 3 医療体制の強化

第2節 安心して自立した生活を支える 地域福祉の充実

- 1 地域福祉の推進
- 2 福祉のまちづくりの推進
- 3 ノーマライゼーションの促進

第3節 安心して子どもを産み育てられる 環境づくり

- 1 児童福祉の推進
- 2 乳幼児保育の充実
- 3 子育て支援体制の充実
- 4 母（父）子福祉の充実

第4節 安心して暮らせる福祉社会づくり

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 障害者（児）福祉の充実
- 3 生活保障の充実

第5節 安全に暮らせる防災基盤形成と 防災・消防体制づくり

- 1 地域防災の推進
- 2 防災対策の充実
- 3 消防体制の充実

第6節 安全な暮らしを支える防犯や 交通安全等の基盤づくり

- 1 防犯体制の充実
- 2 交通安全対策の充実

第2章 出会い、躍動するまち ：次世代に引き継ぐ都市基盤の形成

第1節 広域的道路網の整備と生活空間 道路の整備

- 1 広域幹線道路・幹線道路の整備
- 2 生活空間道路の整備

第2節 総合的な交通サービスの充実

- 1 鉄道利便性の向上
- 2 バスサービスの充実
- 3 駐車場・駐輪場の整備

第3節 海浜空間の都市機能の強化

- 1 海浜空間における都市基盤の整備
- 2 海浜空間におけるリゾート・レクリエーション機能の整備

第4節 自然とのふれあいに配慮した 市街地整備の促進

- 1 大規模開発の計画的な推進
- 2 新市街地整備の促進
- 3 既成市街地の住環境の改善

第5節 安全で多彩な生活を創造する 情報通信基盤の整備

- 1 情報通信基盤の整備と市民支援の推進
- 2 マルチメディアを活用した魅力ある地域づくり
- 3 行政の情報化、行政情報システムの整備

第6節 安定した暮らしを支える 供給処理システムの充実

- 1 上下水道の整備
- 2 廃棄物、し尿処理システムの高度化

第3章 楽しく暮らせるまち ：豊かな住生活を支える環境の形成

第1節 誇りと愛着を持てる中心市街地 づくり

- 1 中心市街地における都市機能の強化
- 2 中心市街地における市街地整備

第2節 「水と緑」歴史・文化を活かし 心のふるさとを育むまちづくり

- 1 安全で魅力ある水辺空間の創出
- 2 市民に開かれた海浜空間の保全と創造
- 3 緑豊かな都市環境の創出
- 4 歴史・文化資源の保全・活用

第3節 市街地の個性を活かした多様で 魅力ある都市景観の創出

- 1 自然・歴史を活かした美しい景観の形成
- 2 市街地の特性に応じた個性ある景観の形成

第4節 多様な居住環境が享受できる 住宅・住環境の整備

- 1 多様な住宅供給の促進
- 2 居住都市のシンボルづくり
- 3 快適に暮らせる住環境の形成

第5節 環境と共生するまちづくり

- 1 環境行政の推進
- 2 環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 3 環境教育の推進
- 4 環境に配慮した火葬場・墓地の整備

第4章 心の豊かさを育むまち

：生涯にわたって自分らしく生きる人を育て文化を育む環境の形成

第1節 健やかな心とからだを育む学校 教育の推進

- 1 幼稚園教育の充実
- 2 義務教育の充実
- 3 高等教育の充実

第2節 生きる力を育む青少年の 健全育成の推進

- 1 青少年活動の推進
- 2 青少年の活動環境の充実

第3節 生きがいを創出する生涯学習・ 生涯スポーツ社会の形成

- 1 生涯学習の振興
- 2 生涯学習指導・推進体制の充実
- 3 生涯スポーツの振興
- 4 生涯学習・生涯スポーツ施設の整備

第4節 地域の連携を活かした コミュニティづくり

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 地域コミュニティにおける人権意識の醸成

第5節 地域に根ざした特色ある 学校・地域教育づくり

- 1 学校・地域教育の推進
- 2 地域の人材活用

第6節 地域文化の創造

- 1 歴史・文化の保存と継承
- 2 文化・芸術の振興と創造
- 3 文化・芸術交流の促進

第7節 国際交流の推進

- 1 国際理解の促進
- 2 国際交流の促進
- 3 国際化に応じたまちづくり

第5章 多様な産業の育つまち ：居住都市にふさわしい産業構造の形成

第1節 海・山などの自然や歴史・文化を活かした資源活用型産業の振興

- 1 環境を活かした農林水産業の振興
- 2 観光などの集客交流産業の振興

第2節 居住都市にふさわしい多様な産業の振興

- 1 居住都市に適応したものづくりの振興
- 2 居住都市に適応した生活支援型サービス産業等の振興
- 3 居住都市に適応した新産業の育成

第3節 はんなんの次世代産業の育成と振興

- 1 阪南スカイタウンへの企業誘致
- 2 関西国際空港の人・物の交流機能を活用した産業の育成・振興
- 3 次世代産業の創業環境の整備

第4節 にぎわいと活力ある地域商業の振興

- 1 市街地における商業・サービス産業の振興
- 2 ロードサイド型商業・サービス業の立地促進
- 3 経営基盤の強化

第5節 労働環境の向上と消費生活の充実

- 1 労働環境の向上
- 2 消費生活の安定と向上

第6章 人をおもいやり生かすまち ：あらゆる市民が参画し、公正で開かれた地域社会の形成

第1節 誰もが平等に暮らせ人権が尊重される社会の形成

- 1 人権啓発の推進**
- 2 人権教育の充実**
- 3 同和対策の推進**

第2節 男女共同参画により誰もが能力を発揮できるまちづくり

- 1 男女共同参画社会づくりの推進**
- 2 男女の社会参画に向けた啓発**

第3節 市民参画によるまちづくりの促進

- 1 市民参画機会の拡大**
- 2 NPO等の活動の促進や人材の育成**
- 3 民間活力の導入**

第4節 市民に開かれた行政システムの体制づくり

- 1 情報公開の推進**
- 2 広報・公聴機能の充実**
- 3 利便性の高い行政サービスの提供**

第5節 広域行政の推進

- 1 泉南地域広域行政圏の連携強化**
- 2 広域行政サービスの充実**

第1章 安心・安全のまち

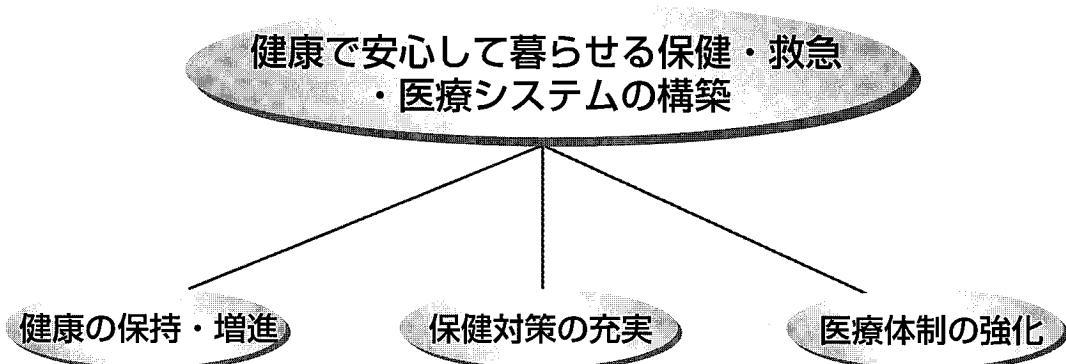
：やすらぎのある住環境を支える社会システムの形成

第1節 健康で安心して暮らせる保健・救急・医療システムの構築

■基本方針

市民が生涯にわたって健やかに暮らせ、心身の健康づくりを進めていくため、健康の保持・増進、疾病の予防・治療・リハビリテーションなどを含む総合的な保健・救急・医療および福祉対策を実施し、安心で健康な生活を送れる保健・救急・医療システムの整った地域を形成する。また、地域医療体制や医療施設の充実を図るとともに、健康の保持・増進に向けた教育や啓発活動の充実、疾病予防のための保健対策の充実を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・病院・一般診療所数は58カ所、病床数は486床（平成12年）、人口1万人当たり病床数では、病院が70.18床、一般診療所が11.22床となっている。
- ・市立病院は昭和28年に開設し、本館が昭和41年、新館が昭和49年に建設され、現在13科を擁する総合病院となっている。また、平成11年に隔離病棟が廃止され、本市に移管された。
- ・保健センターが昭和61年に開設され、また府立保健所が平成12年に尾崎府民健康プラザとして改変され、疾病予防に取組んでいる。
- ・泉佐野・熊取・田尻の休日診療所を利用し、救急医療体制にあたっている。
- ・市立病院の施設の老朽化や医療高度化への対応が必要となっている。
- ・休日診療や夜間医療等、市民ニーズにあった医療サービス提供と医療体制づくりが必要となっている。
- ・保健センターの健康相談、指導事業等の充実が必要となっている。

※原則としてデータ等の基準日は平成12年10月1日。次頁以降同じ。

■主要施策

1. 健康の保持・増進

■施策の方向

市民の心身の健康づくりを進めるため、健康に対する意識の普及・啓発や交流の場づくりを進める。

■施策内容

(1) 健康教育の充実

- ・保健センターの活動と連動させながら、対象者別の個別健康教育や介護家族健康教育などの健康教室の開催やパンフレット配布等による市民意識の啓発など、あらゆる人々が取り組める健康教育の場を確保し、健康教育の充実に努める。

(2) 健康づくり運動の支援

- ・市民の健康保持・増進のために、日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる条件整備を行うとともに、保健・医療に福祉を含めた施策と関連させた健康イベント等の開催を促進する。
- ・住民センター、公園、広場等のコミュニティ施設を拠点とした健康体力づくり運動の支援に努める。

2. 保健対策の充実

■施策の方向

日常的な健康管理・健康増進をはじめ、疾病予防、治療、リハビリテーションに至る総合的な保健・予防対策の充実に努める。

■施策内容

(1) 保健センター機能の充実

- ・成人保健、母子保健の中核的な施設として、健診や保健指導、健康増進等の事業および情報提供など、保健センターの機能充実を図る。
- ・施設のネットワーク、情報ネットワークの構築を図る。

(2) 保健サービスの充実

- ・母子保健法にもとづく保健事業実施など、乳幼児期の一貫した健康管理をめざして妊産婦・乳幼児の保健相談・指導の充実に努める。
- ・壮年期からの健康管理や生活習慣病予防のための健康相談・指導事業等の保健サービスを充実するとともに、基本健康診査の実施、受診率の向上に努める。
- ・小・中学生の健康と安全管理を進めるため、健康診断の実施および基礎的な生活習慣の改善等についての教育を実施する。

(3) 感染症予防対策の充実

- ・感染症（エイズ、B型肝炎等）に対する予防知識の普及・啓発を図り、各種予防接種業務や医療相談体制の充実に努める。

(4) 環境衛生対策の充実

- ・公衆衛生思想の普及・啓発に努め、また、市全体を通じての美化運動を展開することにより、地域ぐるみでの衛生的な環境づくりを推進する。
- ・保健所と連携して、食品、理・美容などの事業者に対して、衛生に関する知識の普及・啓発を進める。



市立保健センター

3. 医療体制の強化

■施策の方向

すべての市民が身近な形で初期医療が受けられる地域医療のシステム化を充実するとともに、市立病院の機能強化、救急医療体制の充実、予防から治療・リハビリテーションまでの総合的な医療体制の整備を推進する。

■施策内容

(1) 地域医療システムの確立

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関との連携を図るとともに、市民に対して一貫した効果的な医療が供給できる医療サービスの体系化を進める。
- ・日常生活において、身近に必要な医療を受けられるよう医療サービスの向上に努める。
- ・情報システムを活用した医療情報の提供や保健・医療施策の総合的な展開を行う地域医療情報のシステム化を推進する。
- ・保健・医療に福祉関連も含めた施設のネットワーク化を進め、市立病院を地域医療の中核拠点として整備する。

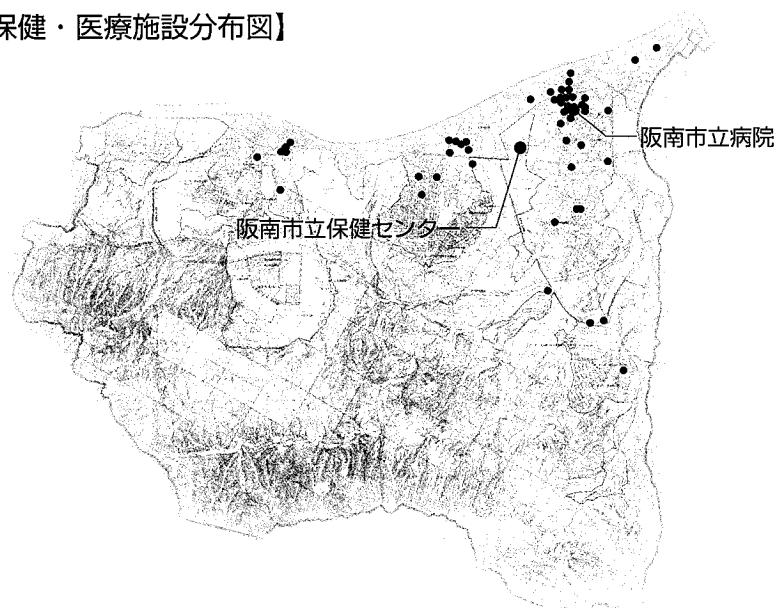
(2) 救急医療体制の確立

- ・初期救急医療体制として早期に休日夜間診療所の設置を検討しつつ、二次救急医療体制を整備する。
- ・救急医療において、*救急救命士の養成に努める。

(3) 病院施設の更新及び経営健全化

- ・多様化・高度化する医療ニーズに応え、地域の中核的な医療機関としての医療水準および医療サービスの向上に努める。また、市立病院の施設改善を図るとともに施設建替え等の検討を進める。
- ・市立病院の総合的な健全化対策については、病院施設の整備とあわせた中長期的な施策方針を検討する。

【保健・医療施設分布図】



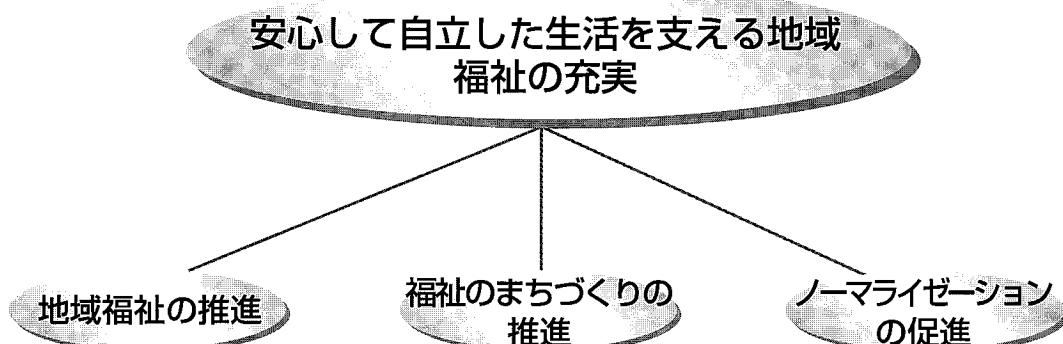
*救急救命士…電気的刺激による心拍の回復、投薬を可能とする静脈路の確保、口中の空気の通り道を作るなどの処置ができる救急隊員。

第2節 安心して自立した生活を支える地域福祉の充実

■基本方針

市民一人ひとりが、安定した豊かな生活を営み、誰もが社会の活動に参加し、生きがいを追求できるような福祉サービスの充実を図る。また、ノーマライゼーションの理念のもとにあらゆる世代の市民が地域社会に参加し、相互に助けあうことのできる地域福祉体制の確立を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・65歳以上の高齢者人口の割合は、平成7年11.4%から平成12年には13.3%（7,998人）へと増加しており、高齢化が進んでいる。
- ・65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成12年には5,807世帯となっており、これは平成7年と比べると大幅に増加している。
- ・現在地域福祉を担っている社会福祉協議会は、38団体・個人で構成され、小学校区ごとに福祉委員会が設置されている。また、社会福祉ボランティアは約430名となっている。
- ・在宅介護支援センターは4カ所となっている。
- ・社会福祉協議会をはじめとする地域福祉団体やボランティア等と連携した地域社会福祉の推進が必要となっている。
- ・すべての市民が地域で安心して暮らせる地域福祉体制の形成が必要となっている。

■主要施策

1. 地域福祉の推進

■施策の方向

市民の基本的人権が大切にされ、市民自治・市民主体による地域福祉サービスや公民協働による福祉体制を確立するため、地域保健福祉事業と連携して地域における相談活動等の推進を図る。

■施策内容

(1) 総合的・計画的な地域福祉の推進

- ・地域住民の参画を得て、総合的な地域福祉対策を計画的に推進する。
- ・社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉の円滑な推進を図る。
- ・保健・医療・福祉等の地域の関係機関とのネットワーク化を図るなど、保健・医療・福祉サービスの連携を図る。
- ・地域福祉団体やボランティア団体、民間企業との連携を強化し、効率的、効果的な地域福祉の推進に努める。
- ・在宅介護支援センター等の相談窓口を充実し、身近な場所での総合的な相談体制および情報提供機能の強化・確立を図る。
- ・人権意識・自立についての啓発活動、市民の自立と社会参加の支援など、人権意識の高揚と生きがい対策の推進を図る。

(2) 関係機関・団体の育成

- ・地域福祉団体などの活動を支援するとともに、ボランティア団体・福祉団体の育成など、地域住民の自主的な組織づくりを促進する。
- ・社会福祉協議会等の関係機関の機能強化を図るとともに連携し、市民参加によるパートナーシップの形成を促進する。

(3) 活動の拠点づくりの推進

- ・地域福祉サービスの供給体制の充実を図るため、一定の保健福祉区域を設定するなど、福祉活動の推進を図る。
- ・市民に地域福祉活動の機会や場を提供するなど、地域に開かれた拠点づくりを推進する。



介護老人福祉施設（民間）

■主要施策

2. 福祉のまちづくりの推進

■施策の方向

高齢者や障害者に配慮した地域環境の整備・改善を進めるとともに、*バリアフリー化や人にやさしい*ユニバーサルデザインの導入など福祉のまちづくりを進める。

■施策内容

(1) 公共施設におけるバリアフリー化の推進

- ・高齢者や障害者等が安全かつ快適に暮らせるよう、道路の歩道の段差改良、公園や鉄道駅舎の構造改善、公共的施設におけるエレベーター設置などバリアフリー化を推進する。
- ・人にやさしいユニバーサルデザインの導入など福祉のまちづくりに努める。

(2) 福祉のまちづくりの啓発

- ・福祉のまちづくりへの取組みの広報・啓発活動を進める。
- ・学校や家庭、地域等で福祉について学習する機会や福祉活動へ参画する機会を充実するなど、福祉のまちづくりに対する市民意識を醸成する。



3. ノーマライゼーションの促進

■施策の方向

地域福祉の考え方を地域に根づかせるため、ノーマライゼーションの理念の啓発や教育面での充実を図る。

■施策内容

(1) 市民意識の啓発

- ・情報の提供や福祉講座の開催などを通じた意識啓発により、市民へのノーマライゼーションの理念の啓発を図る。
- ・地域生活支援活動促進のために、イベントの開催や交流の場を提供し、高齢者や障害者と地域の人々との相互理解の機会を広げる。

(2) 福祉教育の充実

- ・学校、家庭および地域社会での学習機会を充実する。

*バリアフリー…障害者や高齢者などが生活するうえでの妨げになる物理的・精神的な障害を取り去った、障害者や高齢者にやさしい生活空間のあり方。

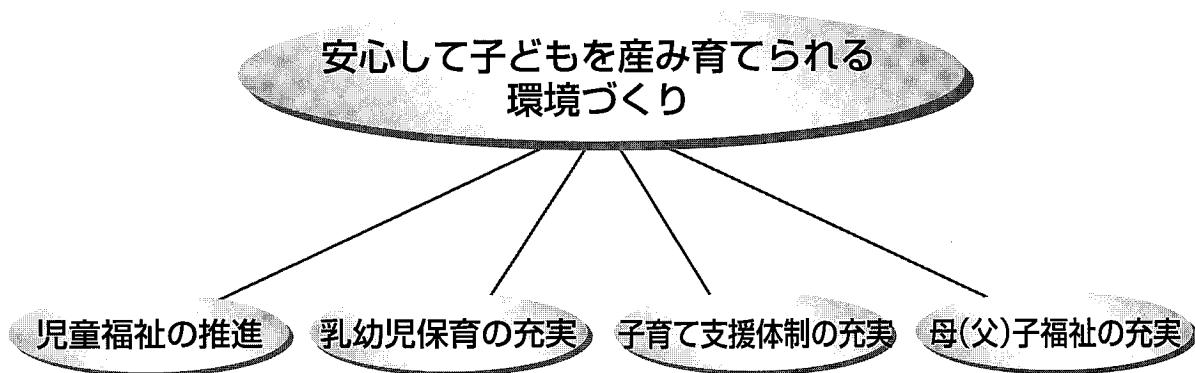
*ユニバーサルデザイン…障害のある人用のデザイン、障害のない人用のデザインという区別をなくし、特別のものではなく、すべての人が利用できるように当初から設計すること。

第3節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

■ 基本方針

近年の少子化の進展に対応して、多様な保育ニーズに応じた各種事業の充実を図るとともに、誰もが安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け、計画的な取組みとともに、子育て支援体制の整備を図る。また、地域社会の中での子育て環境の向上に配慮した児童福祉サービスや母（父）子福祉サービスの充実を図る。

■ 施策体系



現況と課題

- ・保育所は、公立4カ所・私立2カ所となっている。
- ・平成3年4月の福祉事務所設置にともない、家庭児童相談室を開設し、児童の成長・発達を支援している。また、阪南市子ども関係機関連絡会を設置し、子どもに関する情報交換や研修・事例検討などに取組んでいる。
- ・公立3保育所・私立2保育所で0歳児保育を推進し、平成12年に阪南市地域子育て支援センターが開設された。
- ・放課後児童の健全育成を維持するため、留守家庭児童会が5カ所開設された。
- ・乳幼児をもつ保護者の子育てに対する不安の増加や地域の子ども同士で遊ぶ機会の減少など、子育てに関する様々な問題が増加している。

■主要施策

1. 児童福祉の推進

■施策の方向

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや子どもの権利が尊重できる社会を形成するため、国や府の動向を踏まえ、地域社会の特性を活かしながら、計画的な児童福祉対策を推進する。

■施策内容

(1) 計画的な児童福祉の推進

- ・少子化の進展による影響や多様化する市民ニーズを踏まえながら、安心して子どもを産み育てるための環境づくりや児童の健全な育成を図るため、計画的な施策の展開を図る。

(2) 児童福祉相談サービス等の充実

- ・育児や教育などの問題について、多様なニーズに応じて総合的に相談や助言、各種の情報提供を行う家庭児童相談室の充実を図る。
- ・児童の養育と健全育成に向けて学校や家庭、地域等が一体となって取組めるよう相互に研修や情報提供の場を設けるなど連携体制の強化を図る。

(3) 街区公園等の整備

- ・地域における安全で身近な遊び場として街区公園や広場等の施設の整備充実を図る。

2. 乳幼児保育の充実

■施策の方向

出生率の低下による少子化に対して市民の保育ニーズに合った各種保育事業の展開を図る。

■施策内容

(1) 市民ニーズに見合った保育施設の整備

- ・出生率の低下と保育環境の変化等、地域の実情や保育ニーズに合わせた保育所施設の整備および運営の充実を図る。
- ・乳幼児の発達段階に応じた個性豊かな人間形成が図れる保育内容の充実に努めるとともに、保育施設の機能強化を進める。

(2) 保育ニーズに対応したサービスの充実

- ・0歳児保育や長時間保育などの多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実に努めるとともに、保育に対する相談支援を充実する。
- ・医療、養護教育等に関連する専門諸機関との連携による、障害児保育を充実する。



3. 子育て支援体制の充実

■施策の方向

家庭児童相談室や地域子育て支援センター等の有効活用を図る。

■施策内容

(1) 家庭児童相談室や地域子育て支援センター等の活用

- ・育児や教育の問題について、相談助言や情報提供を行う家庭児童相談室の充実を図るとともに、子育てサークル等の育成・支援を図る。

(2) 子育て支援サービスの充実

- ・地域子育て支援センター等の機能の充実や情報提供などのサービスの充実に努める。

4. 母(父)子福祉の充実

■施策の方向

母子及び父子家庭の生活安定と社会参加のため、各種支援施策の充実を図る。

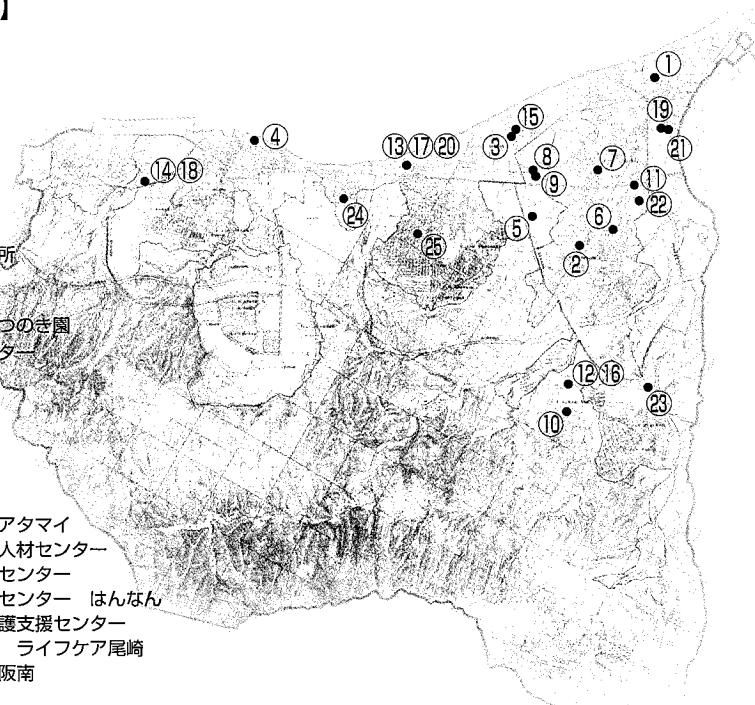
■施策内容

(1) 母(父)子福祉の充実

- ・母子家庭医療の拡充、相談活動の充実等、母子家庭・父子家庭の生活基盤確立のための支援体制の強化を図る。
- ・父子家庭については、相談活動や児童の健全育成が図れるよう相談・指導等の支援体制を充実する。

【福祉施設分布図】

- ①阪南市立尾崎保育所
- ②阪南市立石田保育所
- ③阪南市立西鳥取保育所
- ④阪南市立下荘保育所
- ⑤私立いしいの実保育園
- ⑥私立ワンワン保育園
- ⑦阪南市障害児通園事業
たんぽぽ園
- ⑧阪南市立知的障害者通所
授産施設 さつき園
- ⑨阪南市立在宅障害者
デイサービス施設 まつのき園
- ⑩阪南市立老人福祉センター
- ⑪特別養護老人ホーム
玉井泉陽園
- ⑫特別養護老人ホーム
玉田山荘
- ⑬特別養護老人ホーム
ビーブルハウス阪南
- ⑭老人保健施設 メデケアタマイ
- ⑮(社) 阪南市シルバー人材センター
- ⑯玉田山荘在宅介護支援センター
- ⑰ビーブル在宅介護支援センター はんなん
- ⑱メデケアタマイ在宅介護支援センター
- ⑲老人介護支援センター ライフケア尾崎
- ⑳ビーブルケアハウス 阪南
- ㉑ライフケア尾崎
- ㉒下出共同作業所
- ㉓ワークセンター ぼけっと
- ㉔ハートワーク ひだまり
- ㉕舞作業所



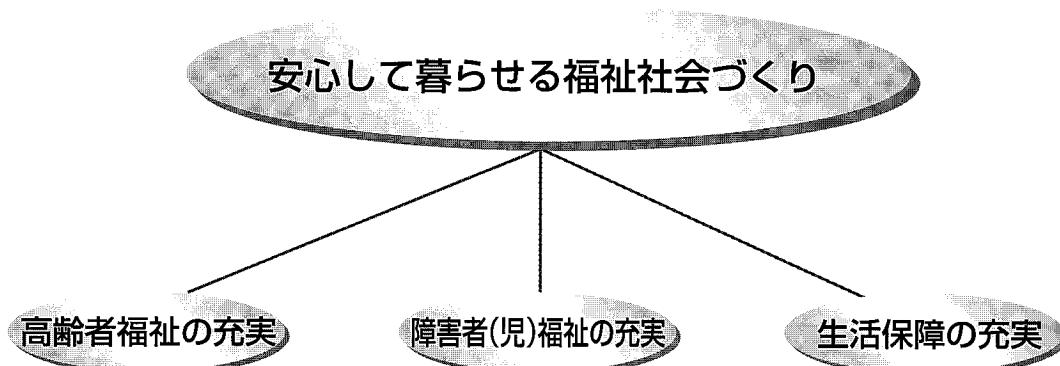
第4節 安心して暮らせる福祉社会づくり

■基本方針

保健・医療・福祉の連携を進め、高齢者や障害者自身が自らの意志で自立と社会参加をめざし、健康で生きがいを持った豊かな生活を営むための、介護を含む様々なサービスを推進し、高齢者や障害者が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを図る。

また、生活保護を要する低所得者世帯を対象とした生活保護制度の充実を図るとともに、社会保障制度の充実に努める。

■施策体系



現況と課題

- ・介護保険施設については、市内に通所（介護・リハビリテーション）事務所5カ所、短期入所（生活・療養）介護施設4カ所、特別養護老人ホーム3カ所、老人保健施設1カ所で、他に在宅介護支援センター4カ所、ケアハウス2カ所となっている。
- ・障害者福祉施設としては、就学前の保育施設が1カ所（たんぽぽ園）、授産施設が1カ所（さつき園）、デイサービス施設が1カ所（まつのき園）、福祉作業所が4カ所（下出共同作業所、ワークセンターぽけっと、ハートワークひだまり、舞作業所）となっている。
- ・平成12年4月に導入された介護保険制度の円滑な運営が必要となっている。
- ・障害者の自立と社会参加を進めていくために、市民との交流機会の拡大などが必要となっている。

■主要施策

1. 高齢者福祉の充実

■施策の方向

高齢化社会の進展にともない、多様なニーズに対応した介護など在宅や施設の福祉サービスの充実を図るとともに、地域が一体となった保健・医療・福祉の総合的な高齢者福祉対策を進める。

■施策内容

(1) 要介護高齢者に対する支援事業の実施

- ・介護保険事業の円滑化を図るため、介護保険制度の利用に関する情報提供や普及啓発に努める。
- ・地域での要介護認定の手続きにおける申請から介護サービスの提供までの一体的な支援を行う体制の整備を図る。
- ・在宅および施設でのサービスの質と量の整備、実施体制の整備、保険料徴収と給付システムの整備など介護保険事業の円滑な推進に努める。
- ・介護保険事業の推進にあたっては、保健、医療、福祉と連携し、総合的な施策の展開に努める。
- ・養護老人ホームや*ケアハウス、在宅介護支援センター、老人福祉センターなどの施設サービスの充実を図るとともに、*シルバーハウジング、*グループホーム等の施設整備を促進する。

(2) 高齢者の生きがいづくりの促進

- ・高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を活かし、その意欲と能力に応じて地域で活動できる場の確保のため、シルバー人材センターを活用した高齢者人材活用事業等、適切な就労機会の充実を図る。
- ・高齢者の生きがいと自由な時間の創造的な活用を図るため、老人クラブの活性化や学習機会の拡充を図る。

(3) 高齢者の健康づくりの促進

- ・高齢者が健康な生活を維持し、要介護状態になることを予防するため、健康相談や健康診断など、保健センターの機能拡充を図る。
- ・高齢者の健康を保持・増進するため、気軽にできるスポーツやレクリエーション活動等の生涯スポーツの普及を図るとともに、身体機能が低下している高齢者には適切な機能回復訓練の充実を図る。



介護体験教室

-
- *ケアハウス…一人暮らしや高齢者夫婦が自立した生活を送れるように工夫されている軽費老人ホーム。
 - *シルバーハウジング…高齢者が地域社会の中で自立して安全快適な生活ができるよう、福祉施策と住宅の連携をめざした高齢者向け世話付公営住宅。
 - *グループホーム…家庭での生活が困難になった小人数（5人～9人）の痴呆のお年寄りが、家庭的な環境の中で介護する職員と一緒に共同生活を送る介護サービス。

■主要施策

2. 障害者(児)福祉の充実

■施策の方向

障害者(児)の自立と社会参加を促進するため、地域社会の連携を醸成し、障害者の実情に合わせた就労環境や生活環境の整備、地域ケア体制などの充実により、生活の安定やバリアフリーの社会づくりを進める。

■施策内容

(1) 自立と社会参加の促進

- ・障害者(児)が地域社会の一員として尊重される社会の構築に向け市民意識の啓発に努めるとともに、自立と社会参加ができるよう文化、スポーツ、レクリエーション活動を通じて市民と交流できる機会や場を確保する。
- ・関係機関や事業所の理解と協力のもとに、障害者の就労機会の確保および自己の能力と適性にあった職場の確保のため、知的障害者通所*授産施設、在宅障害者デイサービス施設等の機能充実を図る。
- ・重度障害者のための緊急通報システムの充実など地域における援護体制の確立を図る。
- ・障害者(児)が地域で活動を容易にするために、ガイドヘルパーや手話通訳、移動支援としての福祉バスなどのサービス体制を充実する。

(2) 生活安定策の充実

- ・障害者(児)の経済的負担を軽減し、自立した生活を送れるよう給付金制度の充実および医療費の公費負担の拡充について関係機関に要望する。
- ・補装具交付、日常生活用具の給付・貸与、医療費助成等を維持し、障害者(児)の自立と生活の安定を図る。

(3) 援護・医療サービスの充実

- ・障害の発生予防と早期発見のため、医療機関等との連携のもと、妊産婦や乳幼児の健康相談、健康診査の充実など、一貫した保健・医療体制の推進を図る。
- ・市立病院や保健センターなどのリハビリテーション機能を拡充するとともに、総合的な治療およびリハビリテーションを関係機関の施設とのネットワークにより推進する。

(4) 在宅保健福祉サービスの充実

- ・本人および家族・介護者の負担の軽減を図り、障害者(児)が自立し、安心して生活ができるよう、障害者(児)の実情に応じた*ホームヘルプサービスや*デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図る。
- ・障害者に対する介護保険制度の周知を図るとともに、適切な介護サービス支援を図る。

(5) 施設の適正配置と施設間の連携

- ・小規模福祉作業所の適正配置と知的障害者通所授産施設との連携強化を図る。

*授産施設…障害があることにより一般雇用が困難な人に、独立した生活のために必要な訓練を行うとともに、働く場を提供する施設。

*ホームヘルプサービス…日常生活に支障がある高齢者・障害者の家庭を訪問介護員が訪問して、日常生活上の世話をを行うこと。

*デイサービス…在宅の虚弱・ねたきりなどの高齢者や障害者の自立生活の助長などを図るために、デイサービスセンターに通わせ、生活指導・入浴・健康チェック・食事などのサービスを提供する。

3. 生活保障の充実

■施策の方向

生活保護を必要とする低所得者の生活安定と健康で文化的な生活を保障し、自立支援につながるよう、生活保護制度の充実や就業機会・相談体制の拡充を図る。また、社会保障制度の充実を図る。

■施策内容

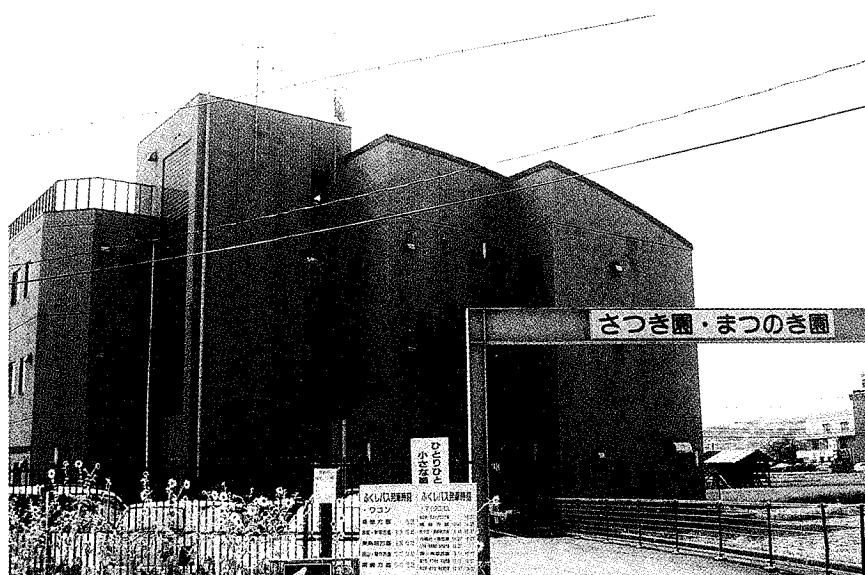
(1) 低所得者福祉の充実

- ・生活保護制度および各種援護制度の充実を関係機関に要望する。また、*ケースワーカーを中心とした相談体制の充実など、生活保護世帯に対する施策を進める。
- ・低所得者の経済的自立支援を図るため、職業安定所と連携しながら、就業機会の拡充に努める。

- ・多様化する生活保護相談に対応するため、ケースワーカーと民生委員との連携など、相談指導体制の充実に努める。

(2) 社会保障制度の充実

- ・制度の改善や給付の拡充などを国に要望する。
- ・国保財政の効率化を図るため、医療費通知や*レセプト点検などの充実に努める。
- ・国民健康保険の対象となる市民が、制度の正しい理解を持つよう、制度の周知、関連情報の提供を行うとともに、相談事業の充実を図り、制度加入と保険料納付の促進に努める。



・市立知的障害者通所授産施設さつき園
・市立在宅障害者デイサービス施設まつのき園

*ケースワーカー…社会生活中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から、個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者。

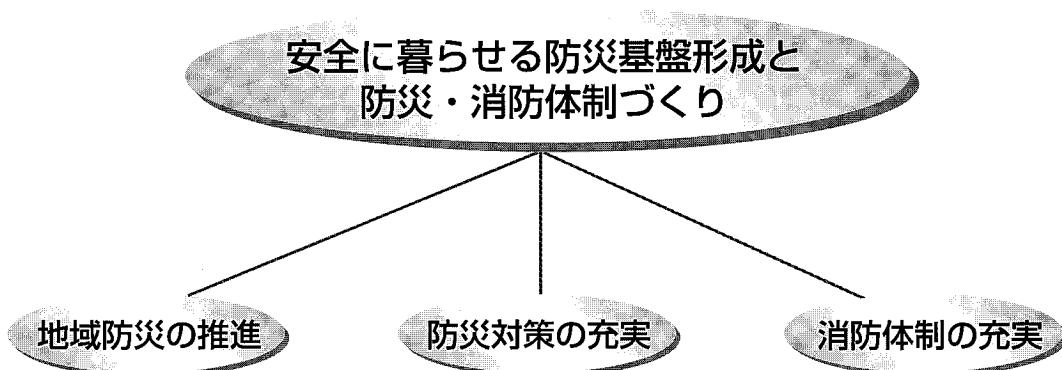
*レセプト…診療報酬請求明細書。病院や診療所が健康保険などの保険で診察した場合、医療費負担分の明細書を毎月1回公的機関の支払基金などに提出し、これに基づいて健康保険組合などから支払いを受けるもの。

第5節 安全に暮らせる防災基盤形成と防災・消防体制づくり

■基本方針

安全で住みやすい生活環境を確保するため、自然災害に対する各種対策を適切に実施するとともに、自然災害や都市災害時の防災体制の確立と地域ごとのきめこまかな防災システムの構築を図る。

■施策体系



現況と課題

- 平成11年3月に修正した阪南市地域防災計画にもとづき、防災活動の総合的かつ計画的な地域防災の推進に取組んでいる。
- 治山・治水事業として、飯ノ峯川砂防事業、山中渓地区砂防事業などが実施中である。
- 避難所は、住民センターなど市内53カ所の避難所、小中学校など9カ所の一時避難所を配置しており、桃の木台中央公園を広域避難場所に指定している。
- 平成7年から平成11年まで総合防災訓練を実施した。平成13年は岬町との合同総合防災訓練の実施を予定している。
- 平成12年4月に阪南市・岬町との広域連携による消防の一部事務組合が設立され、平成13年4月より組合消防として、業務を開始する。
- 都市公園の整備や生産緑地の保全による避難地、防火帯の確保、これらを連携した避難路・緊急輸送路の確保が必要となっている。
- 市民の防災意識の高揚を図り、自主防災活動の活性化を図っていくことが必要となっている。

■主要施策

1. 地域防災の推進

■施策の方向

災害予防対策、災害応急対策および災害復旧に関して、市民との相互協力および連携を図り、防災活動の総合的かつ計画的な地域防災を推進する。

■施策内容

(1) 防災体制の充実

- ・災害発生時における適切な防災体制の確立とともに、広域的な視点と地区レベルの体制を統合した地域の実情に沿った地域防災体制の確立を図る。

(2) 情報収集・伝達体制や防災組織の育成

- ・防災無線をはじめとする通信機能の向上および情報収集伝達体制の確立に努める。
- ・市民の自主防衛意識の向上を図り、地域単位での自主防災組織の育成を図る。

2. 防災対策の充実

■施策の方向

市民の生命・財産を守る防災基盤の整備を進めるとともに、治山・治水事業などを重点的に進め、災害に強いまちづくりを進める。

■施策内容

(1) 治山・治水対策の充実

- ・森林の持つ水源涵養機能の維持のため、植林事業を推進するとともに、河川・ため池の改修および維持管理等の治山・治水事業を大阪府と連携を図りながら総合的に実施する。
- ・土砂災害対策については、大阪府と連携して予警報システムや避難体制の構築を図る。

・宅地開発における遊水池の建設、河川や水路の改修、河川流域単位での貯留浸透などの流出抑制対策などの総合的な治水対策の強化を図る。

・排水不良地区での水路・ポンプ場の整備を重点的に推進する。

・河川については、大阪府など関係機関との調整を図りながら、長期的な改修計画を策定し、築堤、河床の掘り下げなど、計画的に河川改修を進める。

・海岸については、侵食により危険性のある地区について海岸機能の保全・再生を図るとともに、台風などの災害に対処できるよう海岸施設などの整備充実を促進する。

(2) 地震災害対策の充実

・地震災害については、緊急避難場所や緊急避難路の整備を図るとともに、防災拠点および避難所等の耐震診断や改修を進める。また、市民の避難体制や連絡体制についての普及・啓発を図る。

・地震災害による断水や断熱などに対応して貯水施設や緊急電源設備、食糧備蓄等の対策を行う。

(3) 都市災害の防止

- ・密集市街地については、建物の耐火・耐震構造化、防火緑地・広場の確保、緊急避難ルートの確保など、総合的な防災基盤の向上を図る。
- ・周辺地域における原子力施設の安全性確保について、近隣自治体と連携を強め、国・府へ要請する。
- ・道路交通機能を低下させ、交通事故の原因となる違法な路上駐車抑制に向け、取り締まりの強化や市民啓発、駐車場の整備などの総合的対策を推進する。

3. 消防体制の充実

■施策の方向

消防・救急体制の充実強化、広域化を図る。また、地域における防火意識の高揚を図るとともに消防団による警防活動・啓発活動等の充実を図る。

■施策内容

(1) 消防体制の充実

- ・消防体制の充実強化を図るため、消防本部および消防分署の建設を促進するとともに、老朽化した施設の改修を図り、資機材の充実、消防通信施設の増強などを進める。また、消防体制の広域化を図る。

- ・消火栓・防火水槽の適正な配置やため池・河川等の有効活用を図り、地域の実情に応じた消防水利の充実に努める。
- ・火災予防など防火意識の高揚に向け、市民に対する普及・啓発活動を実施する。
- ・地域における消防防災の中核として、警防活動、啓発活動等、重要な役割を果たす消防団の充実強化を図る。
- ・救急医療と救急搬送の有機的な連携の強化を図る。



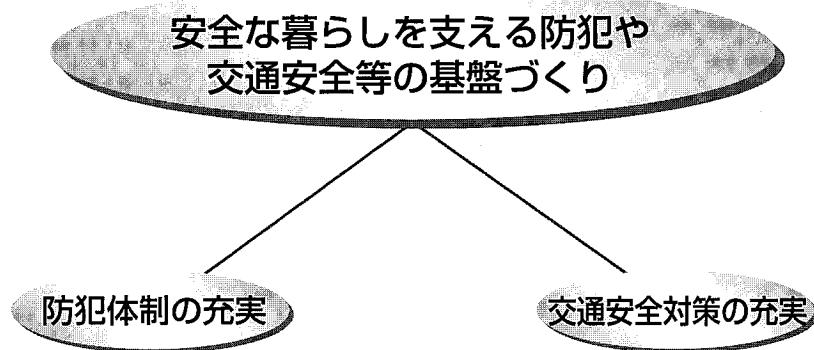
総合防災訓練

第6節 安全な暮らしを支える防犯や交通安全等の基盤づくり

■基本方針

市民が安心して住むことのできる健全な地域づくりをめざして、防犯・風致対策や交通安全対策を進める。

■施策体系



現況と課題

- ・人口あたりの犯罪認知件数が低く、比較的治安の良い地域であるが、人口の増加にともない、防犯の必要性が高まっている。
- ・防犯対策として、防犯パレード、街頭キャンペーン、防犯教室などを実施している。
- ・自動車保有台数や交通量の増加にともない、交通事故発生件数は増加傾向にある。
- ・各駅前に駐輪場を整備し、自転車放置禁止区域を設定している。
- ・自主防犯機能の向上に向け地域コミュニティ単位での防犯意識の向上が必要となっている。
- ・駅周辺での駐車・駐輪対策や交通安全のマナー改善などが必要となっている。

■主要施策

1. 防犯体制の充実

■施策の方向

市民が犯罪等に不安を感じないようにするため、地域と連携した防犯活動や防犯体制の充実を図り、犯罪を未然に防止する体制づくりを進める。

■施策内容

(1) 防犯施設の管理・充実

- ・防犯灯の適正配置や設置基準の作成、管理用地図やプレートの管理、防犯ベルの拡充など防犯施設の整備を図る。
- ・警察や防犯委員会の協力のもと、自主的な防犯組織の育成により、地域単位での防犯体制を確立する。

(2) 防犯・風致等の啓発活動

- ・健全なまちづくりと青少年育成の観点から、有害環境施設等の規制・指導の強化に努めるとともに、啓発活動を推進する。
- ・防犯・風致に関する広報活動を強化するとともに、キャンペーン月間や防犯教室の充実を図る。

2. 交通安全対策の充実

■施策の方向

交通事故から市民を守るために、交通安全施設の整備拡充や交通安全教育等の普及・啓発を進める。

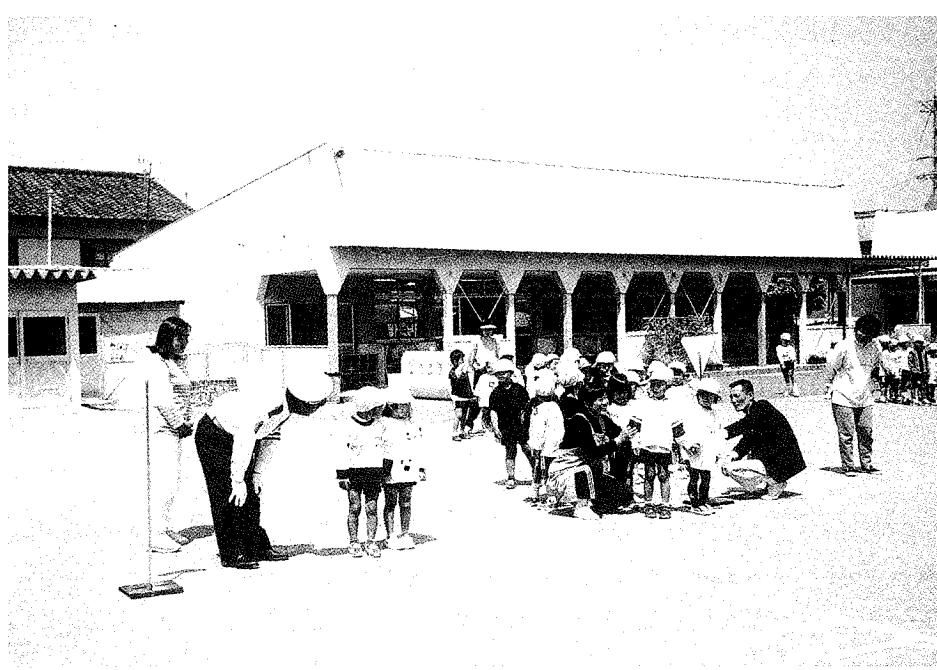
■施策内容

(1) 交通安全対策の充実

- ・国道26号については、安全な歩行者空間の確保をめざして、歩道の整備や歩道橋、ガードレールなどの交通安全施設の設置を促進する。
- ・幹線道路や生活道路については、地区的実状に応じて交通安全施設を設置するとともに、市民の同意のもと一方通行や速度制限、駐車規制などの交通規制を促進する。
- ・交通混雑や交通事故の原因となる違法な路上駐車について、取り締まりなどの交通安全対策を促進する。

(2) 交通安全思想の普及・啓発

- ・交通安全思想の普及・啓発を推進するとともに、交通事故相談の充実や交通安全運動を促進する。



幼児交通安全教育

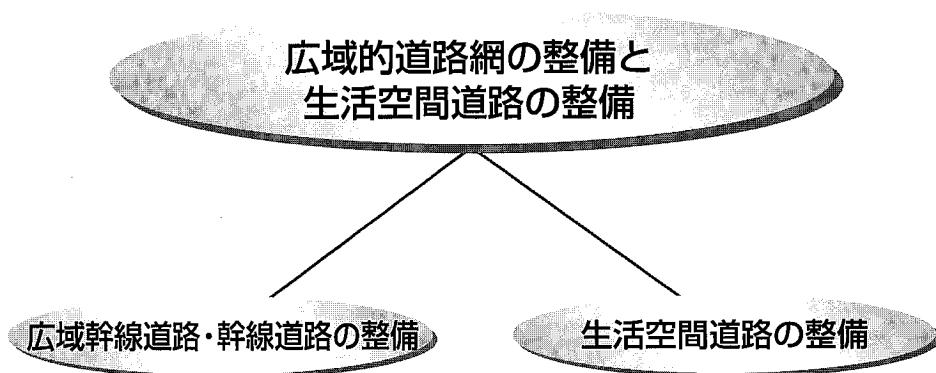
第2章 出会い、躍動するまち ：次世代に引き継ぐ都市基盤の形成

第1節 広域的道路網の整備と生活空間道路の整備

■ 基本方針

第二阪和国道の整備促進とともに、はしご状の幹線道路網の整備を図る。また、幹線道路網との整合を図りながら、市街地における快適な生活空間道路網の整備を進める。さらに、広域的な道路交通ネットワーク機能の強化を図る。

■ 施策体系



現況と課題

- ・高速道路として、近畿自動車道松原那智勝浦線（阪和自動車道）があり、市東部に阪南インターチェンジが設置されている。国道26号が臨海部を通り、内陸部では第二阪和国道延伸事業が行われている。
- ・市内の道路総延長は約196kmであり、府道は6路線（堺阪南線、自然田鳥取荘停車場線、和歌山貝塚線、東鳥取南海線、鳥取吉見泉佐野線、尾崎停車場線）あり、市内の道路の約9割が市道となっている。
- ・国道26号と第二阪和国道を軸とした道路網については、はしご状になっているが、未整備路線や幅員が十分確保されていないものが多く、道路網としては充分とはいえない状況となっている。
- ・交通量は年々増加し、国道26号では慢性的な渋滞が生じている。
- ・広域幹線道路から地区内道路に至る各段階の道路網整備を促進することが必要となっている。
- ・生活道路での交通量増加など身近な交通環境を安全で快適なものにしていくことが必要となっている。

■主要施策

1. 広域幹線道路・幹線道路の整備

■施策の方向

第二阪和国道の早期整備を図り、関西国際空港・大阪方面及び和歌山紀北方面との連携を強化する。また、第二阪和国道、国道26号を連絡する南北方向の幹線道路の整備を進め、はしご状の幹線道路網の形成を図る。また、臨海部における新たな交通軸の整備について検討する。

■施策内容

(1) 第二阪和国道の早期整備及び広域道路交通ネットワークの形成

- ・第二阪和国道の早期整備を図るとともに、高架下利用等、周辺整備事業をあわせて進める。
- ・第二阪和国道機能の補完機能とともに、生活の利便性を高める側道の整備を進める。
- ・関西国際空港へのアクセス及び近畿自動車道松原那智勝浦線へのアクセス動線の強化に努める。

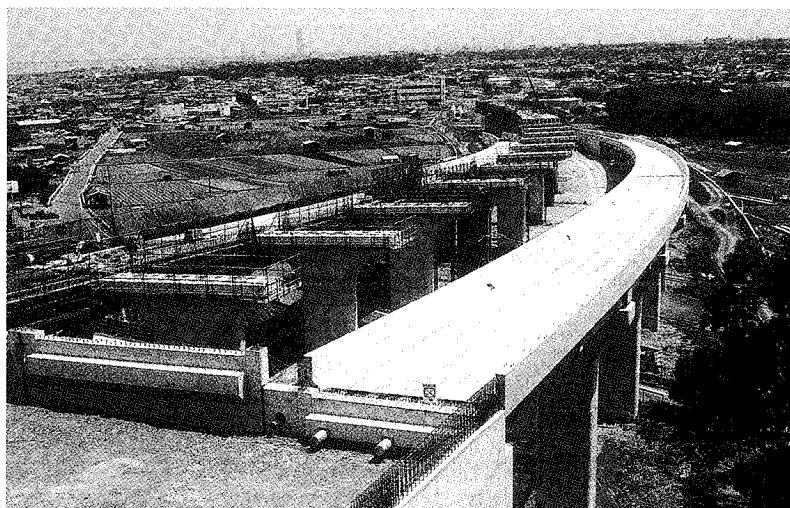
(2) 幹線道路及び周辺の整備

- ・国道26号については、広域幹線道路としての役割を果たすことから、各信号交差点の右折レーン設置、歩道設置などを促進する。

- ・第二阪和国道、国道26号を結ぶ幹線道路及び、市内の各市街地を連絡する幹線道路の整備を第二阪和国道の進捗状況や周辺市街地整備との調整を図りながら、段階的に道路網整備を進める。
- ・幹線道路の交通環境の向上のため、必要に応じて拡幅整備、交差点改良、歩車区分、歩道整備を図る。
- ・府道自然田鳥取荘停車場線、府道鳥取吉見泉佐野線、府道和歌山貝塚線の整備について大阪府に要望する。
- ・駅を起点とするアクセス道路の整備を進める。
- ・第二阪和国道などを結ぶ幹線道路や駅前地区などについては、美しい道路景観を形成する。
- ・道路整備については景観に配慮した整備に努める。

(3) 臨海部における道路交通機能の強化

- ・東鳥取南海線など幹線道路の海浜部までの延伸を推進する。
- ・海浜部における新たな都市機能整備に伴う交通需要や市民開放に伴う移動空間としての対応等のため、海浜部に沿った新たな道路の計画を検討する。



第二阪和国道延伸工事

2. 生活空間道路の整備

■施策の方向

広域幹線及び幹線道路整備との整合を図りつつ、既成市街地内等の生活道路の整備を進める。また、生活道路の整備にあたっては、交通空間、生活空間、防災空間等さまざまな機能を持つオープンスペースとして、通過交通の規制等、豊かな空間整備を行うとともに、*タウンモビリティの導入など快適に移動できるための条件整備を進める。

■施策内容

(1) 生活道路網の整備

- 市街地内の生活道路については、地区の特性に応じ、まちづくりと一体となった手法を取り入れるなど、市街地再編とあわせて、整備を進める。

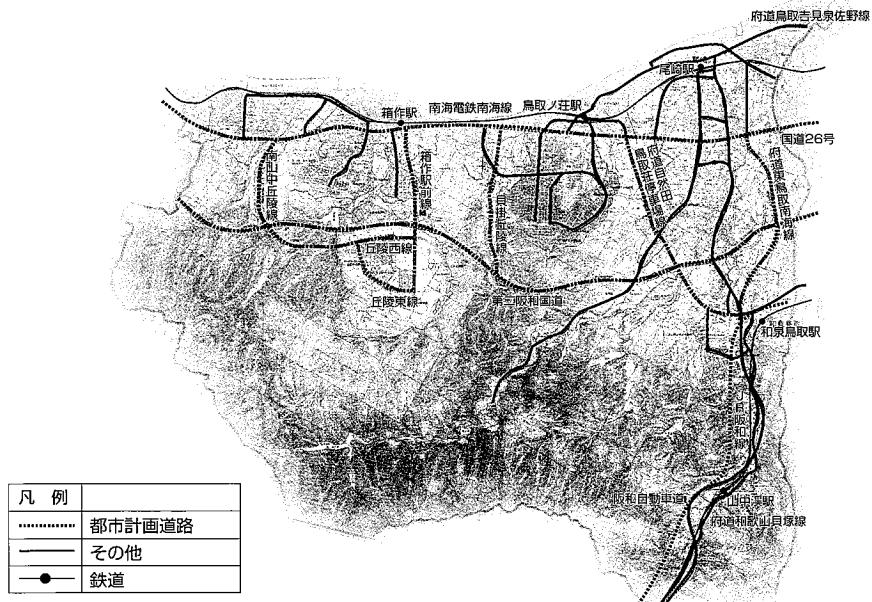
- 臨海部など生活道路網の不十分な地区については、防災機能の向上などに配慮し、幹線道路整備との調整を図りつつ、適切な生活道路網の形成に努める。

- 生活者の視点に立った計画的な道路網の整備を進める。

(2) 快適な生活空間道路の整備

- 市内の生活道路については、地区の実状に応じて交通安全施設等の整備を進めるとともに、市民の同意のもと一方通行規制、速度制限、駐車規制などの交通規制の対策の促進を図る。
- 道路空間のバリアフリー化を進めるとともに、水や緑、歴史資源等を活用し、景観やアメニティに配慮した道路空間の形成を進める。
- 生活道路については、高齢者等の快適で安全な移動のため、タウンモビリティ等の導入を検討する。

【市内道路網図】



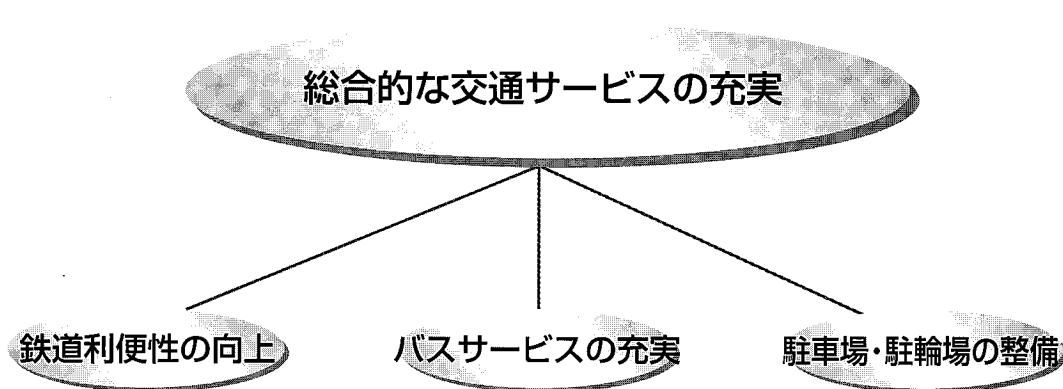
*タウンモビリティ…1979年に英国で「ショップモビリティ」の名称で誕生した高齢化社会の活性化への取組み。日本ではこの概念を拡大した「タウンモビリティ」の名称で各地に導入されつつある。高齢者や障害、病気やけがを持つ人など、移動が困難な人達に、商店街や街なかを自由に楽しんでもらうため、電動スクーターの貸し出しなどにより外出を支援する取組み。

第2節 総合的な交通サービスの充実

■基本方針

鉄道駅周辺整備等を進め、交通結節機能の強化等を図るとともに、道路網の整備にあわせ、バス路線の拡充などバスサービスの利便性の向上を図る。さらに、主要駅等において駐車場、駐輪場の整備を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・鉄道は、臨海部を南海電鉄南海線、内陸部をJR西日本阪和線が通り、大阪都心、和歌山方面と連絡している。駅は南海電鉄南海線に特急停車駅である尾崎駅と、鳥取ノ荘駅、箱作駅の3駅、JR西日本阪和線に和泉鳥取駅、山中渓駅の2駅が設置されている。
- ・バス路線は、尾崎駅と和泉鳥取間と丘陵部の住宅開発地における箱作駅とスカイタウン間の2路線が運行されている。
- ・平成11年より福祉バスが運行されている。
- ・駐輪場は各駅周辺に設置されている。
- ・市民の利便性の確保などに視点をおいた総合交通体系の整備・充実が必要となっている。

■主要施策

1. 鉄道利便性の向上

■施策の方向

鉄道各駅周辺の整備を進め、交通結節機能の強化を図るとともに、輸送力の向上等について関係機関に要望する。

■施策内容

(1) 駅周辺整備とあわせた交通結節機能の強化

- ・尾崎駅周辺については、ターミナル機能の強化を図るため、市街地再開発事業との整合を図りつつ、駅前広場、駐車場・駐輪場の整備を進める。
- ・箱作駅周辺については、土地区画整理事業とあわせて駅前広場、駅施設などの整備を進める。
- ・鳥取ノ荘駅周辺については、駅施設の改善や駅前広場などの整備を進める。
- ・和泉鳥取駅周辺については、駅施設の改善や駅前広場などの整備を進める。
- ・山中渓駅周辺については、駅施設の改善や駅前広場などの整備を進める。

(2) 鉄道利便性の向上

- ・南海電鉄南海線及びJR西日本阪和線の輸送力強化と利便性の向上に向け、関係機関へ要望する。

(3) 新駅設置の検討

- ・せんなん里海公園および内陸部の大規模開発地域等への交通アクセスの向上のため、南海電鉄南海線における箱の浦周辺への新駅設置を促進する。



箱作駅前ロータリー

2. バスサービスの充実

■施策の方向

バス路線の充実強化、福祉バスなど市内各地域におけるバスサービスの利便性の向上を図る。

■施策内容

(1) バス交通網の充実

- ・既存のバスサービス網については、バス路線の拡充、運行本数の増強を事業者に要望する。
- ・今後のバスサービス網の充実に向けて、市街地開発の進捗とあわせ新しいサービス網の設置を事業者に要望する。

(2) 人と環境にやさしいサービスの充実

- ・福祉バス、老人福祉センターバスなどの既存のバスサービスについて、利便性向上など機能の強化を図るとともに、市内循環バス等の検討を進める。
- ・低床バスや低公害バスなど人と環境にやさしい車両の導入について、事業者に要望する。



福祉バス

■主要施策

3. 駐車場・駐輪場の整備

■施策の方向

主要駅及び主要な公共施設について、適切な規模の駐車場や駐輪場の整備を図り、路上駐車、駐輪の抑制を図る。

■施策内容

(1) 駐車場の整備

- 駅周辺及び主要な公共施設については、民間駐車場整備の誘導等による駐車場の整備を進める。

(2) 駐輪場の整備

- 違法駐輪の取り締まりの強化や市民啓発など違法駐輪の抑制に向け総合的な対策を実施するとともに、駅周辺などにおいて駐輪場の整備を進める。
- 放置禁止区域を設けるなど、放置自転車の取り締まりの対策を強化する。



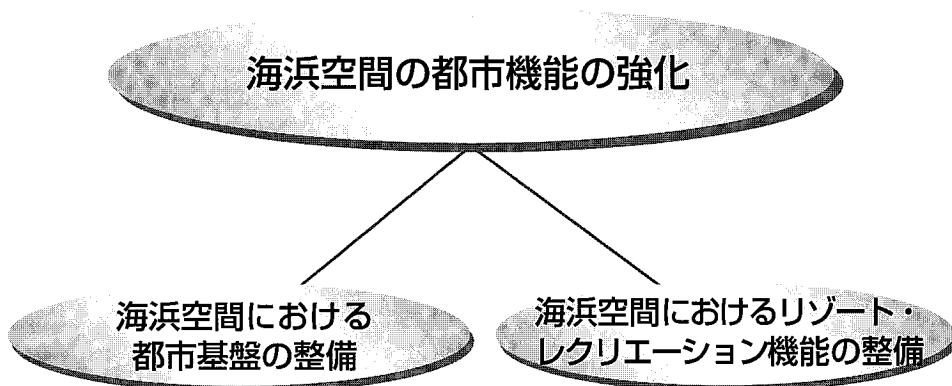
尾崎駅西自転車駐輪場

第3節 海浜空間の都市機能の強化

■ 基本方針

臨海部における新たな道路交通機能の形成、海岸保全機能の充実、港湾・漁港機能の強化、リゾート・レクリエーション機能の整備など、海浜空間の都市機能の整備を図る。また、関西国際空港の立地インパクトを有効に活用できる海浜空間の都市機能の形成を図る。

■ 施策体系



現況と課題

- ・海岸線は単調で、北からほぼ等間隔に尾崎港（商港）、西鳥取港（漁港）、下莊港（漁港）の3港が整備されている。
- ・男里川河口付近には貴重な生態系の残る自然干潟が残されている。
- ・せんなん里海公園が整備され、広域的なレクリエーションゾーンの形成をめざしている。
- ・海岸線の多くは防潮堤で市民からは隔離された状況となっている。
- ・防災施設の整備に加え、海浜部に沿った道路の整備など都市機能の強化が必要となっている。

■主要施策

1. 海浜空間における都市基盤の整備

■施策の方向

市民のかけがえのない財産である海浜空間の特性を活かして、海浜部における新たな交通軸形成や海岸保全施設等の都市基盤整備を図る。

■施策内容

(1) 産業資源を活かした海浜空間整備

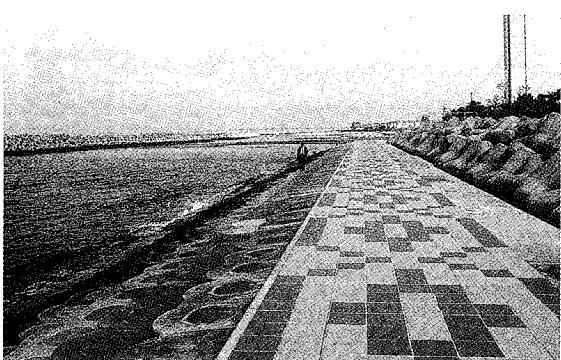
- ・漁業の活性化や環境と調和した地域産業づくりなど周辺資源を活かした海浜空間の整備方向について、関係機関と連携しながら検討する。

(2) 臨海交通軸の形成

- ・海浜部に沿った新たな道路整備など新海浜空間を連絡する新しい道路交通機能のあり方について検討し、関係機関と調整の上、整備する。
- ・海岸線へのアプローチ道路の不足する状況を解消するとともに、海浜部における生活道路の充実を図るために、まちづくりと一体となったきめこまかな道路整備を推進する。

(3) 海岸保全施設等の整備

- ・護岸や防潮堤など基盤施設の適切な改修整備を進めるとともに、港湾区域内、漁港区域内の海域の浄化を関係各機関に要望する。
- ・海岸部に直接流れ込む排水処理対策の充実を図るとともに、水路等の適切な改修を進める。



福島海岸

2. 海浜空間におけるリゾート・レクリエーション機能の整備

■施策の方向

安全で親水性の高い海岸整備を促進するとともに、リゾートやレジャー等の市民に開かれた憩いの場やスポーツ活動・文化活動の場としての海浜レクリエーション機能の形成を図る。

■施策内容

(1) 海浜リゾート・レクリエーション機能の充実

- ・せんなん里海公園の整備をさらに促進し、海浜リゾート・レクリエーション拠点としての機能向上を図るよう関係機関に要望する。
- ・せんなん里海公園、自然干潟などの資源を活かし、大阪湾ベイエリア地域を結ぶなぎさ海道の充実を図る。

(2) 港湾・漁港機能の強化

- ・地方港湾である尾崎港については、内陸部との交流拠点となるよう、港湾交通機能の向上や*レクリエーションポートとしての利用促進を図る。
- ・西鳥取漁港、下荘漁港において、リゾート・レクリエーション機能の整備を図るなど漁港の活性化および内陸部との交流機能を整備する。



尾崎港

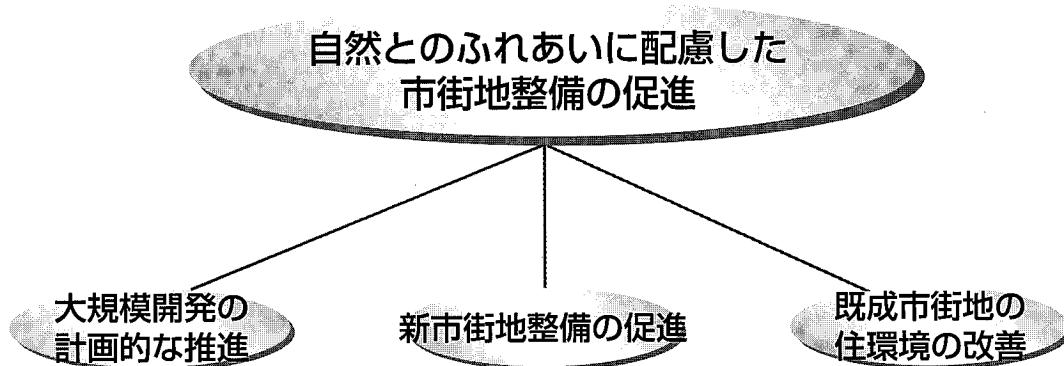
*レクリエーションポート…マリンレジャー・リゾート機能を有した港として、ポート・ヨットなどを楽しむ人々の利用施設や魚釣り施設、広場・公園など水辺で市民が楽しむことのできる空間を備えている。府立青少年海洋センターが隣接する淡輪港（岬町）がその一例。

第4節 自然とのふれあいに配慮した市街地整備の促進

■ 基本方針

西部丘陵開発構想などの大規模開発については、豊かな自然との調和に配慮したまちづくりを促進するとともに、計画的な市街地整備を進める。また、新市街地については、土地区画整理事業など計画的な市街地整備を促進し、あわせて良好なまちづくりを進める。さらに既成市街地については、住環境の改善など、それぞれの特徴を生かし、自然とのふれあいに配慮した市街地の整備の促進を図る。

■ 施策体系



現況と課題

- ・市街地は、昭和30年代までは、尾崎駅周辺の既成市街地の他、箱作・鳥取・自然田などの集落が点在する状況であった。昭和40年代以降、南海本線沿線に近い丘陵部を中心に大規模な宅地開発が進行し、既成市街地周辺部においても宅地化が進行した。
- ・関西国際空港の建設にともなう土砂採取にともない新住宅市街地開発事業が実施され、阪南スカイタウンが誕生した。
- ・新市街地における良好な住環境の形成と、既成市街地における住環境の改善が必要となっている。
- ・丘陵部の開発地においては、自然環境に配慮した計画的な市街地の整備が必要となっている。

■主要施策

1. 大規模開発の計画的な推進

■施策の方向

本市の豊かな自然とのふれあいに配慮し、これを活かしながら、阪南スカイタウンのまちづくりを促進するとともに、西部丘陵開発構想の具体化など、計画的な市街地整備を進める。

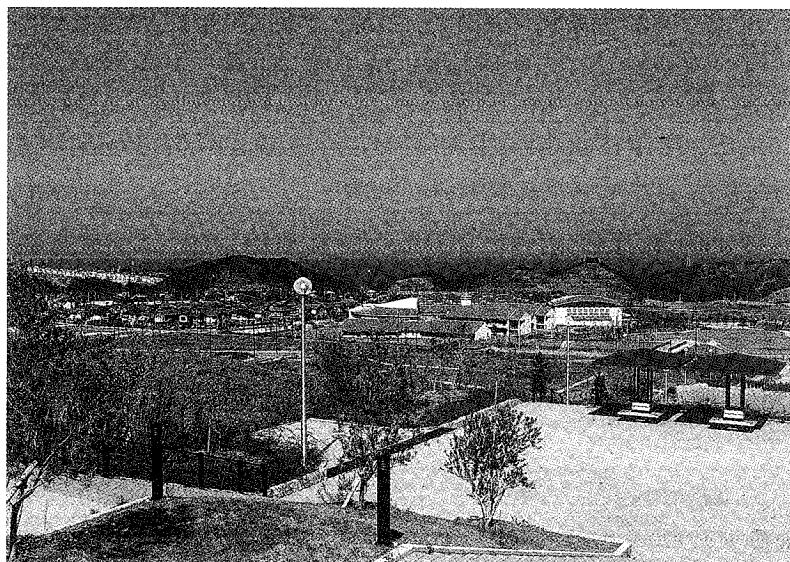
■施策内容

(1) 阪南スカイタウンのまちづくり

- ・自然環境との調和や防災機能との調整に配慮しつつ、新住宅市街地開発事業を促進し、居住都市のシンボルとなるような良好な住宅地の形成をめざしたまちづくりを推進する。また、特定業務施設用地における企業立地を促進する。
- ・まちづくりの進捗とあわせ、既存の*地区計画における地区整備計画の拡大および市民への周知に努める。また、*建築協定による良好なまちづくりに向けた誘導を進める。

(2) 西部丘陵開発構想の計画的な推進

- ・阪南スカイタウンをとりまく西部丘陵開発構想については、時代の状況を勘案しながら、順次、具体化を図り、本市の新しい都市イメージの創出を先導するにふさわしい、水と緑に恵まれ健康に暮らせる居住環境を形成する。
- ・東部地区については、今後の市街地整備状況との調整を図りつつ、箱作駅と第二阪和国道につながる新しい市街地として公共施設や生活関連施設、文教施設などの整備とあわせながら、良好で多様な住宅地を形成する。
- ・西部地区については、先端産業の誘致とあわせて学術研究機能・国際文化交流機能、文化・レクリエーション機能および職住近接を実現する多様な機能を備えた良質の住宅地をあわせもった複合的な整備を進める。



阪南スカイタウン

*地区計画…その地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備保全を目的に定める地区レベルの計画。
*建築協定…地域にあったまちづくりを進めるため、建物の敷地、位置、構造、用途、意匠などについて土地所有者などが基準を定めたもの。

2. 新市街地整備の促進

■施策の方向

駅周辺における土地区画整理事業など計画的な市街地整備を促進し、あわせて良好なまちづくりを進める。また、社会情勢に応じた適切な開発指導行政を推進する。

■施策内容

(1) 土地区画整理事業等の促進

- ・箱作駅前地区における土地区画整理事業を促進し、駅前広場整備など駅前環境の整備を進める。また、市東部の鳥取中土地区画整理事業の事業化を進める。
- ・市街化区域内農地については、市街地内の貴重なオープンスペースである生産緑地の保全に努めるとともに、*緑住土地区画整理事業の導入などにより良好な市街地の形成を図る。また、農地所有者等の共同開発事業を誘導・支援する施策を展開する。
- ・市街地周辺部や幹線道路沿道等無秩序な市街化のおそれがある地区においては、*スプロール的開発を抑制するとともに、地区計画制度などの規制・誘導手法を活用し、まちづくりと一体となった計画的な市街化を誘導する。

(2) 新市街地における良好な住環境の形成

- ・区画整理事業の完了した都市基盤の整った区域については、地区計画制度や建築協定等の導入に努め、良好なまちづくりおよび土地利用の促進を図る。
- ・新市街地の整備に際しては、自然環境や生態系との調和に配慮するとともに、公共施設や生活関連施設などの再配置なども行いながら、良好な住環境を形成する。
- ・開発指導要綱については、適用範囲などを含め社会情勢に応じた見直しを行い、適正な開発指導行政を推進する。

3. 既成市街地の住環境の改善

■施策の方向

既に良好な住環境の形成されている計画的開発地等については、住環境の維持、向上に努めるとともに、地区の特性に応じた手法による環境改善を図る。

■施策内容

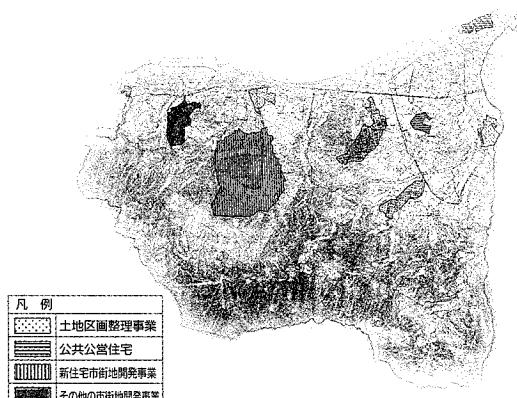
(1) 既成市街地におけるまちづくり

- ・計画的な開発により良好な住環境が形成されている地区については、地区計画や建築協定等の活用も検討しながら、さらに良好な環境の維持発展に努める。
- ・大規模の住宅団地の住環境の改善については、道路、下水道などの公共施設整備と関連させつつ、段階的に都市基盤の水準向上を図る。
- ・住宅と工場が混在している地区については、住工の健全な共存環境の形成をめざしたまちづくりを進める。

(2) 住居表示の整備

- ・市民生活の利便性を高めるため、地域の特性に配慮しながら、住居表示の整備を進める。

【市街地開発状況図】



*緑住土地区画整理事業…都市における市街化調整区域内農地の無秩序な市街化を防止するため、生産緑地と宅地化農地の交換分合を進めつつ、介在的に残された市街化調整区域内農地の計画的な宅地化を図る小規模な区画整理事業。

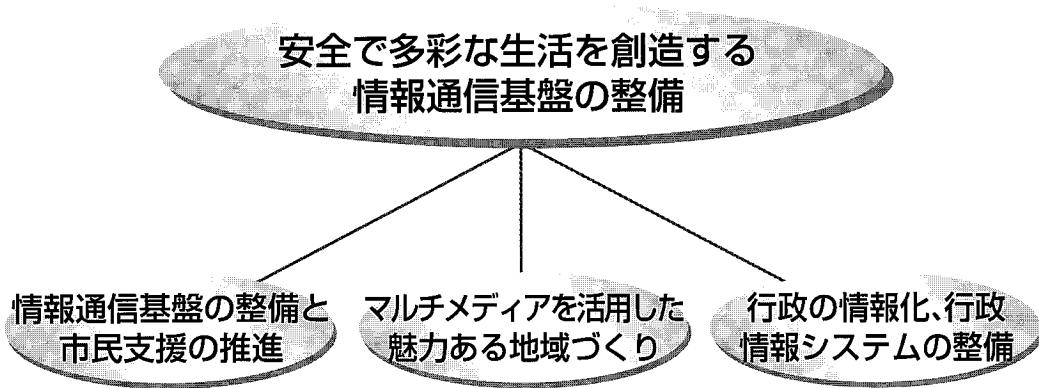
*スプロール…無秩序、無計画なままに都市が郊外に拡大し、虫食い状態になること。

第5節 安全で多彩な生活を創造する情報通信基盤の整備

■基本方針

市内全域がCATV受信可能エリアとなるよう、情報通信基盤整備をさらに推進するとともに、すべての市民が豊かな情報交流や情報活用が行えるようシステム化、ネットワーク化に努める。また、福祉、文化、教育、観光など多方面において、マルチメディアを活用した豊かで魅力ある地域づくりを推進する。あわせて行政内部の情報化、行政情報システムの整備など、都市管理情報システムの構築を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・平成12年に市のホームページを開設し、市民への情報提供が行われている。
- ・周辺4市3町との連携による「テレトピア計画」にもとづき、CATVを中心とした情報通信基盤の整備を行い、阪和自動車道より西側については施設整備が完了している。CATV網を活用したテレビ・インターネットの利用件数は合計で約4,000件（平成12年）となっている。
- ・IT（情報通信技術）を活用した魅力ある地域づくりを推進し、安全で多彩な市民生活、企業活動の実現を図っていくことが必要となっている。

■主要施策

1. 情報通信基盤の整備と市民支援の推進

■施策の方向

CATVを中心とした情報通信基盤を市内全域に整備するとともに、市民間の情報格差をなくし、すべての市民がIT革命（情報通信技術革命）に対応し市民生活を享受できるよう、市民の情報の活用に関する支援を図る。

■施策内容

(1) 情報通信基盤の整備

- ・ 主要な情報通信基盤の整備とあわせて、情報発信拠点となる情報発信基地の整備を図るとともに、都市型CATVの普及促進に努める。

(2) 市民の情報活用に関する支援

- ・ 小中学校におけるパソコン、インターネットの導入などによる情報教育を充実し、情報化に対応した人材育成を進める。
- ・ 情報化に関する啓発事業や市民パソコン教室などの情報教育を実施し、市民が情報技術を活用した快適な生活の実現を図る。



市立飯の峯中学校のコンピューター教室

*テレワーク…情報通信技術（IT）を使って遠隔地からでも仕事ができる仕組みを活用した、場所や時間にとらわれない働き方。

2. マルチメディアを活用した魅力ある地域づくり

■施策の方向

行政各分野において、マルチメディアを活用した市民サービスの向上を図るとともに、コミュニティチャンネルなど地域に密着した身近な地域情報交流の媒体を整備する。また、*テレワークなど新しいライフスタイルの実現を支援する。

■施策内容

(1) 行政各分野における

マルチメディアの活用

- ・ 行政各分野において、マルチメディアの活用による各種情報の提供などを進める。
- ・ 行政情報については、広報誌・インターネット等の活用により、多様な提供を実現する。
- ・ 市民の声を行政施策に反映するため、インターネット等を活用した交流を推進する。

(2) マルチメディアを活用した情報発信、

情報交流の推進

- ・ ホームページの活用により、行政情報や市民生活に密着した情報の他、魅力や観光情報等についても広く効果的に発信する。
- ・ 地域に密着したコミュニティメディアの整備を推進し、地域コミュニティの活性化に資するとともに、災害時の情報媒体としても活用する。また、CATVと広報誌の連携を図り、地域に密着した情報提供機能を充実する。

(3) マルチメディアを活用した新しい居住・

就業スタイルの支援

- ・ *SOHO型住宅やオフィスの整備、テレワーク環境の整備や関連支援策の充実などにより、マルチメディアを活用した新しい居住・就業スタイルの実現を図る。

*SOHO…(Small Office Home Officeの略)で、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の働き方。IT（情報通信技術）を活用した個人や小人数のベンチャー企業、クリエイター、有資格者、在宅ワーカー等。

■主要施策

3. 行政の情報化、行政情報システムの整備

■施策の方向

庁内の情報化及び各公共施設とのネットワーク化により、諸証明発行業務の自動化など行政サービスの効率化を図るとともに市民生活情報の提供など市民サービスの向上を図る。また、情報技術を活用した都市管理情報システムの構築を図る。

■施策内容

(1) 庁内の情報化による事務の効率化

- ・市役所、各公共施設をネットワークする庁内*LANを構築し、情報の共有化、事務の効率化、迅速化を図るとともに、諸証明発行業務をはじめとする窓口業務の自動化など市民サービスの向上に努める。
- ・各種行政資料、情報の一元管理、データベース化を進め、検索サービスなど市民への適切な情報提供の推進を図る。

(2) 情報技術を活用した都市管理情報システムの整備

・防災情報システム、*地理情報システム(GIS)、その他情報技術を活用した都市管理情報システムの導入、整備を進め、効率的で合理的な都市管理体制を確立する。



阪南市ホームページ

*LAN…(Local Area Networkの略。) 同一ビルや同一構内等で複数のコンピュータやプリンタ等を高速な回線で接続するネットワークを指す。

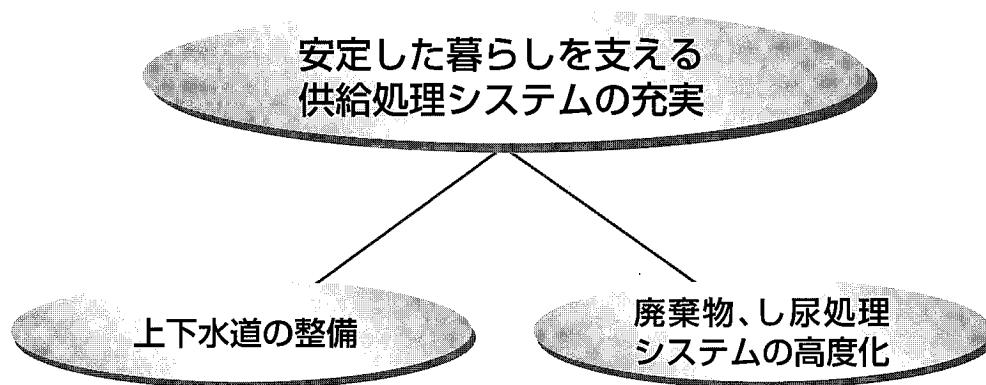
*地理情報システム(GIS)…(Geographic Information Systemsの略。) 地理的位置を手掛かりに位置に関する情報をもつたデータを総合的に管理・加工し、地図と人口や建物の状況等の数値情報を連動させて検索や解析、図化等を行う技術。

第6節 安定した暮らしを支える供給処理システムの充実

■基本方針

快適な都市生活、良好な都市環境の創出に向け、既存の供給処理施設の適切な維持管理を図るとともに、今後の需要増に対応した供給処理施設の拡充整備および管理運営システムの高度化、効率化の推進を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・上水道の普及率はほぼ100%となっており、淀川水系を水源とする府営水道から、水需要の約9割を受水している。人口増加に伴う給水量に対応するため、第3次拡張事業を実施中である。
- ・公共下水道事業の全体計画区域は、市街地周辺の1,615ha（処理人口80,000人）で、このうち市街化区域1,158haが計画決定され、汚水685ha、雨水418haが事業認可済みとなっている。
- ・下水道普及率（処理区域内人口／行政人口）は、平成12年3月末現在で25.3%となっている。
- ・ごみの焼却施設は、泉南市との広域連携により設置・運営している。
- ・ごみの収集については、平成4年から空缶・空瓶が、平成9年からペットボトル、紙パック、平成12年から一部プラスチック類、ダンボール等の分別収集が行われている。
- ・し尿処理センターの建設が遅れており早急な対応が必要となっている。
- ・地球環境に配慮した供給処理システムの構築が必要となっている。

■主要施策

1. 上下水道の整備

■施策の方向

上水道については、引き続き府営水道の受水を確保しながら、施設の拡張および整備充実を図る。また、下水道については、既存住宅地の老朽管の更新等適切な維持管理を図るとともに、流域下水道施設の整備充実、公共下水道区域の拡大、整備促進を図り、下水道普及率の向上に努める。

■施策内容

(1) 上水道の整備

- ・旧市街地部の老朽管など既存水道施設については、老朽管の更新による漏水の防止を図るとともに、適切な維持管理、改修を進める。また、震災等に対応する貯水池の設置など災害に強い水道施設の整備を図るとともに、情報システム等の充実による合理的かつ効率的な施設管理を進める。
- ・第3次拡張事業を推進し、新市街地の開発や人口増加に伴う需要増に対応した給水区域の拡大を進める。
- ・大阪府営水道の受水による水源の安定的確保を図るとともに、将来の安定した水源の確保のため、大阪府営水道の計画にもとづく紀ノ川利水など、府の水源整備を引き続き要望する。

- ・限りある水の有効活用を図るため、水資源の重要性と受益者負担に関する市民意識の高揚に努める。

(2) 下水道の整備

- ・既存の下水道施設については、老朽管の更新や定期的な点検・清掃など適切な維持管理を進める。
- ・南大阪湾岸流域下水道南部処理区の整備については、流域下水道の処理量に応じた処理場の増設など施設の整備充実について国及び大阪府に要望する。
- ・公共下水道については、流域下水道事業の進捗や市街地整備・道路整備などの関連計画等との整合を図りつつ、区域の拡大、整備に努める。
- ・下水道事業の啓発活動を実施し、供用開始における水洗化の促進を図り、下水道が広く市民に親しまれるような環境づくりを進める。
- ・雨水整備については、雨水排水施設の整備とあわせた治水対策を実施し、浸水対策を強化する。



南大阪湾岸南部処理場



■主要施策

2. 廃棄物、し尿処理システムの高度化

■施策の方向

廃棄物、し尿については、人口の増加に対応した処理能力、収集サービスの向上に努め、合理的かつ効率的な処理体制を確立する。廃棄物については、市民、事業者の積極的な参画を促し、その減量化に努めるとともに、処理施設の拡充整備など安全で効率的な処理体制の整備を推進する。また、し尿処理については、公共下水道計画との整合を図りつつ、環境センターによる衛生処理体制を整備する。

■施策内容

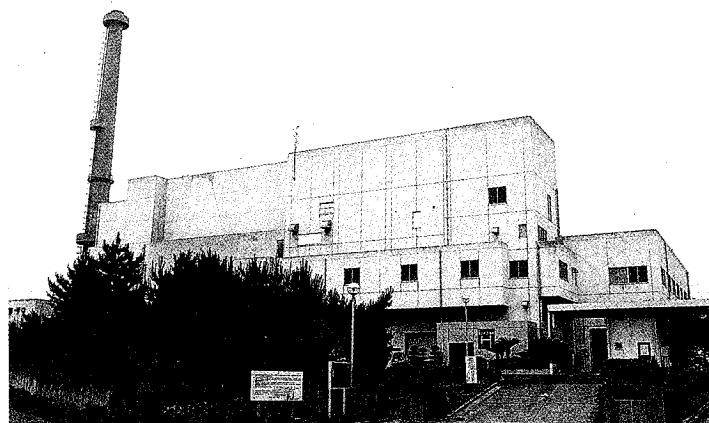
(1) 廃棄物処理対策の効率化、適正化

- 一般家庭ごみについては、市民の積極的な参画によるごみの減量、再資源化を推進する。このため、分別排出の徹底、ごみの再資源化に関する助成など市民に対する啓発を進める。
- *リサイクル法等に対応し、府内体制の整備、市民・事業者等の啓発、指導等を進める。また、リサイクル商品購買などについて市民への啓発を積極的に行う。
- 事業系一般廃棄物については、資源ごみ分別の推進、分別袋導入等による資源化・減量化を促進する。

- 産業廃棄物については、関係機関と連携しながら、事業者自身の責任により処理するよう指導、規制を強化し、野焼き、不法投棄等の防止に努める。また、公共事業により発生する廃棄物については、適切な保管および処理を行う。
- ごみ処理施設については、既存施設の適切な維持管理を図るとともに、人口増に対応した焼却炉の増設など拡充整備を図る。あわせてダイオキシン発生の抑制に努め、周辺環境との調和を図る。
- 残灰、不燃物については、広域的な連携により、適切な処理を促進する。

(2) し尿処理の効率化及び施設整備

- 緑化、修景など周辺環境との調和に十分配慮した、し尿処理施設としての環境センターの建設を推進する。
- 清掃業者によるし尿の収集に関して、効率化、円滑化など収集サービスの一層の充実に努める。
- 流域下水道、公共下水道の整備を促進するとともに、水洗処理の普及に努める。また、公共下水道計画との整合を図りながら、合併浄化槽の整備等について適切な指導を進める。



泉南清掃事務組合 泉南清掃工場

.....
*リサイクル…廃物や不用なものを再利用すること。近年廃棄物の処理が大きな問題となっており、リサイクルに関するさまざまな法律が制定されている。

第3章 楽しく暮らせるまち

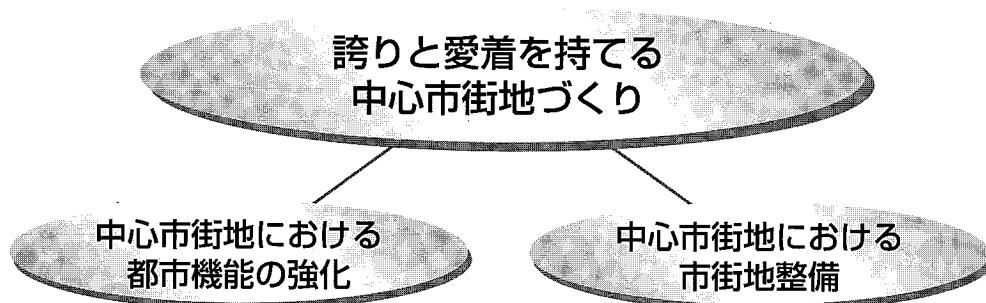
：豊かな住生活を支える環境の形成

第1節 誇りと愛着を持てる中心市街地づくり

■基本方針

尾崎駅周辺の中心市街地については、防災性の高い市街地、良好な都市景観・都市環境の形成を図る。また、中核となる駅前地区については、交通ターミナル機能、商業・業務機能を持つ複合的都市機能の整備を図り、市民が誇りと愛着の持てる中心市街地の都市空間の形成を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・特急停車駅である尾崎駅の乗降客数は約17,000人／日となっている。
- ・土地の有効・高度利用、商業業務施設の集積、公共施設の整備など中心市街地としての都市機能の形成が必要となっている。
- ・尾崎駅周辺の密集市街地については、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちとしての整備が必要となっている。

■主要施策

1. 中心市街地における 都市機能の強化

■施策の方向

中心市街地の中核となる尾崎駅前地区を中心に商業、業務、都市型住宅等、中心市街地の中核にふさわしい都市機能を複合的に集積したまちづくりを推進する。

■施策内容

(1) 尾崎駅前地区の複合的都市機能の整備

- ・尾崎駅前地区については、市街地再開発手法等の導入を図り、本市の中核にふさわしい都市機能の形成をめざした再整備を行う。
- ・交通ターミナル機能の充実、商業・業務機能の活性化や強化および都市型集合住宅や低層高密型の住宅地などの居住機能の導入等、多様な機能を有するまちづくりを図る。
- ・尾崎駅については、市民が愛着を持つような、シンボル性が高い駅舎としての整備を関係機関に働きかける。

2. 中心市街地における市街地整備

■施策の方向

尾崎駅周辺の中心市街地については、防災性の高い市街地を形成し、都市環境、都市景観の形成を図る。

■施策内容

(1) 道路整備の推進

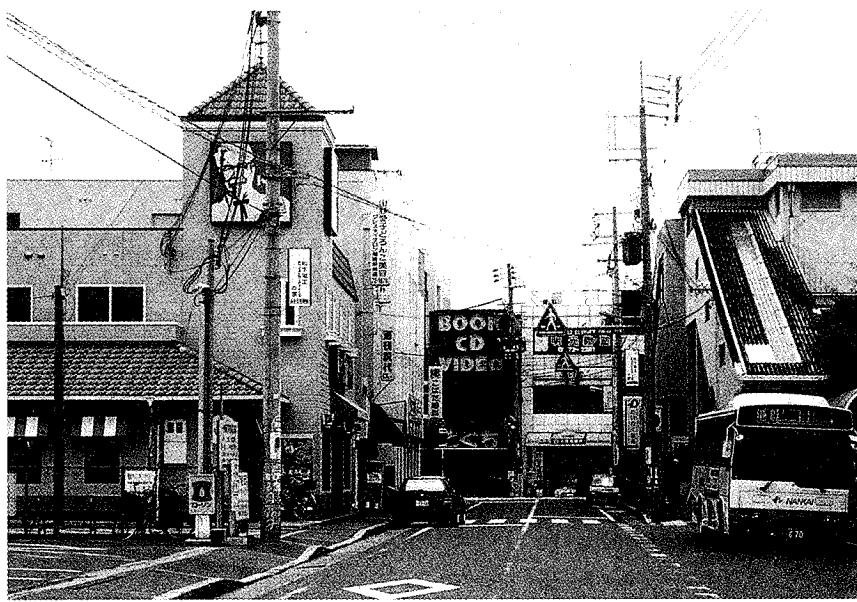
- ・尾崎駅周辺の市街地整備とあわせ第二阪和国道、国道26号、臨海部などと連絡する関連道路網の整備に努める。

(2) 中心市街地の防災性の向上

- ・尾崎駅周辺の密集市街地については、耐火性能の向上、防火水槽等防火施設の整備、生活道路網の整備、公園・広場などオープンスペースの整備、自主防災組織の育成など、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちとしての整備を進める。

(3) 誇りと愛着の持てる市街地景観の形成

- ・誇りと愛着の持てる市街地景観の形成を図るため、歴史的景観の保全、活用や新しい駅前景観など魅力ある都市環境の整備を進める。



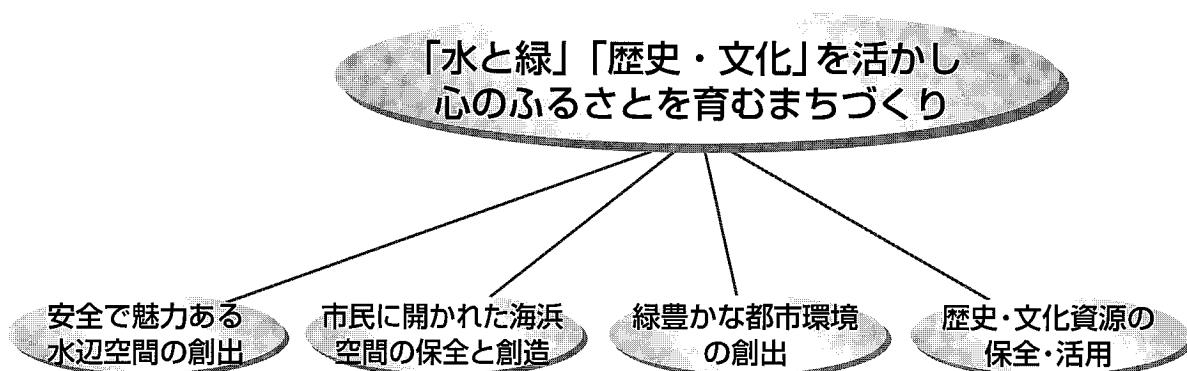
尾崎駅前

第2節 「水と緑」「歴史・文化」を活かし心のふるさと を育むまちづくり

■基本方針

河川などの水辺空間や森林、市街地周辺の緑、旧街道や古い街並みなど、自然、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを行い、市民がいつまでも心のふるさととして、愛し続けることができるまちづくりを進める。

■施策体系



現況と課題

- 本市の河川は、男里川、菟砥川、山中川、茶屋川の4本の二級河川、池詰川、山中川（一部）、井閔川の3本の準用河川、飯ノ峯川、釈迦坊川、田山川などの普通河川となっており、いずれも和泉山脈に沿って西から東に流れ、やがて北流して海に注ぐ水系パターンを示している。
- 本市では河川の集水面積が狭いため、ため池による利水が発達し、丘陵末端の谷部などを中心に大小の59ヵ所のため池が設けられ、近年では農業用水としてだけでなく、防災面、親水面での活用も期待されている。
- 都市計画公園は、街区公園19ヵ所、近隣公園1ヵ所、地区公園1ヵ所となっており、都市公園は6ヵ所（街区公園5ヵ所、近隣公園1ヵ所）となっている。また、児童遊園は54ヵ所となっている。
- 都市計画緑地はせんなん里海公園、桃の木谷緑地、阪南スカイタウン前山緑地となっており、都市緑地は桃の木台展望緑地となっている。
- 阪南市の緑被率は69.8%で、市街化区域では33.4%となっている。
- 本市は、海と山に囲まれた自然環境と歴史・文化的資源を有しており、水と緑、歴史文化の豊かな都市環境の形成を図ることが必要となっている。

■主要施策

1. 安全で魅力ある水辺空間の創出

■施策の方向

河川、ため池などの水辺空間については、改修などによる安全性の確保を行うとともに、市民に親しまれる快適な親水空間としての整備活用を図る。また、その際、生態系の保全や*ミチゲーションに配慮した取組みを進める。

■施策内容

(1) 水辺空間に関する指針の作成

- ・安全で快適な水辺整備を進めるため、海浜、河川環境などの水辺の整備、活用、保全の指針を作成する。

(2) 安全で快適な水辺空間の創出

- ・河川については、大阪府との調整を図りつつ、計画的に河川改修を進めるとともに水系の保全や親水空間を活かしたレクリエーション空間としての整備を進める。また、市民の利用や河川環境改善を啓発するイベントの開催などを促進する。
- ・ため池については、整備とあわせて農業生産機能に加え、防災空間、レクリエーション空間、親水空間など多機能を發揮する空間として活用を進める。

(3) 生態系に配慮した水辺空間の整備・管理

- ・生物の生息環境に配慮した水辺の管理、保全などに努める。

2. 市民に開かれた

海浜空間の保全と創造

■施策の方向

海浜部のそれぞれの特徴を活かし、海浜環境の保全と創造に努め、市民に開かれた親水空間の形成を図る。

■施策内容

(1) 海浜空間の保全・創造

- ・男里川河口の自然干潟の保全をはじめ、本市の海岸線全体にわたって豊かな海域環境・海岸の保全と創造を関係各機関と連携して進める。
- ・箱作海岸周辺の河川や沼池の保全、河川等の水質の改善など海岸周辺の水辺環境の保全に努める。

(2) 海浜空間の利用促進

- ・男里川河口、貝掛海岸、せんなん里海公園については、憩いや賑わいの場として活用を図る。
- ・野外・自然学習機能、マリンスポーツ・レジャー機能、コミュニティ機能の整備など地域の特性に応じた海岸線の保全・活用について検討する。



男里川河口自然干潟

*ミチゲーション…生態系への被害を最小限にしたうえで、損なわれた環境を復元する技術手法。緩和。軽減。

3. 緑豊かな都市環境の創出

■施策の方向

緑豊かな快適な都市環境を創出するため、山間部の緑を保全するとともに、公園の適正配置、整備を進める。公園の整備水準の低い既成市街地等を中心に、*ポケットパークの整備や緑化・花卉など身近な緑の整備を進める。

■施策内容

(1) 計画的な緑の整備

- ・社会情勢等の変化に対応して緑に係る計画を整備し、これを周知するとともに市民参画の仕組みづくりに努める。

(2) 山間部の緑の保全・活用

- ・山間部については自然環境の保全と開発との調和に留意し、適切な保全・活用を進める。
- ・保全・活用に際しては、林業との調整を図りつつ、市民の参画を得ながら推進する。
- ・市民とのパートナーシップの仕組みづくりに取組むとともに、ハイキングコースやキャンプ場、野外活動拠点など自然と親しめる場づくりを推進する。

(3) 公園緑地の整備

- ・せんなん里海公園の整備促進を関係機関に要望し、広域的なレクリエーション拠点の形成を進める。
- ・阪南スカイタウン前山緑地については、修景保全を図りながら、森林を活かした市民が身近で楽しめ広域的な利用にも適したレクリエーション拠点として整備する。
- ・今後市街化される区域については、公園の適正配置を行うとともに、総合公園等の整備を必要に応じて進める。
- ・既成市街地については、市街地整備にあわせた住区基幹公園の適正配置および整備の促進を図る。
- ・既存の公園については、自治会など市民の協力を得ながら適切な維持・管理を進める。また、児童遊園については地域の実情に適応した有効活用を促進する。

(4) 身近な緑の充実

- ・既成市街地の再整備や新市街地の形成に際して、ポケットパークや広場などの整備を進め、身近な緑を充実する。
- ・公共施設の緑化や民有地の緑化など市民・団体・行政のパートナーシップによる市街地緑化を推進する。



鳥取池

*ポケットパーク…住宅地や道路の沿道などにつくられる小さな公園。わずかな土地を利用して、都市環境をよくしようとするもの。

4. 歴史・文化資源の保全・活用

■施策の方向

文化財などの歴史的資源を保全するとともに、旧街道周辺の古い街並みを活かすなど、歴史を活かしたまちづくりを進める。

■施策内容

(1) 歴史的資源の保全

- 埋蔵文化財についての調査を進めるとともに、建設活動等における調査指導の強化、保全処置の充実を図る。
- 優れた価値を持つ文化財を後世に伝えるとともに、文化財保護条例にもとづき、郷土の生活史として価値のある生活用具や伝統的建造物なども含めて保全する。

(2) 歴史を活かしたまちづくりの推進

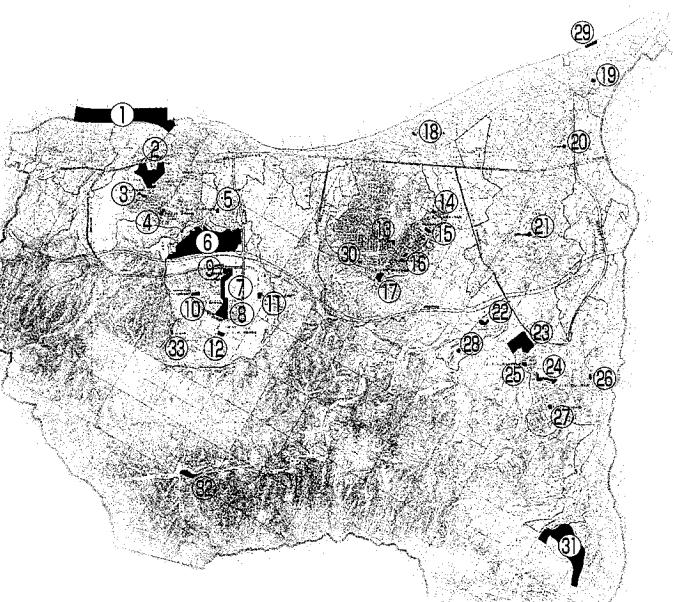
- 山中渓地区、尾崎地区などでの伝統的建物群や旧街道周辺の街並みを保全する。
- 寺社、古墳、石仏、地蔵など歴史資源の顕彰、歴史マップの作成などの啓発、PR活動の実施など、市民意識の啓発、市民参加による歴史を活かしたまちづくりを推進する。



山中渓の街並み【旧熊野（紀州）街道】

【公園・緑地分布図】

- ①せんなん里海公園
- ②箱作公園
- ③鴻の台公園
- ④はつめ公園
- ⑤万葉台公園
- ⑥丘陵前山緑地
- ⑦桃の木谷緑地
- ⑧飯の峯公園
- ⑨丘陵北公園
- ⑩丘陵西公園
- ⑪丘陵東公園
- ⑫丘陵南公園
- ⑬舞1号公園
- ⑭光陽台1号公園
- ⑮光陽台2号公園
- ⑯光陽台3号公園
- ⑰光陽台4号公園
- ⑱佐智川公園
- ⑲福島公園
- ⑳下出公園
- ㉑自然田公園
- ㉒さつき台1号公園
- ㉓玉田山公園
- ㉔緑ヶ丘1号公園
- ㉕緑ヶ丘2号公園
- ㉖いすみ鳥取台公園
- ㉗緑ヶ丘公園
- ㉘さつき台2号公園
- ㉙車屋川公園
- ㉚舞2号公園
- ㉛わんぱく王国
- ㉜鳥取池緑地 桜の園
- ㉝桃の木台展望緑地

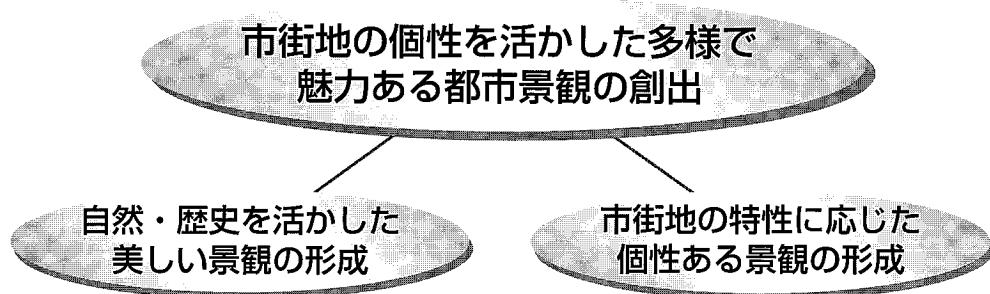


第3節 市街地の個性を活かした多様で魅力ある都市景観の創出

■基本方針

豊かな自然景観や歴史的景観を保全・活用し、自然豊かなふれあいのあるまちづくりを進めるとともに、潤いのある自然と共生する都市景観の形成、市民の資産となるような魅力ある固有の景観の形成を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・本市の景観特性として、海・山の豊かな自然景観を有している。
- ・尾崎地区や山中渓地区に伝統的な建築物などが残り、歴史的街並みが形成されているほか、和泉砂岩を活用した土塀など旧来の集落景観も多く残っている。
- ・新市街地においては、整然とした住宅地景観が形成されている。
- ・市民の資産となるような魅力ある特色ある固有の景観形成を図ることが必要となっている。

■主要施策

1. 自然・歴史を活かした美しい景観の形成

■施策の方向

自然景観の保全を図るとともに、せんなん里海公園など新たな親水環境の整備や大規模開発とあわせ、自然景観を活かした新たな都市景観の創出を図る。また、尾崎地区や山中渓地区における歴史的街並みの保全・整備を進める。

■施策内容

(1) 自然景観の保全・活用

- ・海岸の景観、近郊緑地の森林景観等、特色ある自然景観を保全・活用するとともに、新しい住宅地景観と既存の自然環境とが調和した魅力ある都市環境の形成を進める。

(2) 歴史景観の保全・活用

- ・山中渓地区、尾崎地区等における歴史的街並みの保全や歴史的街並みを活かした景観の整備など、愛着の持てる景観の整備に努める。



和泉砂岩を活用した土塀の街並み（自然田地区）

2. 市街地の特性に応じた個性ある景観の形成

■施策の方向

市街地の特性に応じた、個性的な市街地景観の形成を図る。

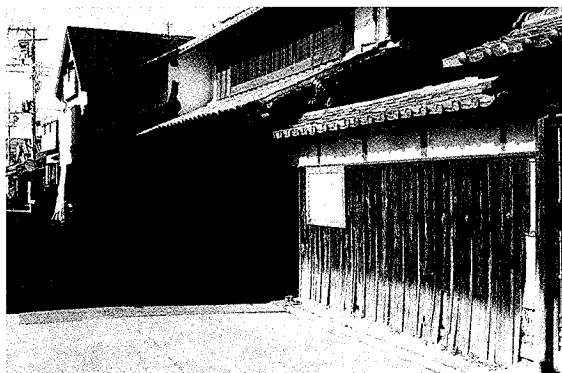
■施策内容

(1) 個性ある美しい景観形成の推進

- ・市街地にふさわしい都市景観、和泉砂岩を活用した土塀の街並みなど伝統的な趣きを残した集落景観、自然環境と調和した新市街地景観、海や関西国際空港の眺望など、地域の特性を活かした多様で個性的な都市景観の形成に努める。
- ・屋外広告に関する規制・指導を強化するとともに、関連事業者との協力による不法な屋外広告の除去および事業者への啓発を行う。
- ・公共建築物については、市民のシンボルやランドマーク（目印）となるようデザインを配慮する。

(2) 市民の参画による美しい景観づくりの推進

- ・市民の参画による景観づくりの仕組みを強化していくとともに、景観形成に関するPR、啓発活動を推進し、市民とのパートナーシップによる景観形成の土壤づくりを進める。
- ・新市街地の開発等に際しては、建築協定、地区計画等による緑化や景観のルールづくりなどを誘導し、市民参加の景観づくりを推進する。



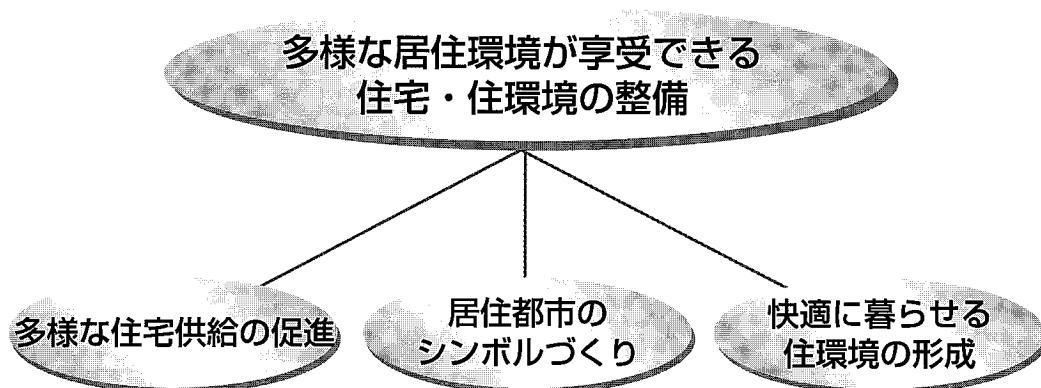
尾崎周辺の街並み【旧浜（孝子越）街道】

第4節 多様な居住環境が享受できる住宅・住環境の整備

■基本方針

少子高齢化やライフスタイルの変化に伴う住宅要求の多様化、高度化に対応するとともに、誰もが安心して快適に暮らせるまちとなるよう、多様な住宅供給を図る。また、地区の特性に応じた魅力ある住環境を形成し、豊かな居住都市にふさわしい住宅・住環境の整備を図る。

■施策体系



現況と課題

- 本市では、持家の割合が高く、平成7年では7割を越えている。構造としては、一戸建、木造住宅が中心で、一世帯あたりの規模は大阪府の平均を上回っている。
- 今後、人口構成なども考慮しつつ、さらに魅力ある住宅の供給、住環境の形成を進めることが必要となっている。

■主要施策

1. 多様な住宅供給の促進

■施策の方向

住宅政策を都市政策の主要な分野として位置づけ、誰もが、快適に定住できるよう、さまざまな家族構成や所得階層、ライフスタイルに対応した住宅の供給を促進する。

■施策内容

(1) 公営住宅等の整備

- ・老朽公営住宅等の再整備について、関係機関に要請する。
- ・特定優良賃貸住宅の導入などを検討し、多様な住宅供給の促進を図る。

(2) 多様なライフスタイルに対応した住宅供給

- ・家族構成やライフスタイルの多様化が進む現状を踏まえ、民間との適切な役割分担を行いながら、従来のハウジングの枠組みにとらわれない多様な住宅要求に対応した住宅の供給を促進する。

(3) 居住支援機能の整備

- ・転入や市内での住み替えに役立つ住宅関連情報の適切な提供を行う。
- ・住宅政策と連携した子育て、高齢者福祉等生活支援機能の充実を図る。

2. 居住都市のシンボルづくり

■施策の方向

阪南スカイタウンなどでは、情報化や高齢社会の到来に対応した新しい居住モデルとなるようなシンボル性の高い多様な住宅供給をまちづくりと一体的に進める。

■施策内容

(1) モデル住宅の供給

- ・新市街地整備などの実施とあわせ、情報化に対応した住宅、高齢者にやさしい住宅、環境と共生する住宅、外国人向け住宅など住宅都市のシンボルとしてのモデル住宅の供給に努める。

3. 快適に暮らせる住環境の形成

■施策の方向

既成市街地における住環境の改善、新市街地における自然環境と調和した良好な住環境の形成に努める。

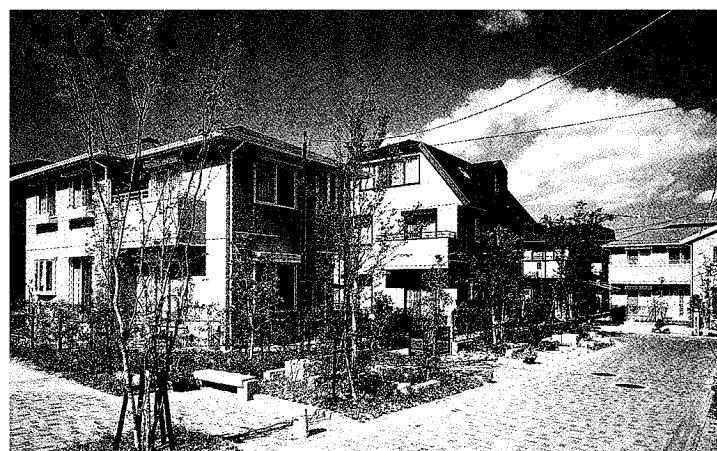
■施策内容

(1) 特色ある住宅地づくり

- ・新市街地において景観的要素を取り込むなど自然環境との調和に配慮した魅力的な住環境の形成を図る。

(2) 住環境の整備

- ・既成市街地における良好な住環境の整備に努める。



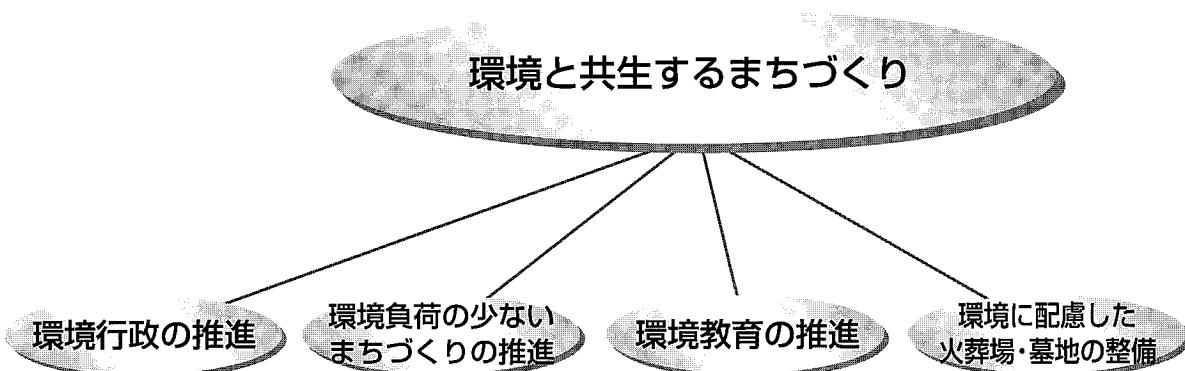
スカイタウン内の住宅

第5節 環境と共生するまちづくり

■基本方針

自然環境を保全しつつ、環境問題への対策を強化充実とともに、計画的な環境行政を進める。また、市民・事業者・行政の協力のもと、地球環境の保全など、環境と共生する地域づくりの推進を図る。

■施策体系



現況と課題

- 年4回市内40地点での大気汚染調査、9河川12地点での水質調査、一般環境5地点、道路交通4地点での騒音調査等を行っており、航空機騒音については、箱作観測点（L2局）や尾崎住民センターで観測している。
- 平成6年より公害パトロールカーに電気自動車を導入、環境監視に活用している。
- 平成11年のごみの総排出量は、22,090トンとなっており、ごみ収集世帯数は20,314世帯、収集人口は59,703人となっている。
- し尿処理施設については過去3カ所での候補地での調整がつかず、現在早期の建設に向けて調整を続けている。
- 火葬場が1カ所、市営墓地がなく、各地区管理の墓地のみとなっている。
- 市民の協力のもと、地球環境の保全など、環境と共生する地域づくりが必要となっている。

■主要施策

1. 環境行政の推進

■施策の方向

市民・事業者・行政の協力による環境目標づくりなどを進め、計画的な環境行政を推進する。

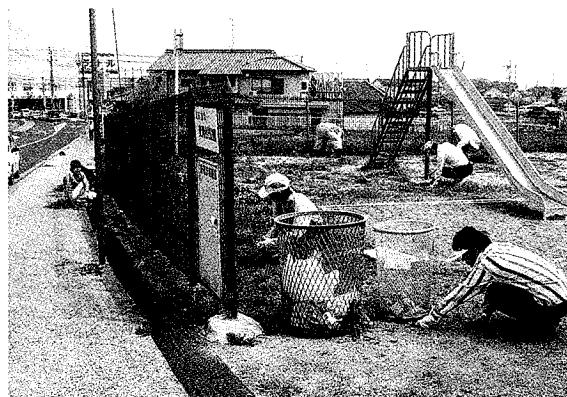
■施策内容

(1) 計画的な環境行政の推進

- ・市民・事業者・行政の協力による計画づくりなど、計画的な環境施策を推進する。

(2) 関係機関・団体の育成

- ・市民団体等の活動を支援するとともに、地域住民の自主的な組織づくりを促進する。
- ・横断的な環境施策の推進体制と市民による環境保全活動の推進体制を整備する。



市内一斉美化清掃

2. 環境負荷の少ないまちづくりの推進

■施策の方向

行政自らが環境負荷の少ない自治体運営を行うとともに、環境にやさしいまちづくりや、循環型地域社会の実現を促進する。

■施策内容

(1) 環境対策の強化

- ・環境基準に基づく環境監視の強化、公害防止対策の促進、ダイオキシン対策の推進、ゴミの不法投棄防止のための啓発および常時監視体制の整備など環境対策のより一層の充実を図る。

(2) 環境負荷の少ない市民生活の実現

- ・ゴミの減量化、資源リサイクルの推進、省資源型ライフスタイルなどの普及・啓発活動の推進など環境負荷の少ない市民生活の実現を図る。

(3) 環境負荷の少ない事業活動の実現

- ・*エコショップ、*エコオフィスづくりなど、環境にやさしい事業活動についての啓発を行う。
- ・産業廃棄物の適正な処理や環境*ISOの取得、資源リサイクルへの取組みなどの啓発に努める。

(4) 環境にやさしいまちづくりの推進

- ・河川、道路や公園等の公共施設の清掃・美化等の市民参画によるクリーンキャンペーン活動などを促進する。
- ・森林の保全や木材関連廃棄物利用など、*地球温暖化などの地球環境問題に対応した各種対策の推進を図る。

*エコショップ、エコオフィス…環境問題に配慮して、商業施設や事業所等でごみを出さない仕組みや省エネルギーを目的とした施設づくりやそのための取組み。

*ISO…国際標準化機構（International Organization for Standardization）によって制定された国際規格で、環境マネジメントシステムや品質保証に関する規格がある。

*地球温暖化…二酸化炭素、フロン、メタンなどの温室効果のあるガスが増加することにより、地球の気温が高まるここと。生態系や人々の暮らしに与える影響が心配されている。

■主要施策

3. 環境教育の推進

■施策の方向

市民・事業者・行政との協力を強化するため、各層・各年代に対する環境教育を実施し、市民の環境に関する意識の高揚を図る。

■施策内容

(1) 環境教育の多面的な展開

- ・学習会、イベントの実施など環境教育に関する多様な機会を設け、市民参加を促進する。
- ・指導者の育成など人づくりを進める。

4. 環境に配慮した火葬場・墓地の整備

■施策の方向

火葬場、墓地については、既存施設の適切な維持管理を進めるとともに、市民の生活環境との調和に留意しながら、需要増に対応した施設整備を図る。

■施策内容

(1) 火葬場の整備

- ・火葬場については、既存施設の適切な維持管理を図るとともに、将来の利用増に対応し、火葬炉の増設、老朽施設の更新などを周辺環境との調和や修景に配慮しながら進める。

(2) 墓地の整備

- ・周辺環境との調和を図りながら、人口の増加に対応した新たな市営墓地の整備について検討を進める。
- ・大阪市が管理している泉南メモリアルパークについては、引き続き優れた景観を保つよう要請する。



小学生によるホタルの幼虫の放流

第4章 心の豊かさを育むまち

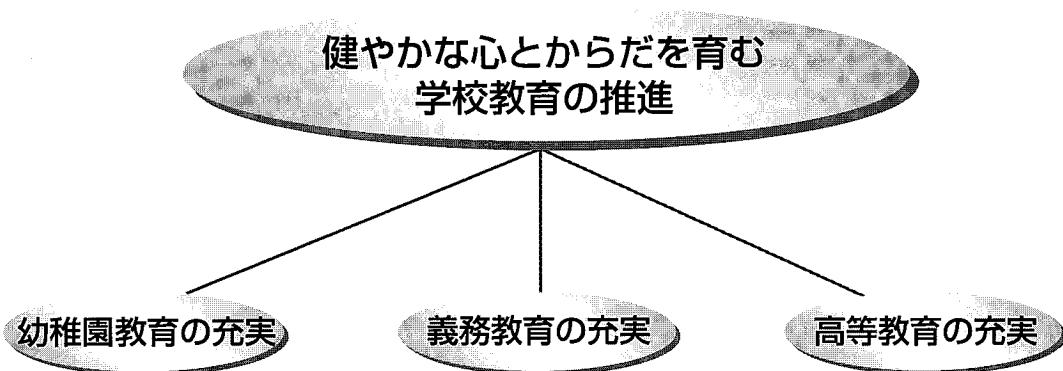
：生涯にわたって自分らしく生きる人を育て
文化を育む環境の形成

第1節 健やかな心とからだを育む学校教育の推進

■ 基本方針

幼稚園・学校や家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を十分に發揮し、行政も含めて一体となって子どもの生きる力を育む。また、幼稚園・学校教育において、教育内容の充実、教職員への研修などの充実、教育施設などの更新・充実を図る。さらに、生涯学習の推進、地域づくり、地域活性化などを図るとともに、高等教育の充実・地域との連携を促進する。

■ 施策体系



現況と課題

- ・市立幼稚園は11園、私立幼稚園は1園となっており、市立幼稚園児は昭和61年の1,107人から平成12年には677人と減少している。
- ・小学校は12校（分校含）、中学校は5校となっている。児童・生徒数は、昭和60年頃を境に毎年4～5%減少してきている。
- ・高等学校は、市内には府立泉鳥取高校の1校となっており、近年は生徒数、学級数とも減少傾向にある。
- ・「生きる力」を育む教育や、地域・家庭との連携が求められ、平成14年度から始まる完全学校週5日制、総合的な学習の時間、ゆとりある教育などへの対応や、自然とのふれあい、情報化社会に対応した教育や学校の地域開放などの推進とともに、少子化が進む中で教育施設の再整理が必要となっている。

■主要施策

1. 幼稚園教育の充実

■施策の方向

幼稚園教育の普及・充実を図るとともに、幼稚園・家庭・地域の連携強化など教育環境の向上を図る。

■施策内容

(1) 教育環境の充実

- ・将来の園児数の動向や地域状況などを勘案しながら、園区の適正化、老朽化施設の整備や施設の再配置など教育環境の充実を図る。

(2) 教育内容の充実

- ・幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活の展開と生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などが育まれるよう、教育内容の充実を図る。

(3) 教職員への研修などの充実

- ・幼児一人ひとりの個性に応じ、個々の発達課題に即した指導を行うため、柔軟で多様な指導方法についての研修の充実を図る。

(4) 幼稚園・家庭・地域の連携強化

- ・女性の社会進出の拡大や核家族化および子どもが時間を過ごす場所の確保などに対応するため、延長保育や預かり保育など、地域における子育て機関としての機能の充実を図る。
- ・育児不安などの解決に向けて、身近な相談機関として体制の充実を図る。

(5) 3歳児保育の推進

- ・3歳児保育については、教育課程や運営面等を整備し段階的・計画的に推進する。

2. 義務教育の充実

■施策の方向

ゆとりある教育活動と総合的な学習の時間に対応した義務教育を実施するとともに、自然とのふれあいや体験学習を通じ、情報、環境、国際理解などの教育課題に対応した教育を推進する。また、教職員への研修やスクールカウンセラーの配置などにより義務教育環境の向上に努める。

■施策内容

(1) ゆとりと特色のある教育の展開

- ・完全学校週5日制に対応したゆとりある教育活動と新学習指導要領にある総合的な学習の時間を中心として、各学校の創意工夫による自主的で、特色的ある教育を展開する。
- ・児童・生徒の一人ひとりが自ら学び・自ら考え・自ら問題を解決できる力を育み、個性や創造性を伸ばすことができる教育内容の充実を図る。
- ・国際化、少子高齢化、情報化などの社会変化に対して主体的に対応し、行動できる人づくりを進めるため、情報教育、環境教育、国際理解教育などの教育課題に対応した教育を推進する。



(2) 地域や自然の中での体験学習の充実

- ・地域での交流、ボランティア体験や、自然とのふれあい体験など、多様な体験学習の機会の充実に努め、子どもたちに、思いやりや助け合いの心、生命の尊厳や自然を大切にする心を醸成する。

(3) スクールカウンセラーなどの教育相談体制の充実

- ・児童・生徒一人ひとりに対して適切な対応を図り、いじめ、不登校、校内暴力などの早期発見・早期解決とともに、家庭や地域社会との連携を密にし、スクールカウンセラー等の教育相談機能の充実を図る。

(4) 教職員への研修などの充実

- ・社会変化に対応した教育観、実践的指導力、専門性などの向上を図るために、校内研修を充実するとともに、地域活動やボランティア活動などへの教職員の参加を推進する。

(5) 人権教育の推進

- ・豊かな人権感覚と行動力を育む人権教育を推進し、差別をしない、差別を許さない平和な地域社会の形成に資する人材の育成に努める。

(6) 障害教育の充実

- ・障害の程度・種類や能力・適性および発達段階に応じた環境や指導の充実に努め、子どもたちが障害に応じた学習を受けることができ、将来、自立と社会参加をめざせるよう、障害教育を推進する。

(7) 学校保健の充実

- ・児童・生徒の健康の保持増進を図るために、健康相談、健康診断、各種検診等の充実や環境衛生の維持改善に努めるとともに、主体的に健康な生活を実践する能力を育てる保健学習や正しい性の理解と認識等についての教育を進める。
- ・学校保健会などの活動を通じて、学校保健思想の普及・啓発を図る。
- ・正しい生活習慣の徹底や病気にならないからだづくりを推進するとともに、心のケアに対応できる学校の体制を整備する。

(8) 教育施設などの整備

- ・小中学校の施設の適正配置に努めるとともに、老朽化する施設の計画的な整備を進める。
- ・インターネットによる施設間ネットワークの整備など、学校教育における情報化を推進する。



わんぱくウォーキング（動植物観察と清掃）

■主要施策

3. 高等教育の充実

■施策の方向

大学等高等教育機関の誘致を行い、専門的知識や技術等の修得の場に恵まれたまちづくりを推進する。

■施策内容

(1) 高等教育機関等の充実

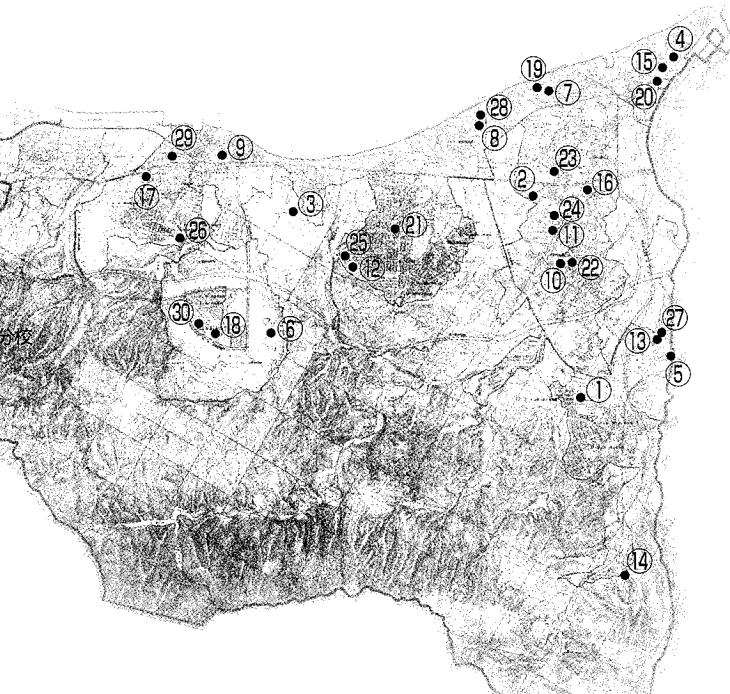
- ・大学や専修学校、各種学校、私立高校等の誘致に努める。
- ・次代を担う人材の育成と生涯学習環境の整備充実などを図るため、試験研究機関や高等教育機関の誘致を検討する。

(2) 高等教育機関等を活かした生涯学習の展開

- ・市内に進出する大学等の施設については、スポーツ施設や図書館施設、情報施設などの市民への開放を促し、市民との交流が進められるよう関係機関と調整する。

【学校教育施設分布図】

- ① 大阪府立泉鳥取高等学校
- ② 阪南市立鳥取中学校
- ③ 阪南市立貝掛中学校
- ④ 阪南市立尾崎中学校
- ⑤ 阪南市立鳥取東中学校
- ⑥ 阪南市立飯の峯中学校
- ⑦ 阪南市立尾崎小学校
- ⑧ 阪南市立西鳥取小学校
- ⑨ 阪南市立下莊小学校
- ⑩ 阪南市立東鳥取小学校
- ⑪ 阪南市立波太小学校
- ⑫ 阪南市立舞小学校
- ⑬ 阪南市立朝日小学校
- ⑭ 阪南市立朝日小学校山中分校
- ⑮ 阪南市立福島小学校
- ⑯ 阪南市立上荘小学校
- ⑰ 阪南市立箱作小学校
- ⑱ 阪南市立桃の木台小学校
- ⑲ 阪南市立尾崎幼稚園
- ⑳ 阪南市立福島幼稚園
- ㉑ 阪南市立あたご幼稚園
- ㉒ 阪南市立東鳥取幼稚園
- ㉓ 阪南市立あかね幼稚園
- ㉔ 阪南市立波太幼稚園
- ㉕ 阪南市立舞幼稚園
- ㉖ 阪南市立はづめ幼稚園
- ㉗ 阪南市立朝日幼稚園
- ㉘ 阪南市立西鳥取幼稚園
- ㉙ 阪南市立下莊取幼稚園
- ㉚ 私立桃の木台幼稚園

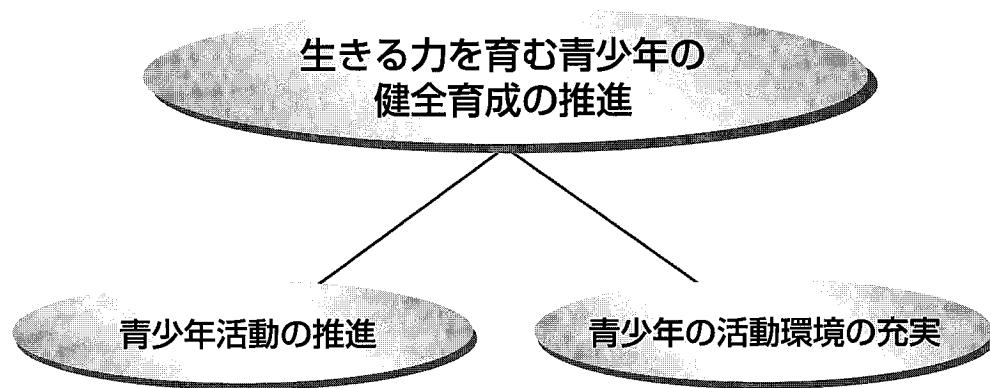


第2節 生きる力を育む青少年の健全育成の推進

■基本方針

青少年活動に対して、活動内容、指導者、活動の場への支援を行うとともに、非行防止や有害情報の除去など青少年の活動環境の充実に努める。

■施策体系



現況と課題

- ・青少年リーダーの育成や社会教育団体の充実を目的とし、青少年指導者養成講座などの取組みを行っている。
- ・ウィークエンドスクール、少年の広場など、公民館を主体に多彩な青少年活動が展開されている。
- ・世代間の交流や指導者の育成および青少年が健全に育つための環境整備が必要となっている。

1. 青少年活動の推進

■施策の方向

公民館を活用した青少年活動を推進していくとともに、交流・体験活動を通じて世代間交流や自然とのふれあいを進めるとともに、青少年活動に対して、助言や指導ができる人材の確保・育成に努める。

■施策内容

(1) 公民館活動等と連携した青少年活動の充実

- ・公民館活動を軸とした青少年活動の充実を図る。

(2) 交流・体験活動の充実

- ・文化・スポーツなどを通じて、青少年の自主性、協調性、思いやりの心などを培い、こころ豊かな人づくりを進める。
- ・青少年の相互交流、世代間交流等さまざまな人々との交流を通じて地域連帯意識の醸成を図る。
- ・体験活動や、野外活動などを通じた自然や生き物などとのふれあい活動を充実する。

(3) 指導者・リーダー等の育成

- ・青少年活動において適正な指導、助言を行う青少年指導者やボランティアリーダーの育成を図るため、青少年研修会や講習会を実施する。
- ・青少年の育成を図るため、文化、芸術、スポーツ等の活動を推進し、青少年による自主的な社会活動への参加を促進する。
- ・青少年の知識の向上、人間形成の場となるよう文化センター・図書館機能の充実を図る。



市立西鳥取公民館

2. 青少年の活動環境の充実

■施策の方向

青少年健全育成に向けた交流・体験活動や普及・啓発活動などの促進のため、地域や関係者が連携を強化し、活動内容等の充実を図る。

■施策内容

(1) 青少年活動の拠点整備

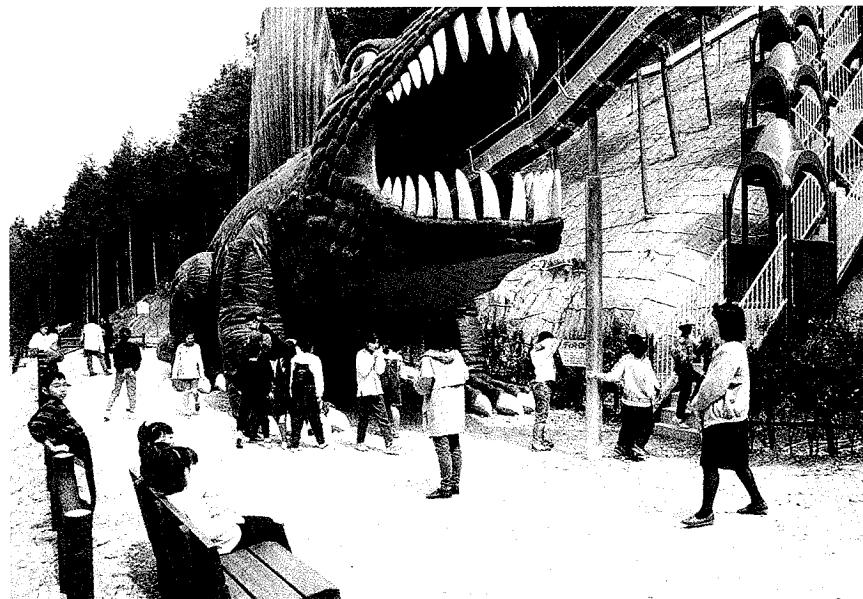
- ・桑畠総合グラウンドを拠点とした、青少年が自由に活動し、憩い、交流のできる場の整備を推進する。
- ・わんぱく王国など、青少年がグループ活動や学習活動として気軽に利用できる施設の整備充実に努める。
- ・青少年が身近で安心して遊ぶことができるよう、市街地整備と関連させながら、街区公園等の施設の整備を図る。

(2) 非行防止活動の推進

- ・青少年の非行を防ぐために、学校、青少年指導員など関係機関と地域との連携を促進する。
- ・青少年の非行防止のため相談体制の充実を図る。

(3) 青少年愛護意識の醸成と有害情報の除去

- ・青少年の健全育成や青少年問題に対する地域社会の関心を高め、地域一体で青少年を愛護する意識を醸成する。
- ・有害情報に対し、学校、家庭、地域が一体となって、その除去を関係機関や団体などに働きかける。



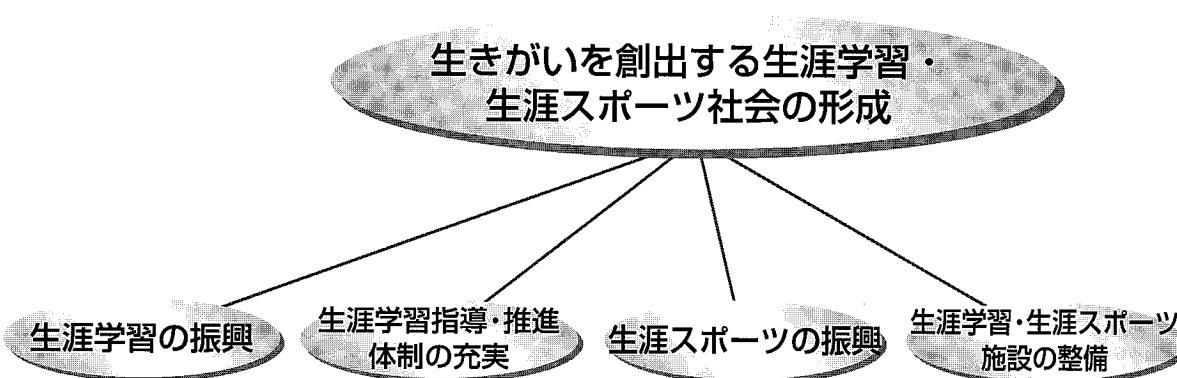
わんぱく王国

第3節 生きがいを創出する生涯学習・生涯スポーツ社会の形成

■基本方針

自由時間の増大、ライフスタイル、ライフステージが変化するなかで、市民の誰もが生涯にわたって主体的に学習活動が行われるよう、また、市民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができる生涯学習・生涯スポーツ社会の形成をめざした環境整備を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・社会教育施設は、文化センター1館、図書館1館、公民館3館となっている。
- ・図書館の蔵書冊数は約22万冊、利用登録者数は約4万人となっている。また、市民一人あたりの蔵書冊数は約3.7冊、年間貸出冊数は約7.1冊となっており、全国平均を大きく上回っている。
- ・体育施設は、総合体育館1カ所、多目的グランド3カ所、プール6カ所、テニスコート2カ所、ゲートボール場1カ所となっている。
- ・全市的なイベントとしては、総合体育大会、市民体育祭、市民健康マラソン大会、みんなのスポーツなどが行われている。
- ・市民ニーズに適応した生涯学習・生涯スポーツ社会づくりが必要となっている。

■主要施策

1. 生涯学習の振興

■施策の方向

市民の生涯学習活動を促進するため、自主的な学習サークルや学習機会等の拡充に向け余裕教室などの活用を図る。

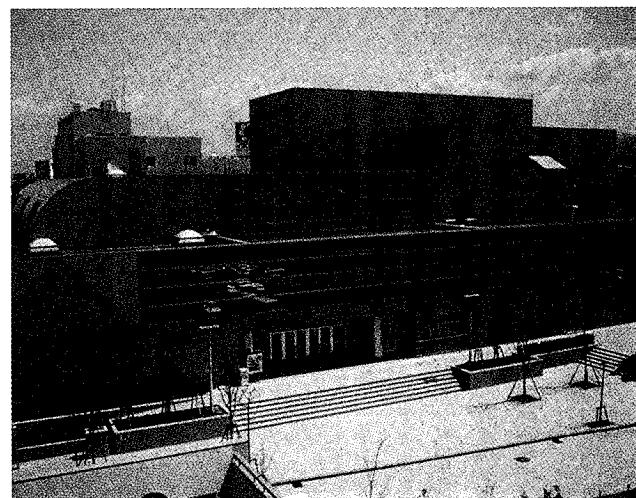
■施策内容

(1) 市民の学習活動の促進

- ・学習機会の充実とともに、市民の自主的な学習サークルなどの活動促進や交流促進に努める。

(2) 学習活動への参加の促進

- ・余裕教室等の活用など、生涯学習における学習機会の拡充を図り、学習活動への参加を促進する。



市立文化センター
市立図書館

2. 生涯学習指導・推進体制の充実

■施策の方向

生涯にわたって、誰もが自らの学習意欲に基づいて様々な学習活動ができる生涯学習環境を形成していくため、関係機関や各種団体などが一体となって生涯学習を指導・推進する体制を整備する。

■施策内容

(1) 生涯学習の推進

- ・市民の生涯学習ニーズを把握し、情報交換や意見交換を行う場の提供を図る。
- ・生涯学習の推進における市民参加を促進するため、既存の社会教育関連団体の活性化を図るとともに、自主学習グループ間の交流を促進する。
- ・映像やインターネットなどを活用した情報提供や学習相談体制の整備を進めるとともに、市民の生涯学習へのニーズに対応した多様な学習プログラムの提供を行う。
- ・生涯学習の意義について家庭や地域での理解を深め、誰もが学習活動に取組めるよう、普及・啓発に努める。

(2) 指導者等の人材の育成

- ・生涯学習の指導者を育成するため、各種研修の充実、外部の研修機会などを促進する。
- ・公民館講座などを通じて指導者・生涯学習ボランティアの育成に努める。
- ・講座・学級等で講師として活用できる人材の登録制度の充実などについて検討する。

(3) 文化センター・図書館の機能充実

- ・中核的な生涯学習施設である文化センターの施設機能の充実を図り、図書館については電子図書館へのネットワークの対応や、学校・公民館との連携の強化とともに、自動車文庫の運営の充実など機能の充実を図る。

■主要施策

3. 生涯スポーツの振興

■施策の方向

いつでも・どこでも・誰でも気軽に楽しめる生涯スポーツを、関係団体等の協力のもと振興を図る。

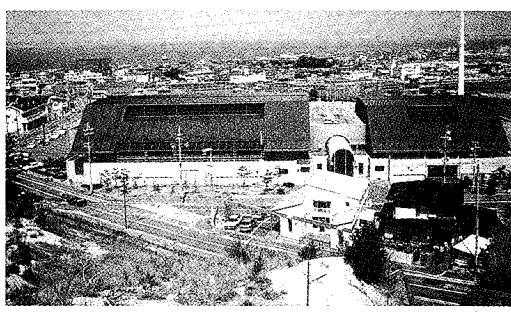
■施策内容

(1) 生涯スポーツの推進

- ・各種スポーツ関連イベントの実施やスポーツ教室等の開催により、するスポーツ、見る・聞くスポーツの普及・啓発を図る。
- ・生涯スポーツの推進を担うスポーツ・レクリエーション関連団体の育成強化とともに、自主的なスポーツ関連事業の実施を促進する。
- ・健康・体力づくり運動やスポーツ医科学と連携して振興を図る。
- ・生涯スポーツの活動が安心して行われるよう、スポーツ事故等に対する安全対策を推進する。
- ・地域の生涯スポーツ活動を促進するとともに、クラブやサークルなどの交流を促進する。
- ・地域スポーツの振興に向け、子どもから障害者・高齢者を含むさまざまなスポーツ愛好家が参加する「総合型地域スポーツクラブ」の育成について検討する。

(2) 指導員等人材の育成

- ・スポーツ・レクリエーション指導者等の養成とともに、ボランティアなどの育成に努める。また、指導者等の*リーダーバンクを設置し、情報システムづくりを進める。



市立総合体育館

*リーダーバンク…指導者を登録するところ。

4. 生涯学習・生涯スポーツ施設の整備

■施策の方向

生涯学習・生涯スポーツ活動の振興に向けて施設間のネットワーク化を図り、市民の学習活動の拠点づくりを進める。また、市内の既存施設の有効活用を通じて学習活動の場の充実を図る。

■施策内容

(1) 生涯学習関連施設の充実

- ・公民館等の社会教育の拠点施設について、適正な配置とともに施設機能の充実を図る。
- ・各施設間の情報ネットワークの構築など、市民の利便性の向上を図る。
- ・学校教育施設の地域への開放を促進する。

(2) 生涯スポーツ関連施設の充実

- ・生涯スポーツを振興・推進していくため、グラウンド・体育館等のスポーツ・レクリエーション施設の充実を図る。
- ・学校運動場施設の地域への開放や大学スポーツ施設の市民への開放など、既存施設等の有効活用を図る。
- ・海・山などの自然資源を活かして、野外スポーツ・レクリエーションの活動の場を整備する。

【生涯学習・スポーツ・公民館】

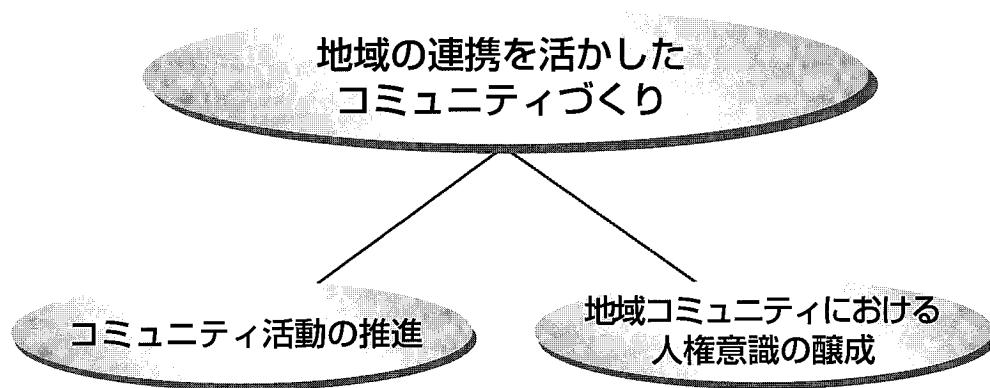


第4節 地域の連携を活かしたコミュニティづくり

■基本方針

自治会等地域コミュニティ団体の活動を支援するとともに、コミュニティを支える人材の確保、育成事業の推進を図る。

■施策体系



現況と課題

- 市内では現在60の自治会が活動しており、阪南市自治会連合会では研修会などのほか、各地域の特性により、自主的な活動に取組んでいる。
- 婦人会・老人クラブ・こども会などによる各種の活動が展開されている。
- さまざまな活動を支える住民センターは、現在市内に42カ所が設置されており、これらの施設の更新とともに地域住民による管理・運営などが必要となっている。

■主要施策

1. コミュニティ活動の推進

■施策の方向

自治会等地域コミュニティ団体の活動を推進する。また、一部老朽化の見られる住民センターの機能更新を図る。これに加え、*コミュニティリーダー研修などのコミュニティを支える人材の確保・育成に努める。

■施策内容

(1) 自治会等地域コミュニティ団体活動の推進

- ・市内一斉美化作業など、自治会連合会と行政の連携した取組みを推進する。
- ・地域コミュニティ団体の自主的な活動を支援するとともに、市民相互間の連携を促進する。

(2) 住民センターの機能充実

- ・コミュニティ活動の拠点として大きな役割を果たしてきた住民センターについては、施設機能の充実や適正な配置を進める。
- ・住民センターの機能を維持していくため、市民参加による管理手法も含め検討する。

(3) コミュニティを支える人材の確保・育成

- ・各種人材育成の機会の充実を図り、各地域コミュニティ団体における人材の確保・育成を促進する。

(4) コミュニティ意識の高揚

- ・各種行事や市民の集い等のイベントの開催や情報提供により、まちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティ団体間の連携・交流を促進する。

2. 地域コミュニティにおける人権意識の醸成

■施策の方向

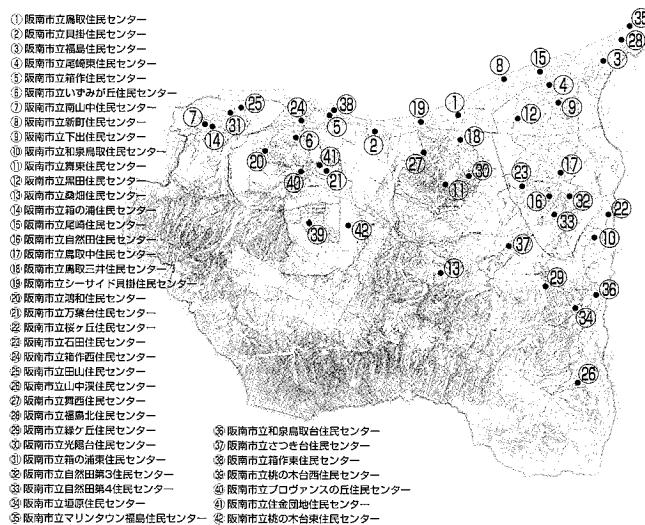
すべての人々が相互に人権を尊重し合う平等な社会の実現に向け、地域における基本的人権に関する啓発事業を推進する。

■施策内容

(1) 啓発活動の推進

- ・体験、疑似体験を通じた市民主体の参加型啓発事業の推進による人権意識の醸成を図る。

【住民センター分布図】



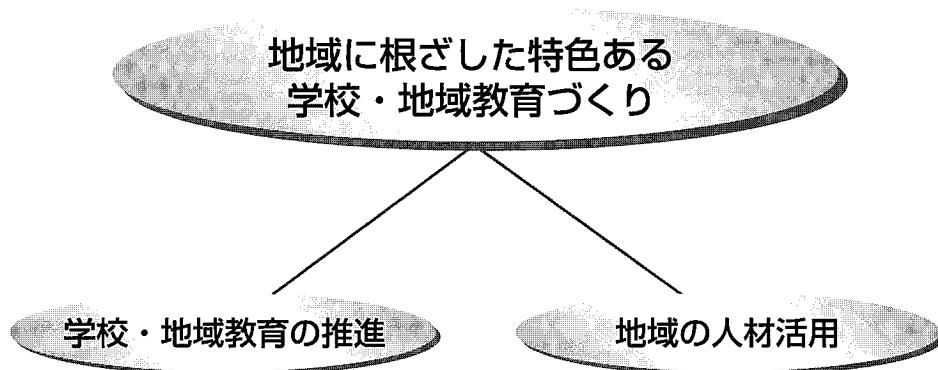
*コミュニティリーダー…地域住民（団体）をまとめ、相互の信頼関係を作り出し、コミュニティ活動を積極的に推進していく地域（団体）における指導者。

第5節 地域に根ざした特色ある学校・地域教育づくり

■ 基本方針

子どもが自分の地域に誇りをもつことができるような地域教育を推進するとともに、地域教育に関わる地域の人材の確保や世代を超えた人々との交流を推進し、地域に根ざした特色ある学校・地域教育づくりに努める。

■ 施策体系



現況と課題

- ・自然・歴史・文化といった豊かな地域固有の資源、また、地域で住み、働く人など、地域の多彩な人的資源を学校教育に活かし、地域ぐるみで子育てをしていくことが必要となっている。

■主要施策

1. 学校・地域教育の推進

■施策の方向

子どもの地域に対する誇りの気持ちを醸成したり、地域に対して認識を深めることができるよう、地域の自然、歴史・文化、産業などを学校のカリキュラムで学ぶことができる地域教育を推進する。また、地域社会あげての取組みを促進し、豊かな人間関係づくりを通して子どもに生きる力を育む。

■施策内容

(1) 学校・地域教育の推進

- ・地域の子どもが地域に対して誇りの気持ちをもつことができ、地域の歴史や自然、産業などを学べるよう、地域について学ぶ時間を設けたカリキュラムを設定する。
- ・地域内の施設見学や体験ボランティアなどを推進する。
- ・各中学校区ごとに設置される地域教育協議会を中心として、学校・家庭・地域の総合的な教育力の再構築を図り、地域ぐるみで子育てを行う気運の高揚を図る。

2. 地域の人材活用

■施策の方向

地域ぐるみの教育の推進に向け、産業や地域文化に精通した人材の確保・育成および活用に努める。

■施策内容

(1) 地域の人材活用

- ・地域ぐるみの教育を推進するために、自治会等の地域コミュニティ団体やまちの産業、歴史に精通する人材など、市内の豊富な人材を授業に活用するとともに、学校関係者などと地域の人材が一体となって子育てを行う取組みを推進する。



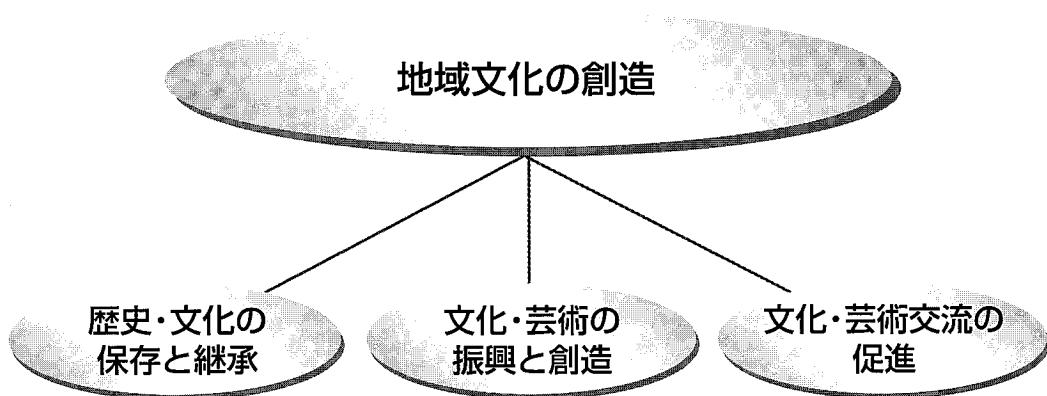
エコ・クッキング教室（100人のカルチャー）

第6節 地域文化の創造

■ 基本方針

歴史・文化資源を発掘・継承するとともに、市民による文化・芸術活動の振興を図り、地域文化の創造に努める。

■ 施策体系



現況と課題

- ・西日本最大級の縄文時代の土坑墓群が確認された向出遺跡をはじめ、奈良時代の製塩土器などが発掘された田山遺跡や、上方下円墳である玉田山古墳、重要文化財の波太神社、加茂神社など多くの文化財・史跡を有している。
- ・文化センターでは、地域住民のコミュニティ活動の発表の場として、市民参加型の創作劇場や日本舞踊などの活動が推進され、身近な場所で幅広い世代が楽しめる映画祭などが開催されている。
- ・社寺や街道など、有形・無形の文化財および文化的資源は、地域の大きな財産であり、これらの資源を保存・継承していくとともに、その公開や活用を行うことが必要となっている。
- ・自主的な活動グループによる多彩な文化・芸術活動の展開を促進していくことが必要となっている。

■主要施策

1. 歴史・文化の保存と継承

■施策の方向

地域に残る有形・無形の文化財、民俗文化財、記念物などを地域の財産として調査・保存・継承し、生涯学習等の地域の資源として活用する。

■施策内容

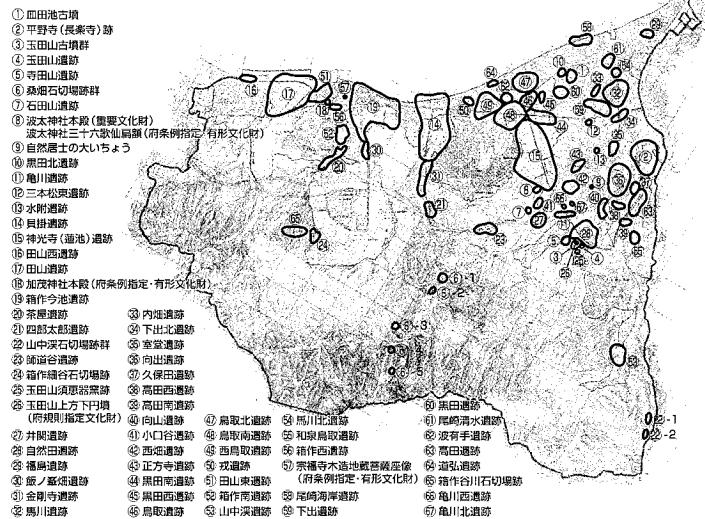
(1) 文化財の調査・保存

- 市内に所在する文化財の現況を実態調査などにより広く把握する。
- 指定文化財をはじめ、さまざまな文化財の保護や保存に努める。

(2) 文化財の公開・活用

- 学校教育や社会教育との連携による利用を図り、展示・保存事業の充実に努めるため、市民に親しまれる資料館等の建設を進める。
- 文化財情報の収集と提供に努めるとともに、他市町村との情報交換や各学術機関との連携を進め、多面的な情報の収集と提供を図る。
- 文化財ニュースの発行や歴史講演会の開催などを進めるとともに、地域で活動する文化財研究グループなど市民団体と連携し文化財保護意識の啓発に努める。
- 遺跡や史跡の整備・公開を推進し、体験学習の場などへの活用を図る。
- 地域に伝わる民俗芸能などの伝承活動を奨励する。

【文化財分布図】



2. 文化・芸術の振興と創造

■施策の方向

文化団体の育成や発表・活動の場の提供などによる自主グループ・文化団体の育成を図る。

■施策内容

(1) 文化事業の充実

- 地域や団体の特性を生かした文化イベントの開催を推進する。

(2) 文化団体の育成

- 市民の文化活動の推進に向け、自主的活動を行うグループの育成と活動の発表の場の提供など、支援を図るとともに、団体間の交流を促進する。

(3) 文化・芸術施設の充実

- 公共施設、鉄道駅舎などの公共スペースの展示や発表の場の活用や、文化・芸術施設の誘致などについて検討する。

3. 文化・芸術交流の促進

■施策の方向

文化活動の促進や文化に触れる機会を拡充するため、国内外の文化・芸術交流を促進する。

■施策内容

(1) 文化・芸術交流の促進

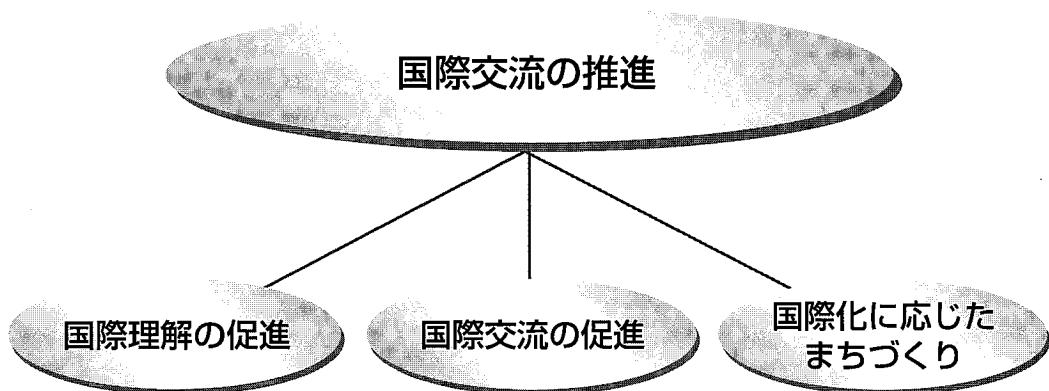
- 海外芸術作品の展示、劇団の誘致等、文化・芸術の交流を図る。

第7節 國際交流の推進

■ 基本方針

市民の国際理解と国際感覚を深めるため、生涯学習の促進や草の根の国際交流等の促進を図るとともに、本市の文化や歴史を大切にし、国際化に対応したまちづくりを推進する。

■ 施策体系



現況と課題

- ・ホームステイ事業の活性化に向けた、ホストファミリーサークルの登録や、外国人に関する語学教室などが実施されている。
- ・市民主体の草の根の国際交流の推進が必要となっている。
- ・関西国際空港のエアポートフロントとしての立地条件を活かした国際交流の促進が必要となっている。

■主要施策

1. 国際理解の促進

■施策の方向

市民の国際化に対する意識を啓発し、国際性を育む人材づくりを推進する。

■施策内容

(1) 国際理解の促進

- ・学校教育において海外文化や習慣にかかる国際交流教育を充実する。
- ・生涯学習における国際関係の講座の開催や異文化交流を図る。

2. 国際交流の促進

■施策の方向

経済、文化、教育など、幅広い分野において、市民が参加した国際交流を促進する。

■施策内容

(1) 国際交流の促進

- ・*ホームステイプログラムなど、市民ボランティアが主体となっている草の根の国際交流の促進を図る。
- ・友好交流団体の育成など、民間ボランティア団体の活動を促進する。
- ・市民活動を含めた総合的な調整機能の創設や、交流拠点の整備、友好・姉妹都市提携について検討する。

3. 国際化に応じたまちづくり

■施策の方向

外国人の訪問や生活に対し、快適な生活が送れるよう国際化に対応したまちづくりを推進する。

■施策内容

(1) 国際化に応じたまちづくり

- ・関係機関と協力しながら、道路標識、鉄道、公共施設の案内などのサイン整備において、外国語表記を促進する。
- ・在住外国人に対する学校、医療等の充実など、居住に応じた支援体制の強化に努める。



アイリッシュダンスを通じた国際交流

*ホームステイ…一般家庭に滞在しながら、現地の文化や習慣に触れ、日常会話にも習熟することをねらいとする交流活動。

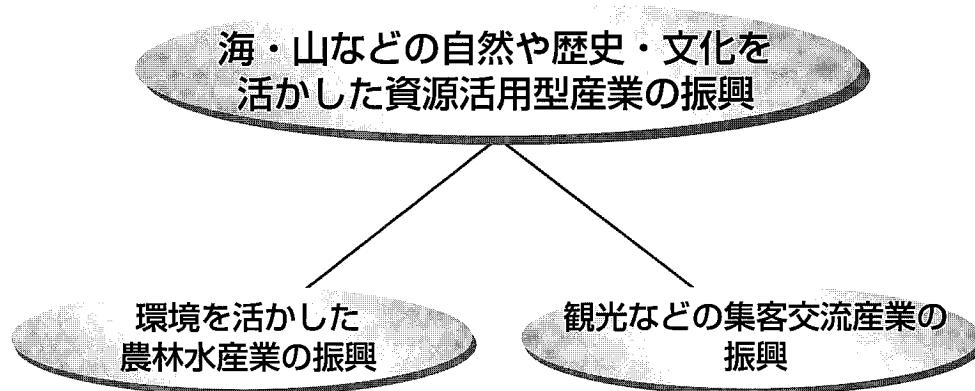
第5章 多様な産業の育つまち ：居住都市にふさわしい産業構造の形成

第1節 海・山などの自然や歴史・文化を活かした資源活用型産業の振興

■基本方針

海や山などの自然環境を活かした農林水産業の振興を図るとともに、海や山等の自然や歴史・文化資源を活かしたレジャー・リゾート産業や観光産業などの集客交流産業の振興を図る。

■施策体系



現況と課題

- 農業については兼業農家が中心であり、平成11年の農業生産額は約4億1,700万円、農業従事者は1,257人（平成12年）となっている。主要な農作物は、水稻とたまねぎの二毛作であったが、近年はキャベツ、里芋、水なすなど作物の種類が多様化している。
- 尾崎港、西鳥取漁港、下荘漁港における漁獲量は593t（平成11年）で、魚種は、えび・かれいなどの高級魚が中心となっている。
- 大都市圏に近接した立地条件を活かした体験型観光による集客交流産業および高付加価値型の農林水産業の振興が必要となっている。

■主要施策

1. 環境を活かした農林水産業の振興

■施策の方向

今後の市街化の拡大に対応して、都市的 土地利用と農業的土地利用との調整を図るとともに、農業生産基盤の整備や地域農業 の振興、経営安定化対策など、農業経営の 近代化を進める。また、森林資源について は、環境保全、防災、水源涵養、レクリエー ションなどの公益的機能をふまえ、適切な 保全・活用を図る。さらに、漁業について は、漁港などの基盤整備を図るとともに、 経営の効率化・合理化など都市型漁業の 振興をめざす。

■施策内容

(1) 農業生産基盤の整備

- ・*生産緑地地区に指定された農地および 市街化調整区域内で今後も保全する農地 については、貴重なオープンスペースとして 農業環境の整備・保全に努めるとともに、 農業振興に向けての基盤整備を進める。
- ・優良農地の再編整備とあわせて、ため池、 灌溉用排水路、農道などの基盤整備を推 進する。

(2) 地域農業の振興

- ・大都市近郊の立地条件を活かし、作物の 施設栽培、農地の有効利用と高収益農業 をめざして、需要の安定している軟弱野 菜や付加価値の高い花卉類の播種から収 穫までの一貫機械化による農業施設団地 について調査研究を進める。
- ・遊休・休耕田などを活用した市民貸農園 の設置などを促進し、地域における農家 と非農家との交流により地域農業の連帶 感を高めるよう努める。また、生鮮農産品 の直売や青空市場の設置、イベントの 開催などを検討する。

(3) 経営安定化対策の充実

- ・地域農業の組織化を推進するため、中核 となる農家の育成に努めるとともに、合 理的な生産、共同組織づくりに努める。
- ・農業委員会と連携しつつ、農業事業者へ の指導の充実や経営基盤の強化に向 けて、中心的役割を担う農業協同組合の組 織強化の促進に努める。
- ・中核農家の経営規模の拡大を図るため、 貸農園事業の活用など、遊休・休耕田の 有効活用を図る。

(4) 農業従事者の養成

- ・農業生産の次代の担い手を育てるため、 学校教育との連携を図りながら、新規就 農者の確保を図る。
- ・後継者の経営能力の向上や農業技術の習 得などを進めるため、農業大学の長期研 修制度や普及事業などの施策を大阪府な どと連携し充実を図る。

(5) 森林資源の保全・活用

- ・市有林および民有林の計画的な造林事業 など、森林の保全整備を推進する。また、 森林の被害跡地については、樹種転換など によって拡大造林事業を推進する。
- ・林業生産基盤の強化とあわせて、レクリエーション利用の拡大に対応するため、 林道整備事業を推進する。



たまねぎの収穫

*生産緑地…市街化区域内の農地を保全することにより、良 好な都市環境の形成を図ろうとする意図から、「保全すべき 農地」として都市計画法に基づき「生産緑地地区」として 指定された土地。

2. 観光などの集客交流産業の振興

■施策の方向

海・山などの自然や歴史・文化資源を活かした、リゾート・レジャー産業、観光産業などの集客交流産業の振興を図る。

■施策内容

(1) 観光・リゾートゾーンの整備

- ・大阪都市圏、和歌山都市圏に加え、国際交流機能をもつ関西国際空港を経由した来訪者を受け入れるため、海岸線、漁港、森林などをつなぐ新たな観光ルートを開発する。
- ・海浜部においてはマリンリゾートの整備を進めるとともに、山間部においてはかつての温泉地跡、旧街道の資源を活かした山中渓の活性化やレクリエーション活動の場の整備を図る。

(2) サイン等の充実

- ・観光資源へのアクセスの効率化を図るために、サインや道路標識を充実する。

(3) 情報発信機能等の充実

- ・各種情報媒体などを活用し、観光・レジャー・レクリエーション機能を市内に紹介する。
- ・泉州9市4町、関西国際空港と連携した広域的な取り組みによる観光振興を図る。



せんなん里海公園（ぴちぴちビーチ）

(6) 森林レクリエーションの振興

- ・森林浴の場づくり、自然体験学習の場となる里山づくりなど、自然レクリエーションの場づくりを進めるとともに、ハイキングコースの整備に努める。

(7) 漁業基盤の整備

- ・西鳥取漁港、下荘漁港については、漁港整備計画による拡充整備を促進する。
- ・港湾・漁港については、適切な改修と維持管理を促し、進入路の整備を進めるとともに、漁具倉庫などの管理施設の拡充整備を促進する。
- ・漁礁の造成、投石事業をはじめとする漁場の整備開発を推進する。

(8) 漁業の振興

- ・漁港の整備とあわせて、海釣り施設、觀光魚市場など、新しい漁業のあり方について検討を進める。
- ・漁場や中間育成場の設備の充実とあわせて、これと有機的に連携させた稚魚の放流、中間育成の推進を図る。また、関係機関と連携を図りながら、水産種苗の調査研究を促進する。

(9) 漁業の経営安定化事業の推進

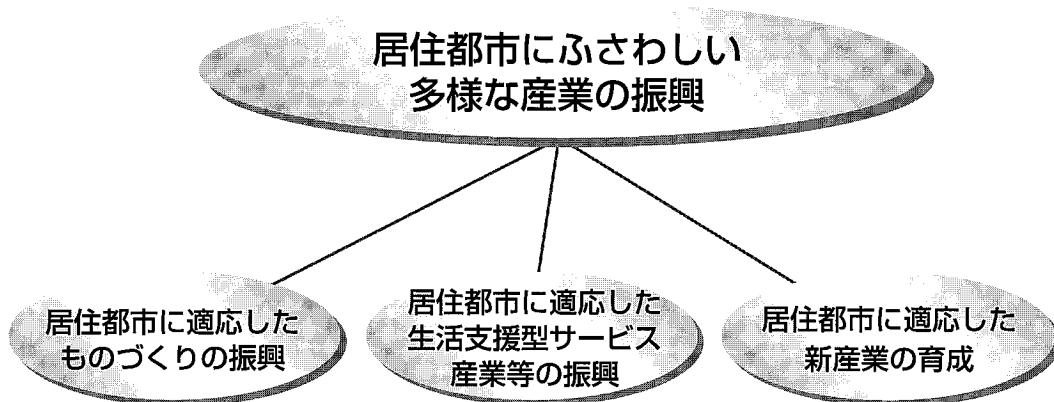
- ・漁業組合を中心とした、きめの細かい経営安定化事業を推進する。
- ・漁業経営体の体质強化を図るとともに、大都市近郊の高付加価値型の漁業振興に努めるため、漁船の近代化、大型化を段階的に推進する。
- ・長期的な研修や交流の場づくりに努め、次代を担う漁業後継者を確保・育成する。
- ・漁業協同組合活動の活性化を図るとともに、組合間の連携の強化を図る。

第2節 居住都市にふさわしい多様な産業の振興

■基本方針

居住都市に適応した、ものづくりの振興や教育、情報、理容・美容、医療など、暮らしと直結する生活支援型サービスやレクリエーションやスポーツ等、生活にゆとりをつくる生活充足型サービス等の振興、新産業の育成などを図り、居住都市にふさわしい多様な産業の振興を図る。

■施策体系



現況と課題

- 本市の平成9年の製造業出荷額は約252億円、従業員は約1,640人となっており、減少傾向にある。また、工場の立地は北側の臨海部に集積し、109工場となっている。
- サービス業については、事業所数約650、従業員数約4,470人となっており、増加傾向にある。
- 工場のニューファクトリー化や生活支援型サービス産業など居住都市にふさわしい多様な産業の振興が必要となっている。

■主要施策

1. 居住都市に適応したものづくりの振興

■施策の方向

既存工業の経営基盤の強化など活性化を促進するとともに、事業所等の外観の美化や地域住民の見学の受け入れなど、*ニューファクトリー化を推進する。

■施策内容

(1) 既存工業の高度化

- ・融資制度や設備貸与制度等の活用による経営基盤の強化を図る。
- ・経営診断や経営相談の充実により経営基盤の強化を図る。
- ・異業種交流や融合化を進め、新たな業種への転換や新規産業育成を促進する。
- ・公的試験研究機関など、産・学・官との連携により新製品や新技術の開発を促進する。

(2) ニューファクトリー化の推進

- ・公害対策の充実などにより周辺環境との調和を促進する。
- ・工場環境の改善、地域住民の見学の受け入れなど、ニューファクトリー化を推進する。

(3) 環境に配慮したものづくりの振興

- ・工場等における環境ISO取得や廃棄物の再資源化などを促進し、地球環境問題や地域の生活環境などに対する環境対策が整った居住都市にふさわしいものづくりの振興を図る。

2. 居住都市に適応した生活支援型サービス産業等の振興

■施策の方向

教育、情報、理容・美容、医療など、暮らしと直結する生活支援型サービスやレクリエーションやスポーツ等、生活にゆとりをつくる生活充足型サービス等の振興とともに、リサイクルや高齢者の生活支援など新しい*コミュニティビジネスの育成・振興を図る。

■施策内容

(1) 生活支援型サービス業等の振興

- ・生活者、消費者ニーズに適応した生活支援型サービス業などの育成を図る。
- ・融資制度の活用や相談業務などの制度を活用し、経営基盤の強化を図る。

(2) 新しいコミュニティビジネスの育成・振興

- ・リサイクルや高齢者の生活支援、あるいは子育てなど地域の持つ課題を解決する新しいコミュニティビジネスの育成・振興を図る。



破魔矢の製造

*ニューファクトリー化…従来の製造業における工場施設に対して、工場の内部環境が優れていること。工場の外観が周辺環境に調和していること、工場の持つ施設や機能が地域社会に貢献していることなどを目的に、地域社会と共生できる環境を備えた工場施設・設備やそのための取組み。

*コミュニティビジネス…地域社会において福祉や環境などの観点からみた生活支援やリサイクルなどに関連する多様なサービス業など。

■主要施策

3. 居住都市に適応した新産業の育成

■施策の方向

居住都市にふさわしい産業として、居住都市としての環境や人的資源を活用してSOHOやテレワーク、*サテライトオフィスの促進、情報産業等の振興に努める。また、居住都市の特性を活かした女性起業家等の支援に努める。

■施策内容

(1) SOHO、テレワークセンター、サテライトオフィスの立地促進

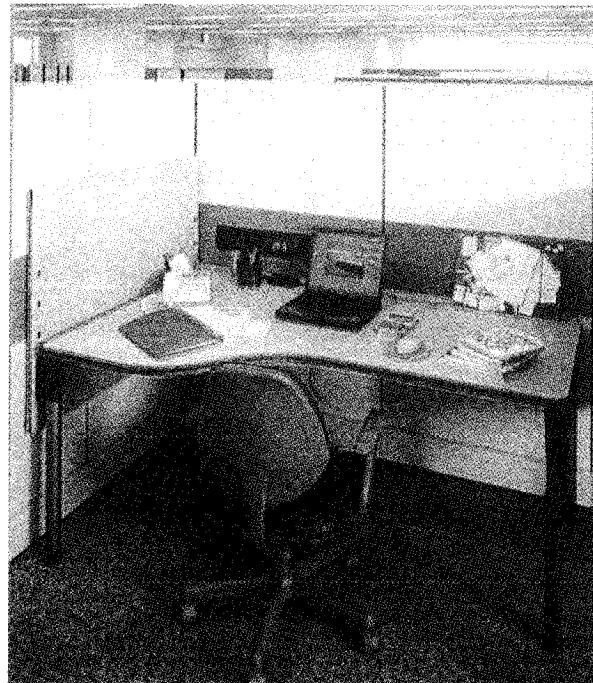
- ・CATV等の情報通信基盤を活用し、住宅地内等でSOHOの育成・振興やテレワークセンター、サテライトオフィスの立地促進を図る。

(2) 情報産業の振興

- ・情報産業を新産業として育成・振興していくため、貸オフィスや充実した通信インフラなどを備えたSOHOセンター等の整備を図る。

(3) 起業家等の支援

- ・SOHOの育成などにより、女性の起業家等の支援を促進する。



貸（レンタル）オフィス

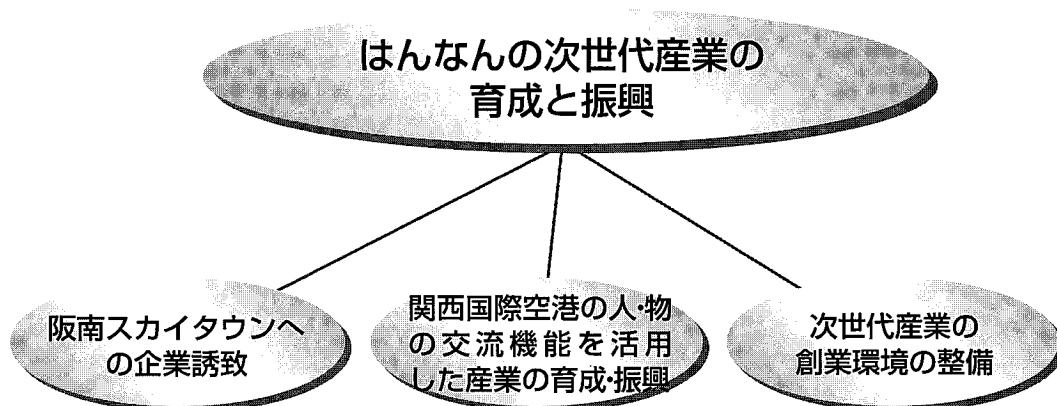
*サテライトオフィス…職住近接を目的として、郊外にある勤務者の住宅に近いところに設けられたオフィス。大都市圏周辺都市における企業の支社機能など。

第3節 はんなんの次世代産業の育成と振興

■基本方針

阪南スカイタウン等の特定業務用地において新たな企業の誘致を促進するとともに、臨空都市圏の立地を活かした産業の育成・振興や創業環境の整備による次世代産業の育成を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・平成6年に関西国際空港が開港し、平成12年時点で国外30カ国73都市、国内24都市を結び、離発着数約12万3,000回、乗降客数約2,049万人、貨物取扱量約97万トンと乗降客数・貨物取扱量とも年々増加し、国内外の人・物の交流の要としての重要性が高まっている。
- ・スカイタウンにおいては、企業立地を促進するため約22haの特定業務用地を有している。
- ・大阪府下においては、公設試験研究機関や大阪府立産業技術総合研究所、大阪府中小企業振興センター、ベンチャー支援機関などの充実が進んでいる。
- ・次世代産業の誘致・育成に向けて積極的な環境整備が必要となっている。

■主要施策

1. 阪南スカイタウンへの企業誘致

■施策の方向

阪南スカイタウン内の特定業務用地への情報産業や研究開発型企業等の誘致を進める。

■施策内容

(1) 阪南スカイタウンへの企業誘致

- ・情報産業や研究開発型企業などの特定業務施設の立地を促進する。
- ・企業の立地・促進を図るための条件整備を進める。
- ・関係機関との連携による企業誘致活動の促進を図る。

2. 関西国際空港の人・物の交流機能を活用した産業の育成・振興

■施策の方向

関西国際空港や広域幹線道路を通じて活発化する内外の人・物の交流・連携を活用した産業の育成・振興を図る。

■施策内容

(1) 関西国際空港の人・物の交流機能を活用した産業の育成・振興

- ・関西国際空港の立地*ポテンシャルの向上を活用し、販売・飲食、レクリエーション、流通加工、運輸などの立地促進ならびに育成・振興を図る。

3. 次世代産業の創業環境の整備

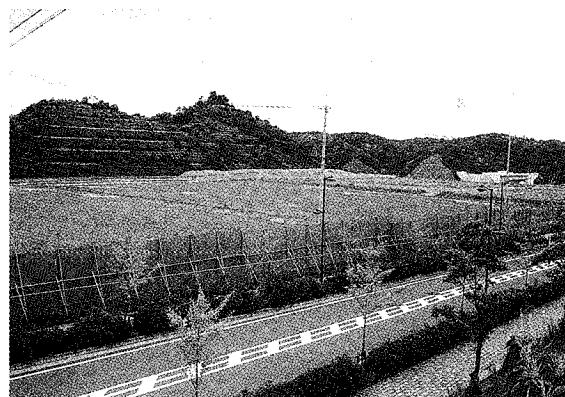
■施策の方向

S O H O 、 コ ミ ュ ニ テ ィ ビ ジ ネ ス 、 臨 空 型 産 業 な ど の 次 世 代 の 产 業 を 育 成 す る 創 業 环 境 の 向 上 を 図 る 。

■施策内容

(1) 次世代産業の創業環境の整備

- ・商工会との連携のもと、融資制度や人材育成、相談などを通じ、創業環境の整備の充実を図る。
- ・大阪府立産業技術総合研究所や大阪繊維リソースセンター等の公的試験研究機関などを活用した、産・学・官の連携によるサポート体制の構築を図る。
- ・ベンチャー支援関連機関等との連携を図る。
- ・国、府等関係機関との連携を図る。



阪南スカイタウン特定業務施設用地

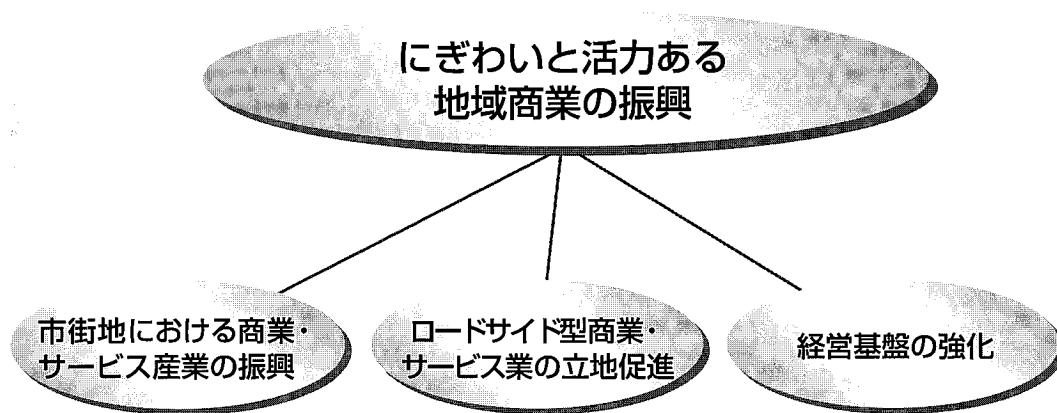
*ポテンシャル…「可能な」「潜在する」の意味。潜在する能力。可能性としての力。

第4節 にぎわいと活力ある地域商業の振興

■基本方針

市街地における駅周辺の商業機能の集積およびロードサイド型商業、サービス業の立地促進を図る。また、商業者の経営体質の強化を図るとともに、消費者の嗜好、ライフスタイルの変化に適応した経営基盤の強化を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・商業については、平成9年で、小売業は年間販売額449億円、商店数546店、卸売業は、年間販売額87億円、商店数52店となっており減少傾向にある。
- ・商業機能の適正な立地により、活力とにぎわいのある魅力あるまちづくりを進めることが必要となっている。

■主要施策

1. 市街地における商業・サービス産業の振興

■施策の方向

駅周辺に商業・サービス施設の立地を促進し、活力とぎわい等の魅力あるまちづくりを促進する。

■施策内容

(1) 市街地における商業・サービス産業の振興

- ・駅周辺については、地区の特性を活かした利便性の高い商業・サービス機能の集積を促進する。
- ・尾崎駅周辺については、市街地再開発等と連動して、まちの景観に調和した商業・サービス機能の集積を図り、にぎわいと活力を創出する。
- ・商業・サービス施設の集積を図るにあたり、駅前での駐車場整備等の基盤整備を推進する。

2. ロードサイド型商業・サービス業の立地促進

■施策の方向

交通アクセス面で優れたロードサイドにおける複合型商業施設の立地について、商業機能の適正な配置がされるよう調和を図りながら促進する。

■施策内容

(1) ロードサイド型商業・サービス業の立地促進

- ・第二阪和国道等、幹線道路の整備進展にあわせて、郊外型の商業施設の立地を促進し、複合的な商業基盤の整備を図る。
- ・大規模店舗については、大規模小売店舗立地法にもとづき、生活環境や地域交通を悪化させることのないよう指導する。

3. 経営基盤の強化

■施策の方向

商工会等関係機関との連携のもと、経営診断や経営相談等の充実を図り、商業者の経営基盤の強化を促進する。

■施策内容

(1) 商店の個性化・専門化の促進

- ・商工会等関係機関と連携を図り、相談事業や学習機会を提供することにより、商店の個性化・専門化や経営体質の強化等を促進する。

(2) 経営基盤の強化

- ・診断・指導や融資制度・補助金制度等の活用による経営合理化や人材育成を図り、経営基盤の強化を促進する。

(3) 商工会の充実強化

- ・経営体質強化、商工業者の組織化等、商工業の中心的役割を果たすべき商工会の機能充実を促進する。



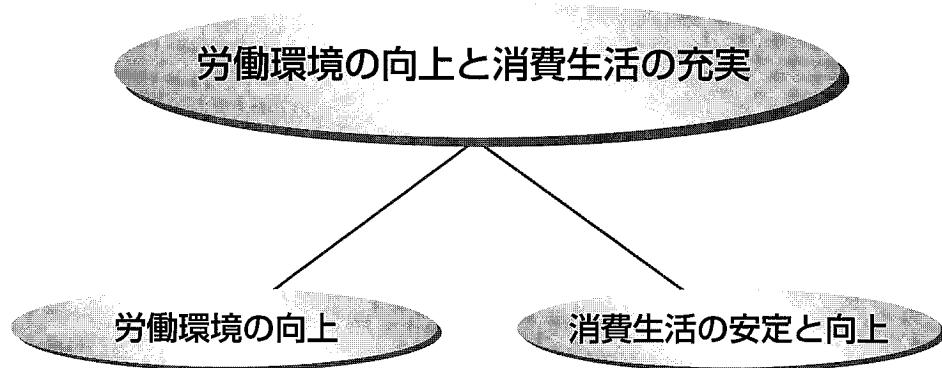
第5節 労働環境の向上と消費生活の充実

■ 基本方針

国、府など関係機関との連携を図り、情報提供や勤労者教育などに取組み、労働環境の向上を図る。

また、市民が安心して消費生活を営むことができるよう、消費者への各種情報提供や消費に関する知識の普及・啓発を進める。

■ 施策体系



現況と課題

- 定期的に法律相談や労働相談、消費者相談を実施しているほか、広報誌による普及・啓発活動や各種の講習会等の実施を行っている。
- 良好な労働環境の整備が必要となっている。
- 経済活動が多様化している中で、市民の消費生活の安定と向上ことが必要となっている。

■主要施策

1. 労働環境の向上

■施策の方向

高齢者、障害者、女性などの雇用の促進に努めるとともに、福利厚生などの充実を図り、労働環境の向上を図る。

■施策内容

(1) 雇用対策の推進

- ・高齢者、障害者、女性の積極的な雇用を奨励するとともに、公共職業安定所等との連携を強化しながら、市民が気軽に利用できる職業・労働相談の充実に努める。
- ・関係機関と連携しながら労働関連情報の提供を充実する。

(2) 労働環境の改善

- ・勤労者の福利厚生の向上を図るために、勤労者福利共済制度や住宅資金等の融資制度の充実、退職金共済制度への加入促進に努める。
- ・働きがいのある職場づくり等、就労環境の向上に向け、啓発、促進を図る。

(3) 職業能力の開発

- ・勤労者の技能の向上を図るために、職業能力の向上・開発に資する機会の充実に努める。

2. 消費生活の安定と向上

■施策の方向

消費者の保護対策の充実とともに、豊かな消費生活を創造する消費者の育成と啓発を推進し、市民の消費生活の安定と向上を図る。

■施策内容

(1) 消費者保護対策の充実

- ・関係機関との連携を図りながら消費者相談の充実、商品に対する苦情・あっせん処理の対応の充実に努める。
- ・消費者モニターの充実を図り、商品の安全性の確保等を促進する。

(2) 消費者意識の啓発

- ・各種講演、広報啓発活動を通じて、消費者意識の高揚に努める。
- ・リサイクル製品など環境負荷の少ない商品等の購買について、消費者団体等との連携を図り、啓発活動に努める。

(3) 消費者活動の支援

- ・消費者団体の育成・強化に努め、自主的な消費者活動を促進する。



消費者相談

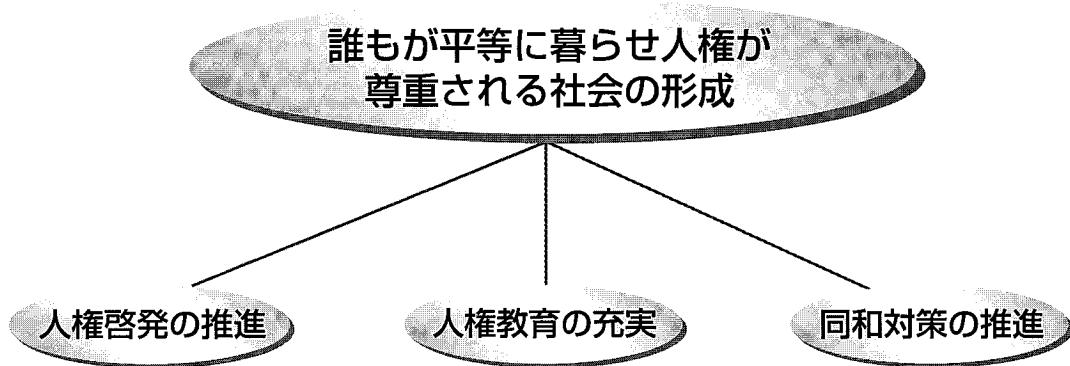
第6章 人をおもいやり生かすまち ：あらゆる市民が参画し、公正で開かれた 地域社会の形成

第1節 誰もが平等に暮らせ人権が尊重される社会の形成

■基本方針

国際連合は、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、世界的規模での人権教育への取組みを呼びかけるなど、人権尊重の高揚が世界的な流れとなってきている。このような中、すべての人々が相互に人権を尊重しあう平等な社会の実現をめざして、市民の啓発活動を総合的に推進し、差別の解消を促進する。

■施策体系



現況と課題

- ・「阪南市人権擁護に関する条例」ならびに「阪南市人権施策推進基本方針」にもとづき、差別の解消と人権意識の高揚に取組んでいる。
- ・人権啓発推進協議会や同和教育研究会、人権擁護委員などの団体や組織が連携して、社会同和教育の推進と啓発活動の充実に取組んでいる。
- ・市民が相互に人権を尊重しあう平等な社会の実現をめざして、市民の啓発活動を総合的に推進することが必要となっている。

■主要施策

1. 人権啓発の推進

■施策の方向

人権および人権問題に対する理解を深め、市民が人権を尊重し、あらゆる人が生きがいをもって暮らせる地域社会の形成に向け、人権尊重の意識の啓発や教育を充実する。

■施策内容

(1) 啓発事業の展開

- ・市民の人権尊重の意識の高揚を図るために、学校、家庭、市民組織、企業、行政等の連携を強化し、人権意識に関する街頭啓発、研修会等の各種啓発事業の推進を図るとともに、人権まつりの継続的な開催を行う。
- ・啓発事業のあり方や広報事業の方法を検討するとともに、市民参画による市民主体の啓発事業の展開を図る。

(2) 新しい啓発手法の研究

- ・人権に関する学習グループやリーダーの育成を図るために、新たな啓発手法の研究等を行う。

2. 人権教育の充実

■施策の方向

人権問題を自らの問題として捉えることのできる人間の育成をめざして、学校や家庭、地域社会において人権教育を推進する。

■施策内容

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ・学校教育においては、知識や習熟度に応じた体験的で、実践的な態度が養われるような人権教育を展開する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ・市民が身近な地域において、人権教育に参加できる機会に接するよう、人権に関連した地域団体の活動の促進や人権に関連した講習会や研究会等の充実を図る。

3. 同和対策の推進

■施策の方向

同和問題の正しい理解と解決に向けての対策を充実するとともに啓発活動を推進する。

■施策内容

(1) 同和問題の啓発

- ・同和問題の正しい理解と認識及び人権意識の高揚を図るために、講習会や研究会等あらゆる機会をとらえて積極的に啓発活動に努める。
- ・学校教育においては、同和教育の充実を図り、基本的人権の尊重の自覚を高める教育を進める。



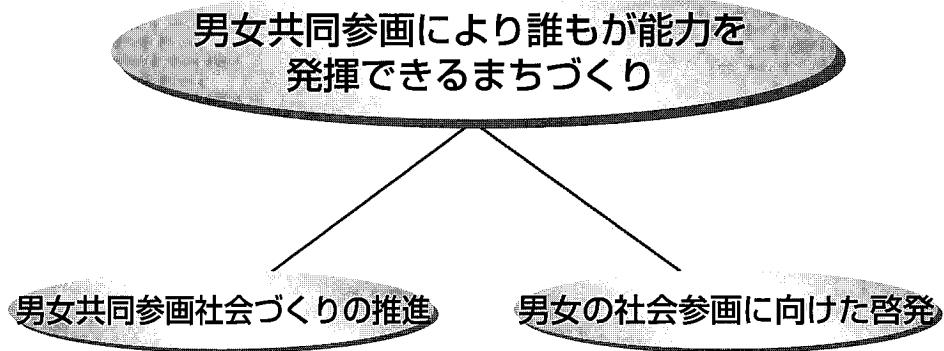
人権を考える市民の集い

第2節 男女共同参画により誰もが能力を發揮できるまちづくり

■ 基本方針

男女共同参画社会の実現と男女の自立を促進するとともに、男女平等教育の推進や男女平等意識の醸成を図る。

■ 施策体系



現況と課題

- ・昭和50（1975）年の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の10年」を契機に、女性の地位向上と男女平等をめざした取組みが進められてきた。
- ・本市における女性に関する政策の総合的な推進を図るため、平成6年に阪南市女性政策推進本部が設置された。
- ・平成9年に策定した阪南市女性行動計画（サラダプラン）をもとに施策（166項目）の実施に取組んでいる。
- ・女性問題の啓発のため、フォーラム・講座などを開催するとともに、啓発冊子を発行している。
- ・平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、国において平成12年に基本計画が策定された。
- ・少子高齢化等が進展する中、女性のライフスタイルや価値観も多様化し、企業・地域・家庭における女性の役割が変化してきている。
- ・男女共同参画社会の実現と男女の自立の促進に向けて社会全体での取組みが必要となっている。

■主要施策

1. 男女共同参画社会づくりの推進

■施策の方向

男女共同参画社会の実現と男女の自立を促進し、男女平等教育の推進、労働理念の確立と男女平等意識の醸成を図る。

■施策内容

(1) 基本法にもとづく男女共同参画社会

づくり

- ・法の趣旨を踏まえ総合的・計画的に施策を推進する。
- ・総合的な推進を図るために体制を充実する。

(2) 男女の社会参加の促進

- ・市の施策や計画に意見が反映されるよう、各種委員会や審議会など政策決定機関への女性の登用を進めるとともに、女性職員の採用、登用を図る。
- ・女性の社会参加に障害となる制度の見直しや女性が活動しやすい施設整備、女性の活動を支援するための拠点整備を図るなど、女性の社会参加を促進するための環境整備を進める。
- ・雇用の機会均等や職場での男女差のは正等、女性の就労条件の向上に努めるなど、女性の自立と能力発揮の場の拡大に努める。
- ・就労形態の多様化に向けて、育児休業制度等の整備・充実を図るとともに、再就職やパートタイム労働の促進に努める。
- ・家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することができる在宅ワーク、在宅テレワーク、S O H O 等の普及や女性による企業化を促進する。
- ・臨時的、突発的な保育や軽易な介護の地域における相互援助活動を行い、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の取組みを研究する。
- ・地域のコミュニティ活動やボランティア活動、S O H O 等、地域社会への参加機会の拡大を促進する。

2. 男女の社会参画に向けた啓発

■施策の方向

生涯学習機会や地域福祉活動、就労などの場において、男女がともに参画し支え合う社会の推進に向けて、男女平等教育や男女平等意識の醸成に向けた啓発を促進する。

■施策内容

(1) 男女平等教育の推進

- ・学校教育における男女平等教育を推進するとともに、学校・家庭・地域と連携した男女平等教育を推進する。
- ・学校や地域において*リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立つ性教育や健康教育の充実に努める。

(2) 男女平等意識の醸成

- ・男女平等意識の醸成や性的役割意識の解消を目的とした普及・啓発活動を推進する。



普及・啓発用パンフレット

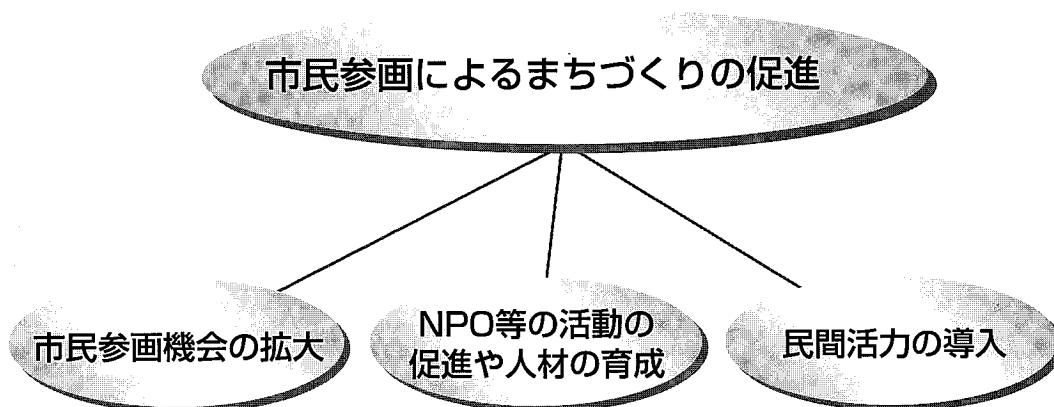
*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ…「性と生殖に関する健康と権利」とは、女性が生涯にわたって、自らの性と健康に関する十分な情報を得ることができ、また、自己決定する権利を有するという考え方。

第3節 市民参画によるまちづくりの促進

■基本方針

まちづくりにおける市民の参画機会の拡大やNPOなどの活動の促進等人材の育成に努める。また、都市基盤の整備や公共施設等の事業推進にあたっては、PFIの活用など民間活力の導入を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・阪神・淡路大震災以降ボランティア活動がさかんになり、NPOの支援のため平成10年に特定非営利法人活動促進法（NPO法）が制定された。
- ・大阪府内のNPO法人の認可は国認可のものが44団体、知事認可のものが41団体となっており、市域では国認可の団体が1つとなっている。
- ・市民参加による地域の清掃活動等を実施している。
- ・平成11年にPFI法が制定され、その適用に向けて様々な研究が行われている。
- ・社会経済環境の変化とともに、市民の行政に対するニーズも多様化しており、今後は市民参画によるまちづくりが必要となっている。

■主要施策

1. 市民参画機会の拡大

■施策の方向

市民とともにひらかれた行政を進めていくため、各分野において幅広い市民の参加を求めていく。

■施策内容

(1) 市民参加への広報・啓発

- ・市民が市政やまちづくりに対する参加意識を高めていくため、各種広報媒体を活用して参加の機会の周知や啓発活動に努める。

(2) 市民参画機会の促進

- ・市民の多様な意見を反映させるため、各種審議会等への市民参加の拡充を図る。
- ・まちづくりなどにおいて*ワークショップ方式等による多様な市民参画活動の場づくりを促進する。
- ・市民が市政や施策についての理解を深め、市政への参加意識を醸成するため、行政の内容等について学習できる機会等の提供に努める。
- ・市民の意見を反映させるため、市民会議等の設置を検討する。

2. NPO等の活動の促進や人材の育成

■施策の方向

市民が相互に助け合う豊かな地域社会形成のために、NPO等の法人化を促進するとともに、ボランティア活動の促進や人材育成を促進する。

■施策内容

(1) ボランティア活動等の促進

- ・市民一人ひとりがボランティア活動を円滑に行える環境づくりを進める。
- ・関係機関との協力連携のもと各種ボランティア団体の育成等を図る。
- ・NPO等の法人化を促進する。
- ・ボランティア活動に関する広報や情報提供に努める。

(2) ボランティアの育成

- ・学校教育や生涯学習・生涯スポーツ等を通じて、市民のボランティア精神の高揚を図る。
- ・地域の各分野において市民のボランティア活動やコミュニティ活動を促進していくため、地域に密着した人材の発掘・育成を図り、適切な活動の場づくりを進める。



市民ワークショップ

*ワークショップ…様々な立場の人方が参加して、あるテーマに関する課題や方向性について、公平かつ創造的な協同作業をつうじて、資源の発見や多様な提案の作成、実現後の関わり方の検討などをおこなう会合や研究集会。

3. 民間活力の導入

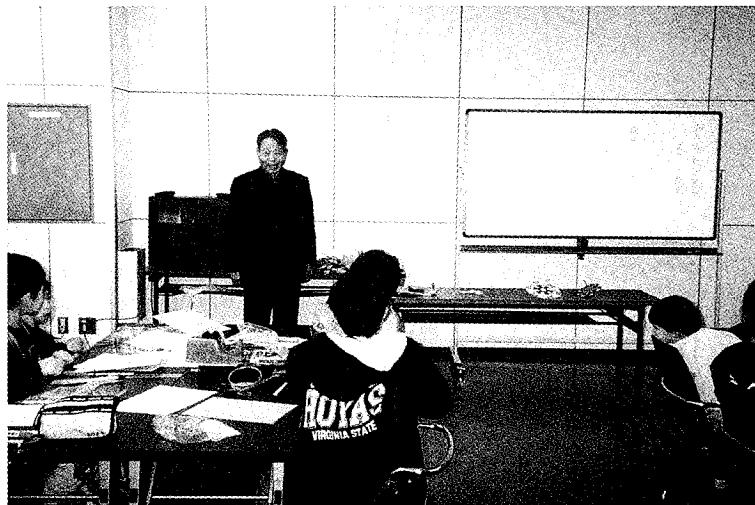
■施策の方向

都市基盤の整備や公共施設整備等の事業推進においては、民間活力を導入するなど新しい事業手法等の活用を図る。

■施策内容

(1) PFI事業等の導入促進

- ・都市基盤の整備や公共施設などの整備について、民間企業の知恵・資金・ノウハウなどを導入し適切に活用していく。
- ・各種の事業推進にあたっては、公共と民間の連携方式の導入を含めて、PFI事業などの新たな手法の導入など、幅広く民間活力の活用方策を検討する。



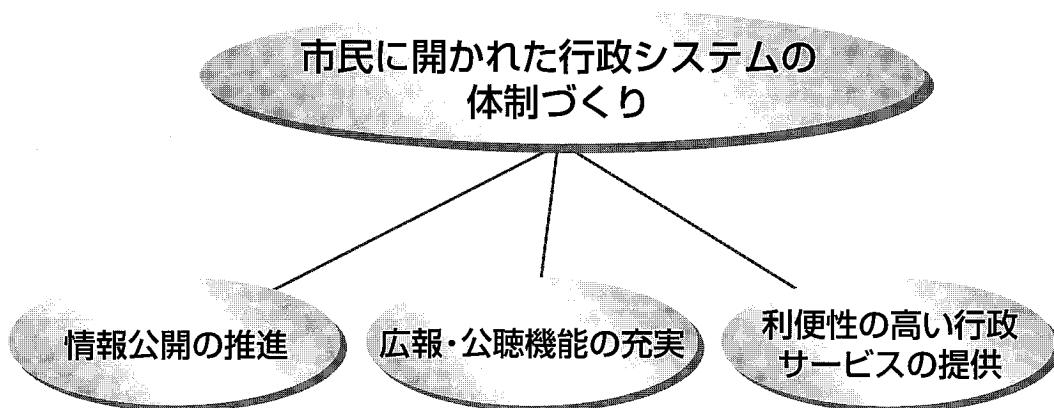
ボランティアによる科学実験ものづくり教室

第4節 市民に開かれた行政システムの体制づくり

■基本方針

市民に開かれた行政サービスを提供するため、情報公開制度と個人情報保護制度などを適切に管理・運営するとともに、行政情報や地域の情報の広報・公聴活動の充実等に努める。

■施策体系



現況と課題

- ・平成12年に情報公開条例・個人情報保護条例を制定した。
- ・パソコンを主体とした効率的な事務処理体制の整備を進めており、平成12年からホームページによる行政情報の提供を行っている。
- ・多様なメディアを活用して行政情報の発信や提供が求められるとともに、利便性の高い行政サービスの提供が必要となっている。

■主要施策

1. 情報公開の推進

■施策の方向

市民が行政に対する理解を深め、市政への参加促進や参加機会を拡大していくため、情報公開を推進する。

■施策内容

(1) 情報公開制度の円滑な運営

- ・市民が行政情報を閲覧できるよう、情報公開条例にもとづいて情報公開制度の円滑な運営を推進する。
- ・条例のPRや多様な情報提供を行うため市民情報コーナーの運営を行う。

(2) 個人情報保護制度の円滑な運営

- ・市民の個人情報を適切に取り扱うよう、個人情報保護条例にもとづいて個人情報保護制度の円滑な運営を推進する。

2. 広報・公聴機能の充実

■施策の方向

市民が行政に対する理解を深めるため、広報・公聴活動の充実を図る。

■施策内容

(1) 広報活動の充実

- ・市政に関する情報を提供するため、市民ニーズを反映した広報誌の充実を図る。
- ・多様なメディアを活用した情報提供や広報活動を推進する。

(2) 公聴活動の充実

- ・行政各分野における市民意識を把握するため、意識調査やモニター制度等の公聴活動の充実に努める。

(3) 行政情報システムの構築

- ・市民生活の利便性向上のため、医療や福祉、文化・学習・スポーツ活動、レジャー・レクリエーション活動等に関する情報ネットワーク化を図り、広域的な行政情報サービスシステムの構築を促進する。
- ・ホームページの内容の充実に努める。

3. 利便性の高い行政サービスの提供

■施策の方向

行政への市民の意見や要望、各種相談などに対応するため、行政情報システムの構築や窓口サービスの拡充を図る。

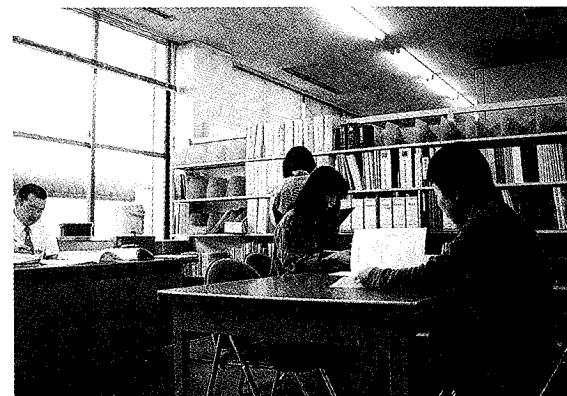
■施策内容

(1) 市民相談サービス等の充実

- ・消費者相談や法律相談など市民相談窓口の充実を図るとともに、市民の意見や要望に対応して、的確で迅速な処理に努め、市政への反映・活用を図る。

(2) 市民ニーズに対応した庁舎整備の方の検討

- ・IT革命（情報通信技術革命）や多様化する市民ニーズに対応した庁舎施設の機能のあり方を検討する。



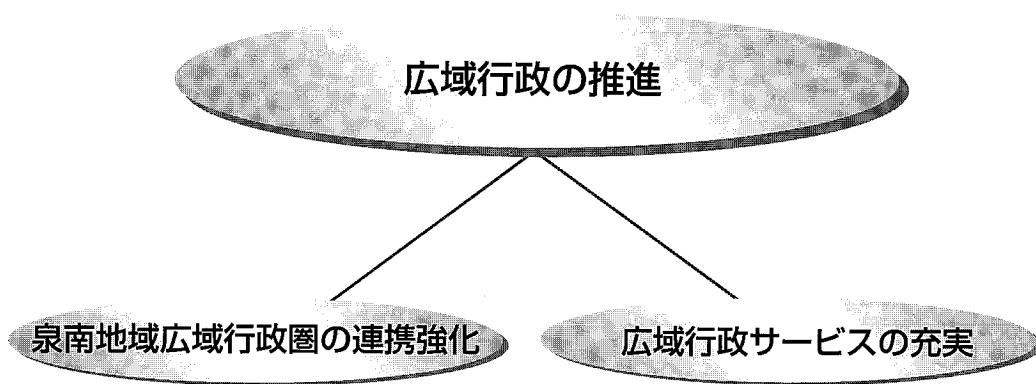
市民情報コーナー

第5節 広域行政の推進

■基本方針

生活圏の拡大や関西国際空港の整備などに伴う、広域的な圏域でのネットワークや機能連携などの広域行政の推進を図るとともに、関係市町との連携による広域行政サービスの充実を図る。

■施策体系



現況と課題

- ・昭和55年に泉南地域広域行政推進協議会が設立され、平成12年度に第3次泉南地域広域行政圏計画が策定されている。
- ・ごみ焼却、下水道、介護保険、消防については、周辺市町との連携により、広域的な事業の推進を行っている。
- ・周辺市町との連携により共通課題に対しての取組みを進めていくことが必要となっている。

■主要施策

1. 泉南地域広域行政圏の連携強化

■施策の方向

泉南地域広域行政圏計画にもとづいて、関係市町の協力のもと広域行政の推進を図る。

■施策内容

(1) 泉南地域広域行政圏計画の推進

- ・泉南地域広域行政推進協議会の運営および圏計画の推進に向けた協力を図る。

(2) 泉南地域各市町との共同事業の推進

- ・広域交通網や上下水道の整備、高度・高次医療体制の確立など、地域の共通課題の解決に向けて関係市町との連携を図る。



阪南岬消防組合阪南消防署

2. 広域行政サービスの充実

■施策の方向

現在一部事務組合で実施している事業の充実を図るとともに、新たな広域行政事務に対しての連携・協力を推進する。

■施策内容

(1) 周辺市町との連携による各種事業の充実

- ・一部事務組合によるごみ焼却業務については、運営の充実を図る。
- ・新たな休日・夜間診療所については、周辺市町と連携しながら、設置を検討する。
- ・南大阪湾岸南部流域下水道組合については、事業の各段階に応じた取組みと運営体制の確立を図る。
- ・一部事務組合による消防業務については、広域的な取組みと地域の消防体制を拡充する。

(2) 広域的な連携の推進

- ・関西国際空港のエアポートフロント地域としてのまちづくりや国内外の交流の要としての地域活性化に向けて、泉州地域の広域的な連携の推進を図る。
- ・地域の連携を醸成していくため、泉南地域、泉北地域、紀北地域等の自治体間の情報交流を充実するとともに、広域的な広報活動やイベントの開催などを進める。
- ・広域行政の推進にあたっては、国、府、関係市町村との協力関係を充実する。

II. 戰略的プログラム

本市の将来の都市像や基本目標を実現するために、部門別計画の推進に加え、部門の横断的な取組みとして、重点的かつ総合的に展開する必要がある以下のテーマを「戦略的プログラム」として選定し、その取組みの方向性を提示する。

この「戦略的プログラム」は、その推進が、個々の施策・事業を有機的に結びつけ、相乗的な効果をもたらすものであり、地域全体の活性化に資するものである。

「保険・医療・福祉連携プログラム」

—保健・医療・福祉一体化システムの構築—

「生活圏重視型交通体系整備プログラム」

—タウンモビリティの導入を念頭においていた生活圏交通システムの整備—

「新海浜環境創造プログラム」

—海浜空間の新たな環境共生・創造モデルの構築—

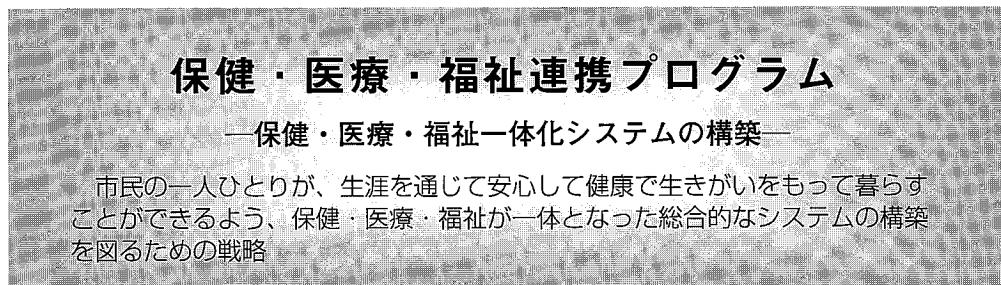
「歴史文化を活かす地域環境形成プログラム」

—歴史・文化・自然を活かした新たな歴史的空間の創出—

「新産業創出プログラム」

—居住都市型新産業創出のしくみづくり—

プログラムの概要



【プログラムのねらい】

- ◎ 保健センター、市立病院、福祉施設などがそれぞれ主体となり、これまでの市民の保健・医療・福祉サービスを担ってきている。

今後、少子高齢化や介護保険の導入、地域医療や地域福祉の展開などに対応するためには、市民が健康の保持や予防、疾病の治療、リハビリーションから介護といったサービスを一体的に受けることができる総合的な地域ケアシステムが求められるようになってくる。

- ◎ このため、市立病院が地域ケアシステムの中核となり、市民の一人ひとりが生涯を通じて、安心して健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携して効果的なサービスの提供ができるよう総合的なシステムの構築を図る。

【プログラムの内容】

○地域中核医療機関としての市立病院の機能強化

- ・市立病院の*開放型システムの構築や民間医療機関との連携による地域医療推進体制の整備
- ・保健センターの診断情報、データベースの共有化など情報ネットワーク化の促進
- ・市立病院と地域の病院等との双方向ネットワークの形成
- ・PFIなどの導入による市立病院の機能高度化の可能性の検討

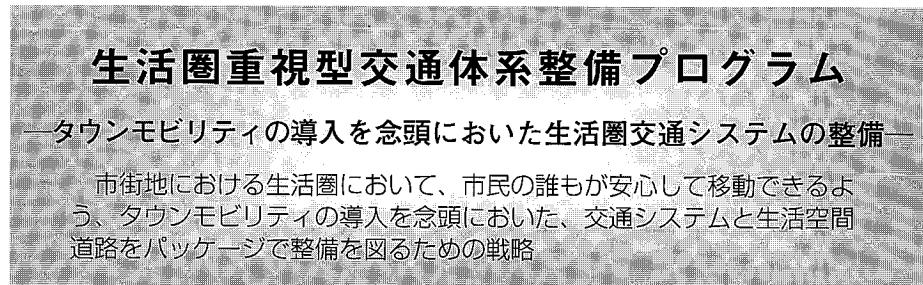
○保健事業・福祉事業と医療の連携

- ・スポーツ機関、保健センター、市立病院等が連携して、市民の健康・体力づくりを総合的に支援する体制の整備
- ・糖尿病、高脂血症教室など、市立病院と保健センターの連携による幅広い啓発・指導事業の実施
- ・福祉サービスの提供に対応した市立病院の機能整備
- ・介護保険事業者と医療機関の情報交換の体制づくり

○総合的な地域ケアサービス体制の整備

- ・保健・医療・福祉機関における相談業務や窓口のネットワーク化など、機動的な相談体制の整備
- ・地域における福祉団体、市民団体の連携による地域ケアネットワークの構築

*開放型システム…市民病院が、「開放型病院」の承認をうけ、地域の『かかりつけ医』(開業医)と連携し、患者に継続して一貫した医療を提供する仕組み。オープンシステムともいう。



【プログラムのねらい】

- ◎ 豊かな定住都市の創造という目標に向け、市民の生活行動圏を視野に入れた、誰もが安心して移動できる交通システムの整備を図るため、市の土地利用特性、地形特性、自然・文化の特性を考慮しタウンモビリティの導入が必要である。
- ◎ このため市街地内の道路については、生活者の視点にたち、人にやさしい機能面での道路利用のあり方を検討しつつ、生活空間道路の整備を図る。また、市民の移動はネットワーク性が確保されてはじめてその価値を持つことから生活空間道路の整備にあわせて総合的な域内道路交通体系の整備を図り、特にタウンモビリティの拠点となる駅前およびそこへのアクセス整備を図る。

【プログラムの内容】

○タウンモビリティの導入のための基盤整備

- ・主要駅におけるターミナル機能と駅前広場の充実と市街地整備
- ・主要駅から既成市街地にぬける生活道路整備
- ・主要駅周辺地区から臨海部への生活道路整備
- ・タウンモビリティのルートと主要中継地の設定
- ・タウンモビリティを担う市民参加の取組みの推進

○安全に楽しく移動ができる生活空間道路の整備

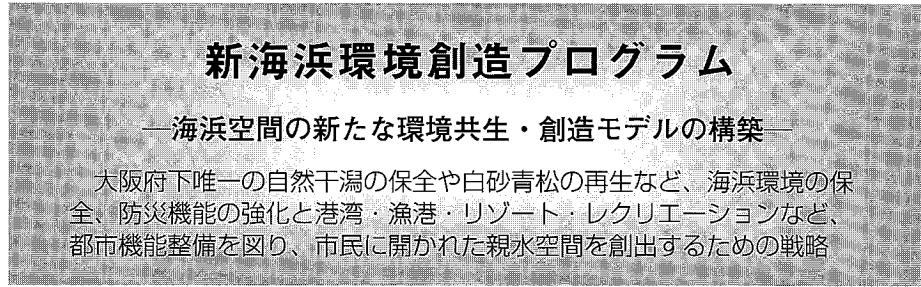
- ・高齢者等が安心して歩ける道づくり（バリアフリー化）
- ・サインシステムや案内施設の整備
- ・ポケットパークや休憩施設など回遊のための整備
- ・通過交通の規制や安全性を向上させるための*ハンプ、*ボラード等の導入
- ・市内各地の自然・文化を結ぶ回遊ルートづくり（歴史の道、緑の道、水辺の道など）

○総合的な域内道路交通体系の整備

- ・国道26号およびこれとネットワークする地区内の幹線道路（都市計画道路）整備
- ・生活圏を結ぶ道路網整備（生活圏相互の連携）

*ハンプ…市街地内の道路などで交通安全と環境向上を図るために、車の速度を抑制する目的で路面に設置される小さな丘状の構造物。50~100mmの高さで、頂部が平らなものや円弧状のものがある。

*ボラード…車止め。歴史は古くヨーロッパで人と馬車を分離するために使用されたのがはじまり。歩行者の保護、車両の進入禁止、建築物等の保護、誘導路の設置など使用目的によって多種多様なものがある。



【プログラムのねらい】

- 本市の海岸線は、かつて白砂青松の美しい砂浜であったが、現在は人工的護岸で、市民から隔てられた状況となっている。
しかしながら、大阪府下唯一の自然干潟や自然海岸が残されているなど、海浜環境の保全とともに港湾・漁港など広域的なレクリエーション空間としての役割を果たすにふさわしいエリアとして、市民に開かれた親水空間としての整備が求められている地域である。
- このため、海浜部については、それぞれの特性を活かし、海浜環境の保全・創造に努めるとともに、防災機能の強化、新たな交通空間の形成、港湾・漁港・レクリエーションなどの都市機能の整備を図り、市民に開かれた親水空間の形成をめざして、生涯学習や教育の場としての活用など、総合的な観点から海浜部の新しい環境創造を図る。

【プログラムの内容】

○自然環境の保全・創造

- ・男里川河口の貴重な自然干潟の保全
- ・人工干潟整備など美しい海岸線、海浜空間の再生
- ・生態系に配慮した海域環境の保全・創造

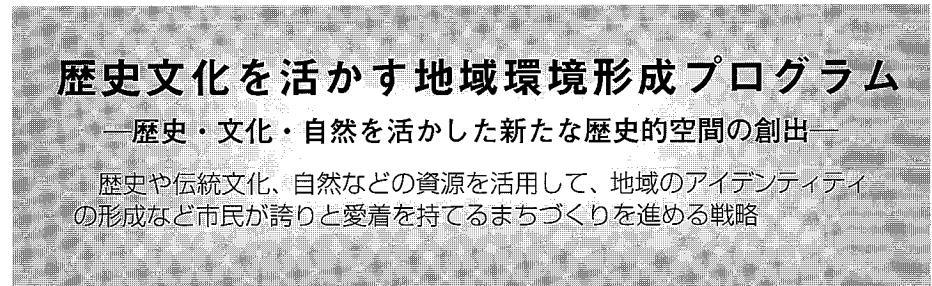
○新たな都市機能の整備

- ・港湾・漁港機能の強化
- ・護岸や防潮堤など基盤施設の改修整備
- ・海岸部への排水処理対策の充実と水路等の改修
- ・海水浴場、海釣り公園など海を活かしたレクリエーション施設の整備
- ・せんなん里海公園の整備促進と海浜レクリエーション拠点としての機能向上
- ・海浜部に沿った新たな道路整備の検討および整備
- ・海浜部における生活道路についてまちづくりと一体となった道路整備

○市民に開かれた親水空間の形成

- ・海を見ながらジョギングやサイクリングのできる歩行者、自転車道の整備
- ・自然観察、自然学習のための施設整備、自然観察会等イベントの実施など自主活動の場の整備
- ・観光漁業の推進や海の幸を活用したレストラン、歩いて楽しい海浜プロムナードの整備などの観光スポットの整備
- ・海と空（空港、夕日）への眺めを活かした眺望スポットの整備

○市民参加の取組みの推進



【プログラムのねらい】

◎ 本市には、熊野（紀州）街道、浜（孝子越）街道、信長街道など旧街道筋であった歴史を持ち、古くは山中渓が宿場町として賑わっていた。市域内には向出遺跡や波太神社、加茂神社などの歴史的資源が多く残されている。

また、海浜部における男里川河口部の自然干潟や自然海岸、山間部での森林など貴重な自然が残されている。

さらに、わんぱく王国、せんなん里海公園などをはじめとするレクリエーション空間などが点在している。

◎ このため、これらの歴史や文化、自然などの資源を活用して、新たな歴史空間などの創出を計画的に行い、いつまでも市民が誇りと愛着を持つことができるまちづくりを推進する。

【プログラムの内容】

○歴史・文化的資源の保全と活用

- ・地域に点在する歴史的資源の適切な保全と積極的なPR
- ・伝統的建物群の保全とこれらを活かした街並み景観の形成（地区指定やガイドライン）
- ・民家や社寺、住民センター等を活用した情報発信の場や利用者の案内の場づくり
- ・地域ごとの祭事や伝統行事の開催
- ・各資源の周辺地域における保全や清掃など環境維持のための市民参加による体制づくり
- ・歴史・文化資源等の展示公開および情報受発信を行う施設の整備
- ・向出遺跡をはじめとする第二阪和国道周辺地区の整備

○歴史・文化情報の発信

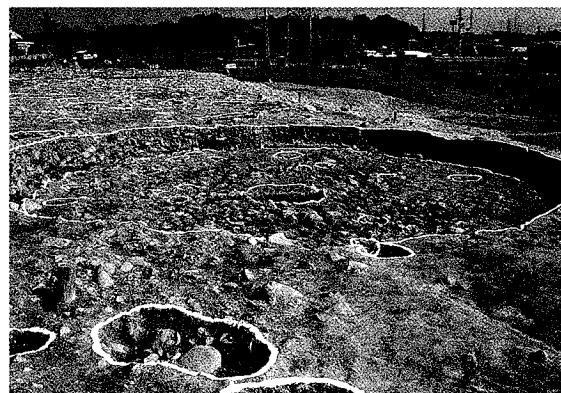
- ・歴史街道モデルルートの設定
- ・ルートマップの作成や地区の見所を紹介したガイドブックの制作
- ・地域の語り部などの人材による地域学習の場や学校教育における体験学習の場の充実

- ・市内の資源を活用したタウンウォッチングなどのツアーの開催
- ・歴史や伝統文化、自然環境保全の知識などを継承するための講座や研修会などの開催
- ・貴重な植生や生態系、歴史資源等の調査や主要地点の定点観測などにもとづくデータベースの構築
- ・資源や施設の利用情報、関連イベントの情報などをインターネットやCATV等で発信
- ・語り部や案内ボランティアなど人材の養成

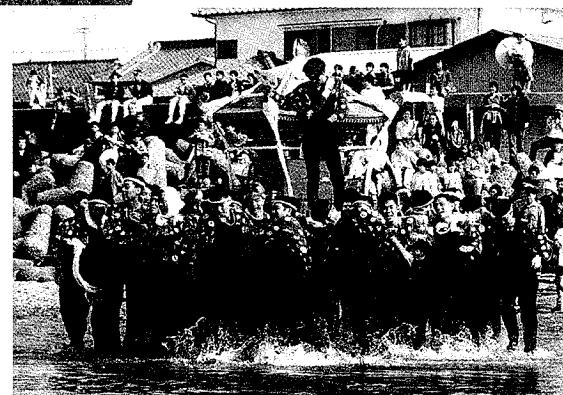
○市民参加の取組みの推進

○「道」の整備

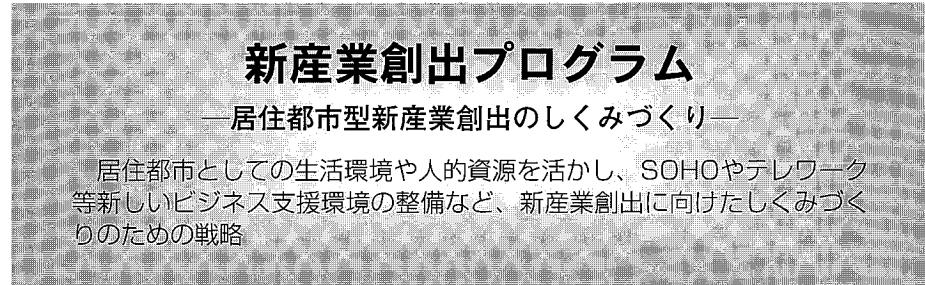
- ・歴史の道の整備
 - ：歩道の整備やタウンモビリティの導入等による安全で快適な道路整備
 - ：歴史的な街並み景観の保全と地域における歴史的景観の誘導
- ・緑の道の整備
 - ：緑のネットワーク形成に向けた道路緑化や植樹による並木道の整備
- ・水辺の道の整備
 - ：サイクリング道路や水辺の遊歩道の整備
 - ：ホタルなどの生息地や水鳥の飛来地などを活かした親水空間の整備
 - ：河川敷の親水広場等の整備とこれを活用したイベント等の開催
- ・利用者の利便性向上
 - ：各ルート上における案内板、案内標識、休憩施設、トイレなどの利便施設や統一サイン等の整備



向出遺跡



秋祭り（神輿渡御）



【プログラムのねらい】

◎ 本市においては、織維産業の衰退など製造業の立地が低下し、地場産業等既存産業の集積も少なく、新しい産業を起こすダイナミズムが発生しにくい産業状況である。

しかしながら、本市の居住都市の特性からは将来成長が期待される産業のうち、生活関連分野、情報通信関連分野、医療福祉分野、環境関連分野、人材関連分野、住宅関連分野、流通関連分野の産業などにおいて成長が期待される。

また、昼間人口構造の特色を見ると、育児や介護、その他の活動を継続しながら働きつづける女性など、新しいワークスタイル・ライフスタイルを創出するうえで大きなポテンシャルがあると期待される。

さらに、関西国際空港の立地インパクトを考えると関西国際空港を通じた物流、人流、情報流等を活用した産業の立地の可能性も期待されるところである。

◎ このため、次世代を担う新産業の創出については、本市の有する居住都市としての特性を十分に活かして、本市の立地環境や人材等と成長が期待される産業とのマッチングを促進するとともに、創業環境を整え、起業化を促進するため、*インキュベーション施設やテレワークセンターなどの立地環境面における産業支援機能の整備を促進する。

さらに、関西国際空港の立地インパクトを狙って立地する産業と本市の立地環境とのマッチングなど、居住都市型の新しい産業創出のしくみの構築を図る。

*インキュベーション施設…創業期企業の自立を助けるため、事務所スペースや経営管理・技術開発などにおける総合的な支援サービスを提供する施設。インキュベーションの意味は卵を孵化させること。

【プログラムの内容】

○S O H O やテレワークの促進

- ・CATV等、情報機能の充実等立地環境の強化
- ・居住都市に適応した、自宅就労が可能なS O H O 等の環境整備の促進
- ・*コンテンツ制作や情報処理（入力代行、D M 発送）、インターネットプロバイダー事業、マーケットリサーチ、データのバックアップ、情報化普及・啓発活動などを支援するテレワークセンターの整備
- ・大都市で増大するコンテンツ制作、情報処理業務などの受け皿となる、企業向けのテレワークセンターの誘致
- ・介護サービス、リサイクル、*リペア・リフォームなど、地域の課題を「ビジネス」を通じて解決をめざすコミュニティビジネスの振興
- ・教育・文化、インテリア・*エクステリアなど、豊かな生活を支援する対個人サービス業の振興
- ・大阪都市圏の衛星都市として、企業の支店機能となるサテライトオフィス等の誘致

○阪南スカイタウンへの企業立地の促進

- ・居住都市の特性を活かした成長が期待される生活関連産業、情報関連産業等の立地促進
- ・融資・税制面など各種企業立地促進制度の導入促進
- ・国内外企業等の立地情報の提供
- ・国等、企業立地促進関連機関を活用した、企業誘致活動の促進

○起業化の促進

- ・インキュベータなど起業化支援施設の整備の促進
- ・情報技術やビジネスマナー、事業企画立案などに関する講座・セミナー等の開催や起業家や技術者向けの各種研修事業の実施などによる人材育成の促進
- ・商工会で取組んでいる各種経営相談など、経営基盤強化対策、業種転換等の促進
- ・信用保証など、既存施策の利用の促進や信用保証枠の拡大などの要望
- ・(財) 大阪府研究開発型企業振興財団、大阪府中小企業振興センター等、起業化支援機関との連携の促進

.....
 *エクステリア…屋外の庭、建築物の壁面・外構などの色彩や装飾のこと。反対にインテリアは、室内装飾や室内調度品のこと。

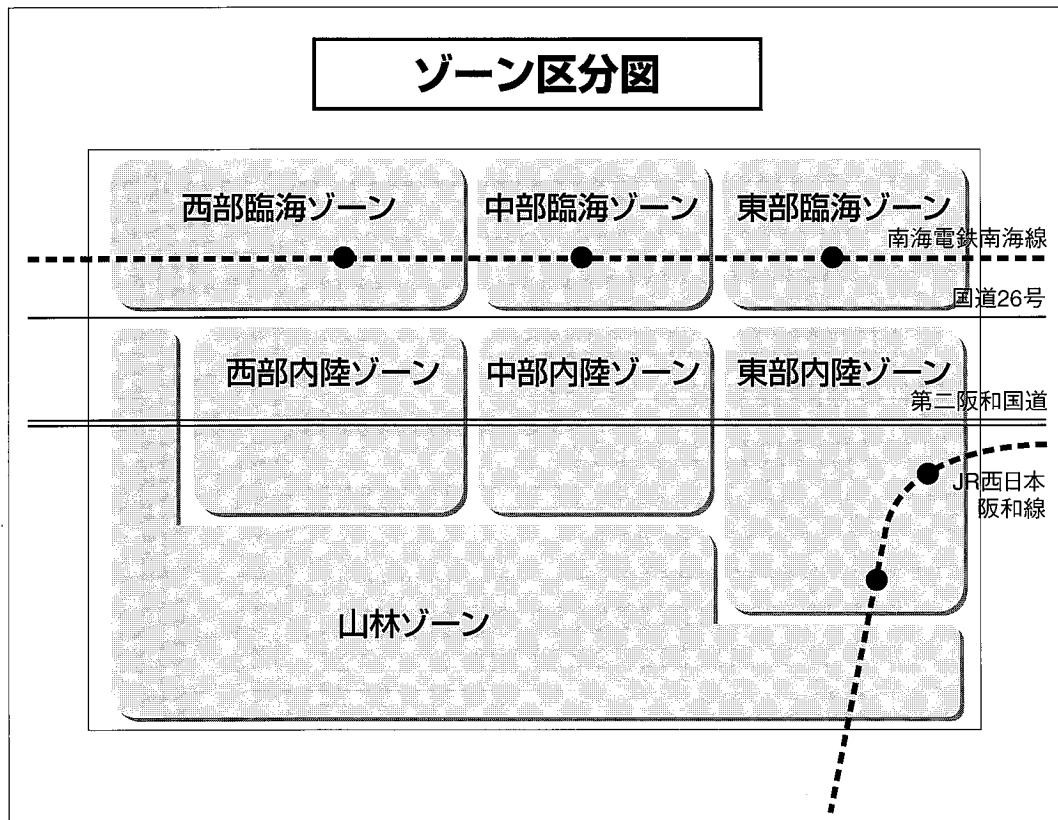
*コンテンツ…中身。内容。ここでは主にデザインや映像などの制作に関するもの。

*リペア・リフォーム…改良すること。作り直すこと。生活用品の修繕・補修、家

III 地域区分別整備方針

1. 地域区分

本市を以下に示す7つのゾーンに区分し、それぞれの地域の特性発揮と全体の調和を考慮して、諸施策の推進と戦略的プログラムの効果的な展開を進める。



東部臨海ゾーン	尾崎駅を中心とし、国道26号以北の東部市街地ゾーンで、本市の中心市街地を形成する既成市街地の地域
東部内陸ゾーン	国道26号以南の和泉鳥取駅、山中渓駅の立地する東部市街地ゾーンで、集落および計画的開発による戸建住宅地など住宅系を中心とする市街地の地域
中部臨海ゾーン	鳥取ノ荘駅を中心とし、国道26号以北の中西部市街地ゾーンで、狭小道路が大半の旧集落地を中心とする既成市街地の地域
中部内陸ゾーン	国道26号以南の中西部市街地ゾーンで、計画的に開発された低層住宅地を中心とする新市街地の地域
西部臨海ゾーン	箱作駅を中心とし、国道26号以北の西部市街地ゾーンで、海岸部等の旧集落地と比較的早期に開発された低層住宅地による既成市街地の地域
西部内陸ゾーン	国道26号以南の西部市街地ゾーンで、阪南丘陵地域を中心とする丘陵地開発地域等の新市街地の地域
山林ゾーン	内陸ゾーン以南から府県境界にかけてのゾーンで、近郊緑地保全区域に指定された山林の地域

2. 地域区分別整備方針

(1) 東部臨海ゾーン

基本方針

尾崎駅周辺については、ターミナル機能の強化、複合的な都市機能の充実を図り、中心市街地にふさわしいまちづくりを進める。また、既成市街地については災害に強いまちづくりをめざすとともに、歴史的な街並みを活かした、誇りと愛着のもてる景観整備を進めること。さらに、海浜部については護岸や防潮堤などの改修・整備、道路の整備、港湾機能の強化など都市機能の整備を図るとともに、男里川の自然干潟の保全など環境に配慮した親水空間の整備を図る。

- ・尾崎駅については、市民が愛着をもてるようなシンボル性が高い整備を図る。
- ・尾崎駅前地区については、商業・業務・都市型住宅等、中心市街地の中核にふさわしい都市機能を複合的に集積したまちづくりを推進する。
- ・尾崎地区における歴史的街並みの保全や歴史的街並みを活かした景観整備など、誇りと愛着の持てる景観整備に努める。
- ・密集市街地については、災害に強いまちとしての整備を進める。
- ・住宅と工場が混在している地区については、地区計画の導入なども検討しながら、住工の健全な共存環境の形成をめざしたまちづくりを進める。
- ・尾崎港については、内陸部との交流拠点となるよう、港湾交通機能の向上やレクリエーション・ポートとしての利用促進を図る。
- ・男里川河口の自然干潟の保全など環境の保全に配慮した親水空間の整備を図る。
- ・護岸や防潮堤など基盤施設の適切な改修整備を進めるとともに、港湾区域内等の海域の浄化を関係各機関に要請する。
- ・海岸部に直接流れ込む排水処理対策の充実を図るとともに、水路等の適切な改修を進める。
- ・海浜部における新たな都市機能整備に伴う交通需要や市民開放に伴う移動空間としての対応等のため、海浜部に沿った新たな道路の計画を検討する。
- ・生活道路については、高齢者等の快適で安全な移動を図るため、タウンモビリティ等の導入を検討する。

(2) 東部内陸ゾーン

基本方針

伝統的な趣きを残した市街地については、集落景観の保全・形成に努めるとともに、新市街地の形成に向けて鳥取中土地区画整理事業の事業化を進める。また、山中渓における歴史的街並み景観の整備やわんぱく王国などの青少年施設の整備充実を図る。さらに、第二阪和国道の高架下利用や周辺整備とともに、生活の利便性を高める側道の整備を図る。

- ・和泉鳥取駅および山中渓駅周辺については、駅施設の改善とあわせて、駅前広場などの整備を進める。
- ・鳥取中土地区画整理事業の事業化を進める。
- ・生産緑地地区に指定された農地および市街化調整区域内で今後も保全する農地については、貴重なオープンスペースとして農業環境の整備・保全に努める。
- ・無秩序な市街化のおそれがある地区については、スプロール的な開発を抑制するとともに、まちづくりと一体となった計画的な市街化を誘導する。
- ・市街地における和泉砂岩を活用した土塀の街並みなど伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成を図るとともに、歴史・文化の保全・創造に努める。
- ・山中渓地区における歴史的街並みの保全や歴史的街並みを活かした景観整備など、誇りと愛着の持てる景観整備に努める。また、歴史・文化資源等を結ぶ生活空間道路や緑のネットワークなどの整備を進める。
- ・わんぱく王国など、青少年がグループ活動や学習活動として気軽に利用できる施設の整備充実に努める。
- ・第二阪和国道の早期整備を図るとともに、文化財の保存等とあわせた高架下利用等、周辺整備事業をあわせて進める。
- ・第二阪和国道機能の補完機能とともに、生活の利便性を高める側道の整備を進める。
- ・幹線道路の交通環境の向上のため、必要に応じて拡幅整備、交差点改良、歩車区分、歩道整備を図る。
- ・山中川、菟谷川などについて、計画的に河川改修を進めるとともに水系の保全や親水空間を活かしたレクリエーション空間としての整備を進める。
- ・河川・ため池の改修および維持管理等の治水事業を大阪府と連携し総合的に進める。

(3) 中部臨海ゾーン

基本方針

鳥取ノ荘駅周辺については、交通結節機能の強化を図るとともに、既成市街地における伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成に努める。また、海浜部については護岸や防潮堤などの改修・整備、漁港機能の強化などのリゾート・レクリエーション機能の整備を図る。

- ・鳥取ノ荘駅周辺地区については、駅施設の改善や駅前広場等の整備を進めるなど、交通結節機能の強化を図る。
- ・市街地における和泉砂岩を活用した土壠の街並みなど伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成に努める。
- ・西鳥取漁港において、リゾート・レクリエーション機能の整備を図るなど漁港の活性化および内陸部との交流機能を整備する。
- ・護岸や防潮堤など基盤施設の適切な改修整備を進めるとともに、漁港区域内の海域の浄化を関係各機関に要請する。
- ・海岸部に直接流れ込む排水処理対策の充実を図るとともに、水路等の適切な改修を進める。
- ・自然海岸である貝掛海岸でのマリンスポーツ・レジャー機能の整備や憩いや賑わいの場としての活用を図る。
- ・海岸線へのアプローチ道路の不足する状況を解消するとともに、海浜部における生活道路の充実を図るために、まちづくりと一体となったきめこまかなか道路整備を推進する。
- ・生産緑地地区に指定された農地および市街化調整区域内で今後も保全する農地については、貴重なオープンスペースとして農業環境の整備・保全に努める。

(4) 中部内陸ゾーン

基本方針

西部丘陵開発東部地区については、新しい市街地として良好な住宅地を形成するとともに、大規模な住宅団地については段階的に都市基盤の水準向上を図る。また、桑畠総合グラウンドや体育館等のスポーツ・レクリエーション機能の充実を図る。さらに、農地については貴重なオープンスペースとして整備保全に努めるとともに、ため池については農業生産機能に加え親水空間など多機能を発揮する空間としての活用を図る。

- ・ 西部丘陵開発東部地区については、今後の市街地整備状況との調整を図りつつ、新しい市街地として、良好で多様な住宅地の形成を図る。
- ・ 大規模な住宅団地の住環境の改善については、道路下水道などの公共施設整備などと関連させつつ段階的に都市基盤の水準向上を図る。
- ・ 生産緑地地区に指定された農地および市街化調整区域内で今後も保全する農地については、貴重なオープンスペースとして農業環境の整備・保全に努める。
- ・ 優良農地の再編整備とあわせて、ため池、灌漑用排水路、農道などの基盤整備を推進する。
- ・ 桑畠総合グラウンドを拠点として、青少年が自由に活動し、憩い、交流のできる場の整備を推進する。
- ・ 生涯スポーツを振興・推進するため、グラウンド・体育館等のスポーツ・レクリエーション施設の充実を図る。
- ・ ため池については、整備と併せて農業生産機能に加え、防災空間、レクリエーション空間、親水空間など多機能を発揮する空間として活用を進める。
- ・ 市街地における和泉砂石を活用した土壟の街並みなど伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成を図るとともに、歴史・文化の保全・創造に努める。

(5) 西部臨海ゾーン

基本方針

箱作駅周辺については、西部地域の核となる交通結節機能の強化を図る。また、既成市街地における伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成に努める。さらに、海浜部については、護岸や防潮堤などの改修・整備とともに漁港の機能強化やせんなん里海公園の整備などリゾート・レクリエーション機能の整備を図る。

- ・箱作駅周辺地区については、土地区画整理事業とあわせて駅前広場・駅施設などの整備を進めるなど、西部地域の交流の核として交通結節機能の強化を図る。
- ・せんなん里海公園および内陸部の大規模開発地域等への交通アクセスの向上のため、南海線における箱の浦周辺への新駅設置を促進する。
- ・生産緑地地区に指定された農地および市街化調整区域内で今後も保全する農地については、貴重なオープンスペースとして農業環境の整備・保全に努める。
- ・市街地における和泉砂岩を活用した土壠の街並みなど伝統的な趣きを残した集落景観の保全・形成に努める。
- ・下莊漁港については、リゾート・レクリエーション機能の整備を図るなど漁港の活性化および内陸部との交流機能を整備する。
- ・海岸部に直接流れ込む排水処理対策の充実を図るとともに、水路等の適切な改修を進める。
- ・大阪府により整備が進められているせんなん里海公園の整備をさらに促進し、海浜レクリエーション拠点としての機能向上を図るよう要請する。
- ・護岸や防潮堤など基盤施設の適切な改修整備を進めるとともに、港湾区域内、漁港区域内の海域の浄化を関係各機関に要請する。
- ・海岸周辺のため池や箱作海岸周辺の沼地の保全、河川の水質の改善など海岸周辺の水辺環境の保全に努める。
- ・箱作駅周辺地区については、西部の交通結節点にふさわしい市民の交流拠点となる複合的なコミュニティセンターのあり方を検討する。

(6) 西部内陸ゾーン

基本方針

阪南スカイタウンについては、良好な住宅地の形成と特定業務用地への企業立地を促進するとともに、西部丘陵開発西部地区については多様な機能を備えた良質な住宅地をあわせ持った複合的な整備を進める。また、第二阪和国道の整備推進にあわせて複合的な商業基盤の整備を図る。さらに、市街地については海や関西国際空港への眺望など個性的な都市景観の形成に努める。

- ・阪南スカイタウンについては、自然環境との調和や防災機能に配慮しつつ、居住都市のシンボルとなる良好な住宅地の形成をめざしたまちづくりを推進する。
- ・西部丘陵開発西部地区については、学術研究機能・国際文化交流機能、文化・レクリエーション機能および職住近接を実現する多様な機能を備えた良質の住宅地をあわせもった複合的な整備を進める。
- ・阪南スカイタウンについては、情報産業や研究開発型企業などの特定業務施設の立地を促進する。
- ・第二阪和国道等、幹線道路の整備進展にあわせて、郊外型の商業施設の立地を促進し、複合的な商業基盤の整備を図る。
- ・阪南スカイタウン周辺の複合型機能用地については、自然環境との調和を図りながら、良好な住宅地やレジャー・レクリエーション空間など、新たな市街地整備を促進する。
- ・大学等の施設については、スポーツ施設や図書館施設、情報施設などの市民への開放を促進し、市民との交流が進められるよう関係機関と調整する。
- ・市街地内の貴重なオープンスペースである生産緑地の保全に努めるとともに、緑住土地区画整理事業の導入などにより良好な市街地の形成を図る。
- ・幹線道路の交通環境の向上のため、必要に応じて拡幅整備、交差点改良、歩車区分、歩道整備を図る。
- ・大阪市が管理している泉南メモリアルパークについては、引き続き、優れた景観を保持するよう要請する。

(7) 山林ゾーン

基本方針

自然環境の保全と開発の調和に留意し、緑の適切な保全・活用を進めるとともに、ハイキングコースやキャンプ場、野外活動拠点など自然と親しめる場づくりの推進を図る。

- ・近郊緑地保全区域については、自然環境の保全を図る。
- ・鳥取池・鳥取池緑地桜の園などのレクリエーション機能とこれらを結ぶハイキングコースなどの緑のネットワークを保全区域と調整を図りつつ整備を図る。
- ・森林の持つ水源涵養機能の維持のため、植林事業を推進する。
- ・自然環境の保全と開発との調和に留意し、適切な保全・活用を進める。
- ・林業生産基盤の強化とあわせて、林道整備事業を推進する。



鳥取池緑地桜の園周辺の緑

■計画推進にあたって

1. 計画的・効率的な行政の運営

総合計画の着実な推進を図るため、事業の緊急性や効果などの事業評価面および財政評価面から検討を加えた進行管理を行う。

しかしながら、現行の地方財政制度や市の財政状況など所の制約や条件の中で、計画を実現していくことは、容易なことではない。

一方、創意工夫を凝らし、効率的な行政運営に努め、市民や市議会の協力のもと、国・府等の関係機関との連携を図りながら、市行政の円滑な運営を図っていくことが必要となっている。

また、地方分権が進展する中で、国・府・市の行政間の機能分担を明確にするとともに、地方財政の充実も課題となっている。

このようなことから、総合計画の推進にあたって、計画的・効率的な行政の運営を図るために、以下の方策を推進する。

(1) 行財政改革を推進し、事務事業の簡素化・効率化に努め、市民にわかりやすい活力ある市政をめざすとともに、市民ニーズの把握等により、施策の優先順位を把握し、適切な市政の運営を図る。

また、事務処理の電算化、情報のデータベース化、システム化等の情報通信機能の導入により、行政手続きの簡素化など、いわゆる*電子政府をめざして、適正・効率的な行政事務処理に努める。

さらに、戦略プログラムに位置づけられた総合的・横断的な施策については、横断的な組織体制を確立し、着実な施策展開に取組む。

(2) 新たな行政課題等に対応していくために、人員の適切な管理と人材の適正配置を進めるとともに、効率的・機能的な行政の組織・機構の構築を図る。

また、多様化・高度化する行政需要に対応するため、大学や民間からの多様な人材の登用とあわせて、国・府との人材交流に努める。

(3) 多様化する行政課題に適切に対応していくためには、施策の企画・立案能力等、職員の資質向上を図ることが必要となっている。このため、職場研修や民間・国・府等の研修事業の活用など自己啓発の場を充実するとともに、まちづくりにおけるボランティアなどの民間活動への参画を促し、自主的な自己啓発を促進する。

また、海外研修など職員の国際感覚を養う機会を充実する。

(4) 財政の計画的・効率的な運営を図るため、各施策の実施に対する施策評価や費用対効果の判断のもと、財政予測と連携した予算編成に努めるとともに、起債制度の活用や地方交付税制度、国・府の補助制度の計画的な活用を図る。

*電子政府…国・地方を問わず、行政のあらゆる分野でIT（情報通信技術）を活用することで、国民サービスの質的向上と行政運営の効率化・スリム化をめざす。例えば、官民の接点と行政内部のIT化により、行政業務を簡素化・効率化し、個人、企業の行政コスト負担を軽減する。

また、行政情報の入手や行政手続の時間・空間の制約を取り払い、個人の利便性や生活の質を向上させ、企業に生産性向上や新事業創出の機会を提供する。さらに、インターネットを経由した情報交流などを通じて、政府に対する国民の信頼を高める。

- (5) 財源基盤の確立が必要となるため、市税収入等の自主財源の確保や公共サービスの使用料等の受益者負担の原則にもとづく見直し・改定とともに、国に対して地方財政の確立に向けた制度改革等を求める。
- (6) 事業推進にあたり、周辺市町との広域的な連携による効率的・効果的な事業の推進が適切な事業については、関係市町と連携して積極的に取組む。
また、地方分権の進展にともない、市町村合併等広域行政の検討がされる中、関係市町等との適切な広域行政のあり方について研究を進める。

2. 市民参画によるまちづくりの促進

市民の誰もが、誇りと愛着をもち、住み続けたいと思えるまちを実現するために、市民の参画を得て、地域の特性を活かしたまちづくりの推進が必要となっている。

このため、行政運営にあたっては、行政と市民が協働で、市の将来像の実現に向けたまちづくりに取組むため、以下の方策を推進する。

- (1) 市民に適切に情報が伝わるよう、プライバシーの保護に留意しながら情報公開制度の円滑な運用を図るとともに、地域での広報活動や説明会などの機会の充実を図る。
また審議会、公聴会、委員会等を積極的に活用し、市民・市民代表の発言機会を拡充するとともに、事業実施にともないワークショップ方式等による市民の参画機会を設けるなど、市民参画によるまちづくりを促進する。
- (2) 地域におけるボランティア活動やコミュニティ活動を促進するとともに、人材の育成やN P Oなどの組織化を促進し、市民参画によるまちづくりを担う市民意識の醸成等を行う。
- (3) まちづくりにかかる都市基盤や施設の整備、サービス・システム充実に向けて、民間の資金やノウハウ等の導入を図るため、公共と民間の連携方式による事業手法の導入など多様な民間活力の活用を図る。

資料

● 阪南市総合計画策定主要経過	140
● 阪南市総合計画審議会条例	141
● 阪南市総合計画審議会条例施行規則	143
● 阪南市総合計画審議会委員	144
● 阪南市総合計画（案） 詮問書	145
● 阪南市総合計画（案） 答申書	146
● 阪南市新総合計画策定府内検討委員会要綱	148
● 阪南市新総合計画策定調査委員会委員	150
● 阪南市総合計画策定体制	151
● 用語解説	152

阪南市総合計画策定主要経過

平成11年

- 9月10日 第1回阪南市新総合計画策定調査検討会
- 10月1日 市民意向調査：市民アンケート調査実施
- 11月28日 市民意向調査：市民（地域別）ワークショップ実施・下莊地区
- 12月4日 市民意向調査：市民（地域別）ワークショップ実施・西鳥取地区
- 12月5日 市民意向調査：市民（地域別）ワークショップ実施・尾崎・東鳥取地区
- 12月17日 第2回阪南市新総合計画策定調査検討会

平成12年

- 1月21日 第1回阪南市新総合計画策定庁内検討委員会
- 3月4日 市民意向調査：市民（合同）ワークショップ実施
- 3月30日 第3回阪南市新総合計画策定調査検討会
- 3月31日 阪南市新総合計画策定のための市民意向調査報告書とりまとめ
- 5月25日 第1回阪南市新総合計画策定調査委員会
- 6月16日 第2回阪南市新総合計画策定庁内検討委員会
- 7月17日 議員全員協議会於説明
- 8月1日 第2回阪南市新総合計画策定調査委員会
- 8月22日 第3回阪南市新総合計画策定庁内検討委員会
- 8月24日 第3回阪南市新総合計画策定調査委員会
- 9月8日 第4回阪南市新総合計画策定庁内検討委員会
- 9月17日 阪南市総合計画（概案）市民説明会
- 9月26日 議員全員協議会於説明
- 9月29日 第4回阪南市新総合計画策定調査委員会
- 10月25日 第5回阪南市新総合計画策定庁内検討委員会
- 10月30日 阪南市総合計画（素案）とりまとめ
- 12月12日 阪南市総合計画審議会条例改正
- 12月18日 第1回阪南市総合計画審議会【諮問】
- 12月26日 議員全員協議会於説明

平成13年

- 1月12日 第2回阪南市総合計画審議会
- 1月14日 阪南市総合計画（案）市民説明会
- 2月8日 第3回阪南市総合計画審議会【答申】
- 2月14日 第6回阪南市新総合計画策定庁内検討委員会
- 3月29日 阪南市総合計画基本構想、平成13年第1回定期市議会において議決
- 3月29日 阪南市総合計画決定

阪南市総合計画審議会条例

[平成 3 年 9 月 30 日
条 例 第 20 号]

改正 平成 11 年 3 月 31 日条例第 13 号
改正 平成 12 年 1 月 12 日条例第 37 号

阪南町総合計画審議会条例(昭和 47 年阪南町条例第 10 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、阪南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、阪南市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公共的団体の代表者

(3) 市民

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、当然退職するものとする。

4 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の阪南町総合計画審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員は、改正後の阪南市総合計画審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、新条例第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則（平成11年3月31日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月12日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

阪南市総合計画審議会条例施行規則

[平成 3 年 9 月 30 日
規則 第 30 号]

改正 平成 11 年 3 月 31 日規則第 30 号
改正 平成 12 年 1 月 12 日規則第 33 号

阪南町総合計画審議会条例施行規則（昭和 47 年阪南町規則第 45 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、阪南市総合計画審議会条例（平成 3 年阪南町条例第 20 号）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員構成）

第 2 条 阪南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の委員構成は、次によるものとする。

- （1）学識経験のある者 7 人以内
- （2）公共的団体の代表者 9 人以内
- （3）市民 4 人以内

（意見の聴取）

第 3 条 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に關係のある行政機関の職員及び關係人の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

附 則

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 12 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

阪南市総合計画審議会委員

(敬称略・五十音順、◎は会長、○は副会長)

有山	ひろゆき 啓之	市民（ワークショップ参加者）
飯田	かつひろ 克弘	大阪大学大学院講師 工学研究科
生田	ゆうこ 祐子	P T A 連絡協議会代表
石崎	よしゆき 祥之	立命館大学 経営学部助教授
大野	しょういち 昌一	市民（公募）
岡本	えつじ 悦司	近畿大学医学部講師 公衆衛生学
佐伯	じゅんこ 順子	帝塚山学院大学 文学部教授
佐々木	やすゆき 保幸	大阪商業大学 総合経営学部助教授
◎田口	もりたか 守隆	大阪体育大学 学長
土井	ひろし 浩	農業委員会代表
西野	しのぶ 忍	市民（ワークショップ参加者）
原田	ゆうじ 裕司	大阪府企画調整部企画室 科学・情報課長
廣島	ゆきお 幸夫	民生委員・児童委員協議会代表
福田	よしゆき 義之	社会福祉協議会代表
細浜	きみ	連合婦人会代表
前田	みのる 稔	商工会代表
楳村	ひさこ 久子	京都女子大学 現代社会学部教授
松若	えいぞう 栄三	医師会代表
○村上	かついち 勝一	自治会連合会代表
山田	まり 麻里	市民（公募）

阪企財第200号
平成12年12月18日

阪南市総合計画審議会長様

阪南市長 岩室敏和

阪南市総合計画（案）について（諮問）

阪南市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき「阪南市総合計画」（案）について貴審議会の意見を求めます。

資料

平成13年2月8日

阪南市長 岩室敏和 様

阪南市総合計画審議会
会長 田口守隆

阪南市総合計画（案）について（答申）

平成12年12月18日付け、阪企財第200号で諮問のありました「阪南市総合計画（案）」について、下記のとおり答申いたします。

記

いよいよ21世紀を迎えるにあたり、我々を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化の進展、情報通信革命、長引く経済不況など大きく変化しております。今は、20世紀の発展を継承しつつ残された多くの課題を克服し、輝かしい新世紀を築くべく各々努力しなければならない時期であります。このようななか、地方分権も一層推進され、地域の特性に適応した、地方分権の時代にふさわしい地方自治体行政の確立が求められ、本市の行政の真価が今後、益々問われるようになってまいります。

このような時代の転換期にあたり、本市においては新たな総合計画を策定し、今後のまちづくりの新たな方向を見出すことは、時宜を得たものであると考えます。

この度、諮問のありました「阪南市総合計画（案）」につきましては、本審議会において、慎重に審議した結果、社会経済動向や市民意識等を反映し、本市の21世紀の行政運営の指針として適切であると判断し、以下の意見を付して、別添のとおり答申いたします。

1. 計画の推進にあたっては、事業の重点的、効率的実施のため、実施計画等の策定とともに、計画にもらられている事業については、政策評価や事業評価等を踏まえながら、実行性が確保されるよう適切な進行管理に努められたい。
2. 本計画に基づくまちづくりの推進にあたっては、本市の特色である豊かな自然環境や生態系に配慮しつつ、持続的な発展の可能な基盤整備を推進するとともに、地球環境時代にふさわしい環境共生の視点にたったまちづくりの推進に努められたい。
3. 本計画に基づくまちづくりの推進にあたっては、本計画の特色となる、安心で安全なまちづくりをめざした保健・医療・福祉施策の連携や生活圏を重視した交通体系の整備など、市民本位、生活者の視点にたった施策の推進に努められたい。
4. 本計画に基づくまちづくりの推進にあたっては、市民と市が協働して進めいくことが肝要であり、このためには市民の理解と協力が不可欠となることから、市民への情報の提供と開示を十分に行い、施策推進の各機会を通じて市民が参画できるよう努められるとともに、人づくりの面にも努められたい。
5. 本計画の推進にあたっては、市民が等しく参加する必要があり、公正、平等な市行政の運営に努められるとともに、特に、今後は、男女共同参画による社会づくりが必要となることから、女性がまちづくりに参加するための環境の整備に努められたい。
6. 本計画の推進にあたっては、幅広い関係機関等の協力により、取り組む必要があるため、近隣市町との連携による広域行政の一層の推進、民間の資金・人材等の積極的な導入、国・府及び関係機関の支援の確保に努められたい。
7. 本計画を総合的、効果的に推進するため、縦割り行政の弊害を排し、戦略的プログラムで掲げられた施策を横断的な組織体制で推進するなど、全職員の知恵と工夫を結集し、経済効果にも配慮しながら、計画的な行財政の運営に努められたい。

阪南市新総合計画策定庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、21世紀を展望した新しい時代にふさわしい新総合計画を策定するため、庁内の検討組織として設置する「阪南市新総合計画策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）」に関して、必要な事項を以下のとおり定める。

(職務)

第2条 検討委員会は、阪南市新総合計画にかかる将来像及び基本構想（案）・基本計画（案）を策定するための検討を行うものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 検討委員会は、職務が終了したときは解散するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 検討委員会の開催は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(構成員以外の者の出席者)

第6条 委員がやむ得ず出席できない場合は、代理出席者をもって充てることができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

【別表1】阪南市新総合計画策定庁内検討委員会構成員

委 員 長	助 役
副 委 員 長	總 務 部 長
委 員 員	市 長 直 轄 理 事
委 員 員	市 民 部 長
委 員 員	保 健 福 祉 部 長
委 員 員	事 業 部 長
委 員 員	上 下 水 道 部 長
委 員 員	議 会 事 務 局 長
委 員 員	行政委員会事務局長
委 員 員	教 育 次 長
委 員 員	病 院 事 務 局 長
委 員 員	消 防 長

(12名)

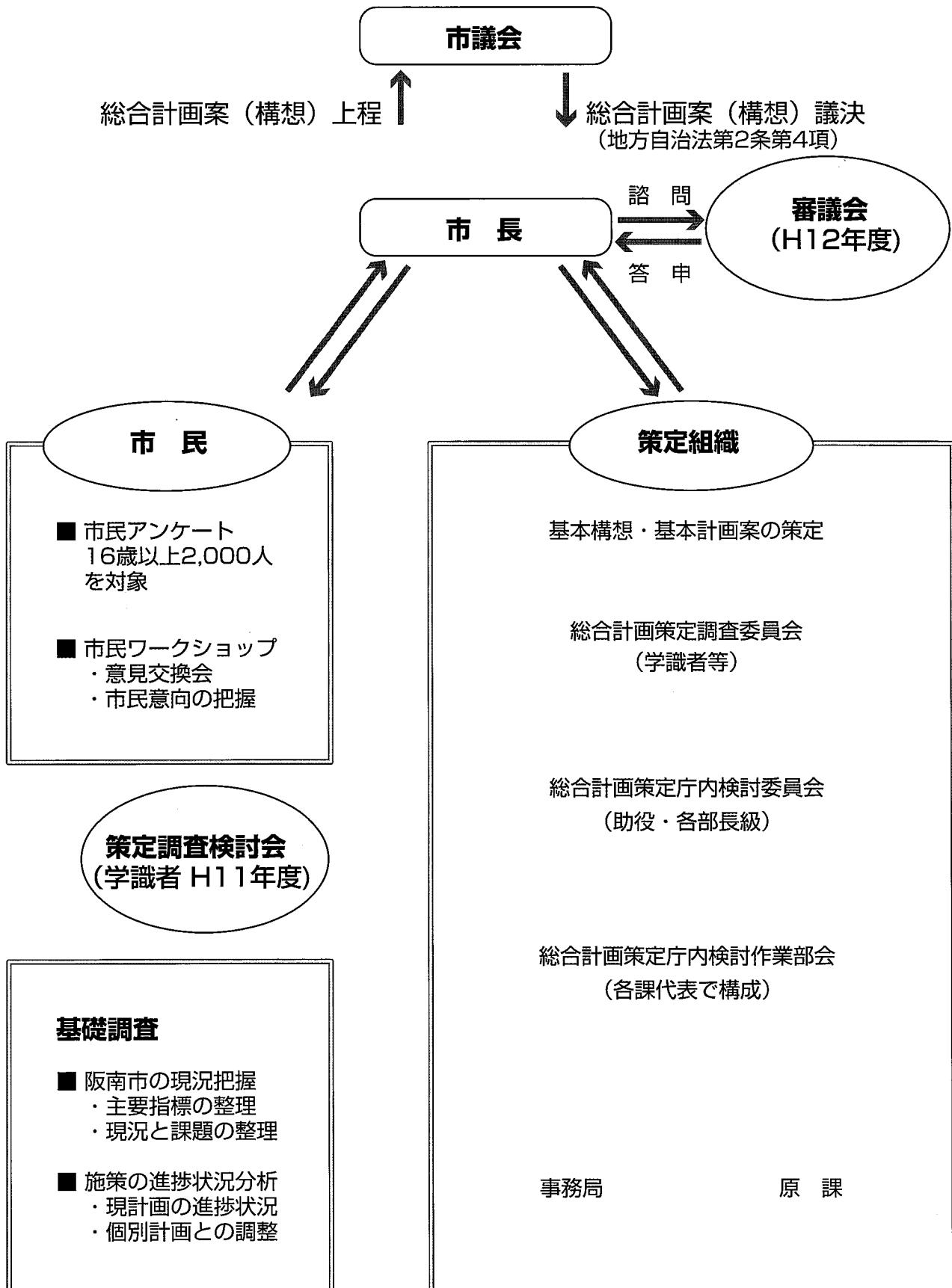
阪南市新総合計画策定調査委員会委員

(敬称略・◎は会長、○は副会長)

氏名	大学等	分野
◎田口 守隆 たぐち もりたか	大阪体育大学学長	生涯学習・教育
○横村 久子 まきむら ひさこ	京都女子大学 現代社会学部教授	環境・福祉
岡本 慶司 おかもと けいじ	近畿大学 医学部講師 公衆衛生学	医療・健康
佐伯 順子 さえき じゅんこ	帝塚山学院大学 文学部教授	文化・情報
石崎 祥之 いしざき よしゆき	立命館大学 経営学部助教授	交通・観光
飯田 克弘 いいだ かつひろ	大阪大学大学院 講師 工学研究科	都市計画
佐々木 保幸 ささき やすゆき	大阪商業大学 総合経営学部助教授	産業・経済
原田 裕司 はらだ ゆうじ	大阪府企画調整部企画室 科学・情報課長	科学・情報

※横村久子、石崎祥之、佐々木保幸の3氏は阪南市新総合計画策定調査検討会（平成11年度ワーキング）に参加

阪南市総合計画策定体制



用語解説（五十音、アルファベット順）

- インキュベーション施設**…創業期企業の自立を助けるため、事務所スペースや経営管理・技術開発などにおける総合的な支援サービスを提供する施設。インキュベーションの意味は卵を孵化させること。
- エクステリア**…屋外の庭、建築物の壁面・外構などの色彩や装飾のこと。反対にインテリアは、室内装飾や室内調度品のこと。
- エコショップ、エコオフィス**…環境問題に配慮して、商業施設や事業所等でごみを出さない仕組みや省エネルギーを目的とした施設づくりやそのための取組み。
- 開放型システム**…市民病院が、「開放型病院」の承認をうけ、地域の『かかりつけ医』（開業医）と連携し、患者に継続して一貫した医療を提供する仕組み。オープンシステムともいう。
- 救急救命士**…電気的刺激による心拍の回復、投薬を可能とする静脈路の確保、口中の空気の通り道を作るなどの処置ができる救急隊員。
- グループホーム**…家庭での生活が困難になった小人数（5人～9人）の痴呆のお年寄りが、家庭的な環境の中で介護する職員と一緒に共同生活を送る介護サービス。
- ケアハウス**…一人暮らしや高齢者夫婦が自立した生活を送れるように工夫されている軽費老人ホーム。
- ケースワーカー**…社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から、個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者。
- 建築協定**…地域にあったまちづくりを進めるため、建物の敷地、位置、構造、用途、意匠などについて土地所有者などが基準を定めたもの。
- 個人情報保護制度**…情報処理および電機通信分野における飛躍的な技術革新により、情報の大量かつ迅速な処理が可能となる一方、社会経済情勢の進展により、情報の価値が高まるなか、個人に関する種々の情報が収集・蓄積・利用されることにより、プライバシーに関わる個人情報の保護に対する権利意識が高まってきていることから、このような情報の管理責任を果たし、個人情報を制度的に保護しようとするもの。
- コミュニティビジネス**…地域社会において福祉や環境などの観点からみた生活支援やリサイクルなどに関連する多様なサービス業など。
- コミュニティリーダー**…地域住民（団体）をまとめ、相互の信頼関係を作り出し、コミュニティ活動を積極的に推進していく地域（団体）における指導者。
- コンテンツ**…中身。内容。ここでは主にデザインや映像などの制作に関するもの。
- サテライトオフィス**…職住近接を目的として、郊外にある勤務者の住宅に近いところに設けられたオフィス。大都市圏周辺都市における企業の支社機能など。
- 授産施設**…障害があることにより一般雇用が困難な人に、独立した生活のために必要な訓練を行うとともに、働く場を提供する施設。
- 生涯学習**…生涯を通じて、自らの自発的意思において、あらゆる機会をとらえて行う学習活動。
- 情報公開制度**…行政機関等の保有する情報は、環境、福祉、まちづくりなど市民自治や市民生活に深く関わるものが多く、誰もがこれらの情報を知りたいときに知ることができるよう、知る権利を制度的に保障しようとするもの。
- シルバーハウジング**…高齢者が地域社会の中で自立して安全快適な生活ができるよう、福祉施策と住宅の連携をめざした高齢者向け世話付公営住宅。
- 人権教育のための国連10年**…1994年の第49回国連総会において、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、人権関係国際法規の諸規定に基づく「行動計画」が示された。
- スプロール**…無秩序、無計画なままに都市が郊外に拡大し、虫食い状態になること。
- 生産緑地**…市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図ろうとする意図から、「保全すべき農地」として都市計画法に基づき「生産緑地地区」として指定された土地。

- 太平洋新国土軸**…平成10年3月に策定された新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において示された4つの国土軸のひとつ。沖縄から九州中南部、四国、紀伊半島を経て中京に至る地域及びその周辺地域。
- タウンモビリティ**…1979年に英国で「ショップモビリティ」の名称で誕生した高齢化社会の活性化への取組み。日本ではこの概念を拡大した「タウンモビリティ」の名称で各地に導入されつつある。高齢者や障害、病気やけがを持つ人など、移動が困難な人達に、商店街や街なかを自由に楽しんでもらうため、電動スクーターの貸し出しなどにより外出を支援する取組み。
- 地球温暖化**…二酸化炭素、フロン、メタンなどの温室効果のあるガスが増加することにより、地球の気温が高まること。生態系や人々の暮らしに与える影響が心配されている。
- 地区計画**…その地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備保全を目的に定める地区レベルの計画。
- 地理情報システム(GIS)**…(Geographic Information Systemsの略。) 地理的位置を手掛かりに位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、地図と人口や建物の状況等の数値情報を連動させて検索や解析、図化等を行う技術。
- デイサービス**…在宅の虚弱・ねたきりなどの高齢者や障害者の自立生活の助長などを図るため、デイサービスセンターに通わせ、生活指導・入浴・健康チェック・食事などのサービスを提供する。
- テレワーク**…情報通信技術（IT）を使って遠隔地からでも仕事ができる仕組みを活用した、場所や時間にとらわれない働き方。
- 電子政府**…国・地方を問わず、行政のあらゆる分野でIT（情報通信技術）を活用することであり、国民サービスの質的向上と行政運営の効率化・スリム化をめざす。例えば、官民の接点と行政内部のIT化により、行政業務を簡素化・効率化し、個人、企業の行政コスト負担を軽減する。
- また、行政情報の入手や行政手続の時間・空間の制約を取り払い、個人の利便性や生活の質を向上させ、企業に生産性向上や新事業創出の機会を提供する。さらに、インターネットを経由した情報交流などを通じて、政府に対する国民の信頼を高める。
- 土地区画整理事業**…市街地の総合的な整備、造成を目的とする代表的な市街地整備手法で、土地の交換分合、区画形状の変更などを実施して面的整備を図るもの。
- ニューファクトリー化**…従来の製造業における工場施設に対して、工場の内部環境が優れていること。工場の外観が周辺環境に調和していること、工場の持つ施設や機能が地域社会に貢献していることなどを目的に、地域社会と共生できる環境を備えた工場施設・設備やそのための取組み。
- ノーマライゼーション**…すべての人々が共に生活し、互いに助け合う社会を実現するため、若者も高齢者も障害のある人もない人も、共に平等に社会の一員として生活し、活動できる地域社会づくりをめざすという考え方。
- バリアフリー**…障害者や高齢者などが生活するうえでの妨げになる物理的・精神的な障害を取り去った、障害者や高齢者にやさしい生活空間のあり方。
- ハンプ**…市街地内の道路などで交通安全と環境向上を図るため、車の速度を抑制する目的で路面に設置される小さな丘状の構造物。50～100mmの高さで、頂部が平らなものや円弧状のものがある。
- ホームステイ**…一般家庭に滞在しながら、現地の文化や習慣に触れ、日常会話にも習熟することをねらいとする交流活動。
- ホームヘルプサービス**…日常生活に支障がある高齢者・障害者の家庭を訪問介護員が訪問して、日常生活上の世話をを行うこと。
- ポケットパーク**…住宅地や道路の沿道などにつくられる小さな公園。わずかな土地を利用して、都市環境をよくしようとするもの。
- ポテンシャル**…「可能な」「潜在する」の意味。潜在する能力。可能性としての力。
- ボラード**…車止め。歴史は古くヨーロッパで人と馬車を分離するのに使用されたのがはじまり。歩行者の保護、車両の進入禁止、建築物等の保護、誘導路の設置など使用目的によって多種多様なものがある。

- マルチメディア…複合媒体。映像・音声・文字などの多種多様な媒体を組み合わせて、人間の感覚器官すべてに働きかけるもの。
- ミチゲーション…生態系への被害を最小限にしたうえで、損なわれた環境を復元する技術手法。緩和。軽減。
- ユニバーサルデザイン…障害のある人用のデザイン、障害のない人用のデザインという区別をなくし、特別のものではなく、すべての人が利用できるように当初から設計すること。
- ライフスタイル…生活様式のこと。衣食住に限らず人生観や仕事観、交際や娯楽の仕方などを含む暮らしぶり。
- リーダーバンク…指導者を登録するところ。
- リサイクル…廃物や不用なものを再利用すること。近年廃棄物の処理が大きな問題となっており、リサイクルに関するさまざまな法律が制定されている。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ…「性と生殖に関する健康と権利」とは、女性が生涯にわたって、自らの性と健康に関する十分な情報を得ることができ、また、自己決定する権利を有するという考え方。
- リペア・リフォーム…改良すること。作り直すこと。生活用品の修繕・補修、家具や古い衣料品等の仕立て直しなど。
- 緑住土地区画整理事業…都市における市街化調整区域内農地の無秩序な市街化を防止するため、生産緑地と宅地化農地の交換分合を進めつつ、介在的に残された市街化調整区域内農地の計画的な宅地化を図る小規模な区画整理事業。
- レクリエーションポート…マリンレジャーやリゾート機能を有した港として、ボート・ヨットなどを楽しむ人々の利用施設や魚釣り施設、広場・公園など水辺で市民が楽しむことのできる空間を備えている。府立青少年海洋センターが隣接する淡輪港（岬町）がその一例。
- レセプト…診療報酬請求明細書。病院や診療所が健康保険などの保険で診察した場合、医療費負担分の明細書を毎月1回公的機関の支払基金などに提出し、これに基づいて健康保険組合などから支払いを受けるもの。
- ロードサイド型商業…幹線道路沿いにおいて、車での利用を前提とした大規模駐車場や飲食・広場などのアメニティ施設等を整備した商業施設。衣料品、書店、家電製品、スポーツ用品などの業種をあつかう郊外型大型店やディスカウントストアなど。
- ワークショップ…様々な立場の人が参加して、あるテーマに関する課題や方向性について、公平かつ創造的な協同作業をつうじて、資源の発見や多様な提案の作成、実現後の関わり方の検討などをおこなう会合や研究集会。
- CATV…同軸ケーブルや光ファイバーケーブルなどを用い、テレビ番組などを加入者に提供するシステム。かつてはCommunity Antenna Televisionの略とされていたが、現在はケーブルテレビの略として使われる。
- ISO…国際標準化機構（International Organization for Standardization）によって制定された国際規格で、環境マネジメントシステムや品質保証に関する規格がある。
- LAN…（Local Area Networkの略。）同一ビルや同一構内等で複数のコンピュータやプリンタ等を高速な回線で接続するネットワークを指す。
- NPO…（Non Profit Organizationの略）ボランティア団体や市民団体などの民間の非営利組織。
- PFI…（Private Finance Initiativeの略）従来公共部門が行っていた社会資本整備に、民間の活力を導入する手法。政府や自治体が公共事業等を行うにあたって施設の設計や建築、資金調達、運営管理などを競争入札等で選んだ民間の業者に任せるもの。
- SOHO…（Small Office Home Officeの略）で、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の働き方。IT（情報通信技術）を活用した個人や小人数のベンチャー企業、クリエイター、有資格者、在宅ワーカー等。

都 市 宣 言

「非核平和都市宣言」

世界の恒久平和は全人類の願望である。しかるに、近年核軍拡競争は、とどまるところを知らずに人類の生存そのものが脅かされている。世界最初の核被爆国となつた我が国は、再び「ヒロシマ、ナガサキ」の惨禍を繰り返させてはならない決意と責任を世界に示さなければならぬ。我が阪南町においても、日本国憲法に掲げる恒久平和の原則を町民生活の中に生かし、継承させていくことが人間尊重の精神を育み、自然と文化、そしてよりよい生活環境を守ることになる。よつて、本町は國是である「非核三原則」の堅持を政府に強く求め、核兵器の廃絶を全世界に訴えるものである。

以上を宣言する。

昭和59年12月11日
大阪府泉南郡阪南町議会

「覚せい剤禍撲滅都市宣言」

覚せい剤は、昭和20年代後半を中心に戦後の混乱した社会に乱用があり、大きな社会問題として取り上げられるに至った。昭和26年6月、覚せい剤取締法が制定され、昭和33年1月には、覚せい剤問題対策推進中央本部が内閣内に設けられ、取締りの徹底、乱用防止にむけての推進の結果、やや鎮静するに至った。ところが、昭和45年頃から乱用者が再び増え始めたため「覚せい剤乱用対策実施要綱」を策定し、中央と地方の関係行政機関が相互に協力して乱用防止につとめてきた。しかしながら、乱用者が増え、一般市民層のみならず青年層まで浸透している。そして、覚せい剤乱用者による事件事故も多発している現状である。又、覚せい剤の密輸、密売は、暴力団にとって格好の資金源となっている。よって、覚せい剤をめぐる弊害が増加の一途をたどっている今日、これらのこととふまえて、阪南町覚せい剤等防止事務推進協議会が発足した。ここにおいて、駅頭並びに地域での署名活動を通じ、覚せい剤禍撲滅のための取締りの強化、厳正かつ強力なる処分及び法の強化の必要性と、覚せい剤禍の恐ろしさの理解を求めてきた。今後、乱用者に対する指導及び治療対策はもちろんのこと、覚せい剤禍の撲滅にむけて明るく住みよい地域社会づくりをめざし、ここに阪南町覚せい剤禍撲滅都市を宣言する。

以上、決議する。

平成元年9月4日
大阪府泉南郡阪南町議会

「ゆとり宣言」

すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間とうるおいのある生活をおくることができるようには、人間性豊かな社会の建設にとどきわめて重要です。しかし、我が国の労働時間の現状は、欧米諸国と比較して年間で200時間から500時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊かさが実現できない大きな要因となっています。阪南町議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、すべての国民が週に2日は仕事の手を休め、ときどき長い休みを楽しみ、日に団らんのある暮らしがおくれるよう、労働時間の短縮、生活環境の整備等、条件整備に全力を尽くします。

以上、決議する。

平成2年12月13日
大阪府泉南郡阪南町議会

「人権擁護都市宣言」

我々は、平和、民主主義、基本的人権と尊重を基本とする世界に誇り得る日本国憲法を有し、基本的人権の享有は永久の権利として何人にも保障されている。

しかし、現実の社会は、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、部落差別、女性差別、障害者差別、アイヌ民族差別、外国人差別などにみられる人権侵害の事象が跡を絶たない。

こうした社会情勢の中にあって、人権意識の高揚を図り、眞の民主社会の建設に向け、ゆるぎない信念と決意のもと、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃を目指すことを確認し、ここに阪南市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

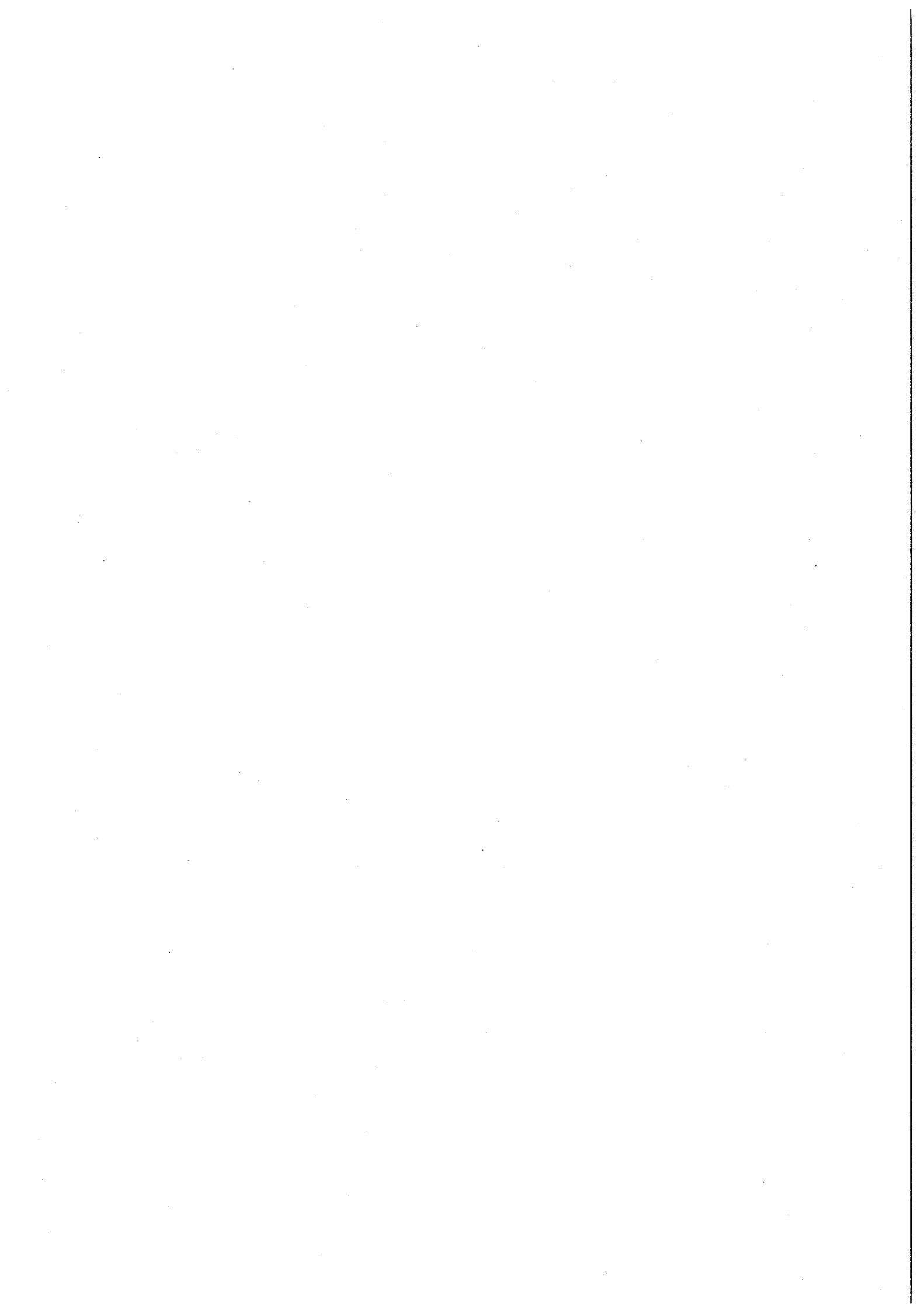
以上、決議する。

平成5年6月11日
大阪府阪南市議会

阪南市総合計画

平成13年3月発行
編集・発行：阪南市

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1
Tel : 0724-71-5678 Fax : 0724-73-3504
ホームページ : <http://www.city.hannan.osaka.jp/>



阪南市民憲章

(昭和51年1月1日宣言)

(前文)

わたくしたちは、みどり豊かな葛城の山やまと、波しづか茅渟の海にかこまれた阪南市の住民です。わたくしたちは、永遠の平和と幸せをねがい、希望にみちた明るく住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます。

(本文)

- 1 心のふれあいを大切にするまちをつくりましょう。
- 1 教養と文化の高いまちをつくりましょう。
- 1 みんなで助け合う明るいまちをつくりましょう。
- 1 健やかに楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 1 恵まれた自然と調和したまちをつくりましょう。



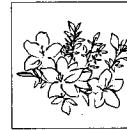
■阪南市紋章

阪南の「は」をひろがり行くみずわに図案化し、調和と平和を象徴する大小の輪は未来に向って大きく躍進する阪南市の姿を形象する。



市の木くまつ>

「まつ」は、すべての国民から愛され泉州の人びとに特に親しまれている一方、風雪に耐え、姿の豪華さは継続のよい木とされ、正月の門松、庭木等市民の生活に強く結びつきその成長は市の発展を象徴します。



市の花くさつき>

「さつき」は、我が国固有の花木で広く山野に自生し、古くから多くの人びとに愛され、その色彩の豊富さと変化、花弁の妙など他に比べる花はなく市の花として美しい人情と気品を象徴します。